

衆議院 内閣委員会 議録 第十三号

昭和六十一年四月二十四日(木曜日) 午前十時六分開議

出席委員

- | | |
|-----------|-----------|
| 委員長 志賀 節君 | 理事 戸塚 進也君 |
| 理事 石川 要三君 | 理事 宮下 創平君 |
| 理事 深谷 隆司君 | 理事 元信 堯君 |
| 理事 小川 仁一君 | 理事 和田 一仁君 |
| 理事 市川 雄一君 | 理事 石原健太郎君 |
| 池田 行彦君 | 衛藤征士郎君 |
| 内海 英男君 | 塩川正十郎君 |
| 菊池福治郎君 | 中島源太郎君 |
| 月原 茂皓君 | 堀内 光雄君 |
| 二階 俊博君 | 上原 康助君 |
| 村岡 兼造君 | 佐藤 徳雄君 |
| 小澤 克介君 | 矢山 有作君 |
| 野口 幸一君 | 鈴切 康雄君 |
| 山下八洲夫君 | 滝沢 幸助君 |
| 日笠 勝之君 | 三浦 久君 |
| 柴田 睦夫君 | |

出席國務大臣

- | |
|-----------------|
| 厚生大臣 今井 勇君 |
| 國務大臣 後藤田正晴君 |
| (内閣官房長官) 加藤 紘一君 |
| 國務大臣 加藤 紘一君 |
| (防衛庁長官) |

出席政府委員

- | |
|-------------------|
| 内閣参事官 莊司 暁夫君 |
| 内閣官房内閣審議室長 的場 順三君 |
| 内閣官房内閣広報室長 金子 仁洋君 |
| 内閣官房内閣調査室長 谷口 守正君 |
| 内閣法制局第二部長 大森 政輔君 |

委員外の出席者

- | |
|--------------------------|
| 防衛會議事務局 長 塩田 章君 |
| 警察庁警備局長 三島健二郎君 |
| 防衛庁参事官 瀨木 博基君 |
| 防衛庁長官官房 長 宍倉 宗夫君 |
| 防衛庁防衛局長 西廣 整輝君 |
| 防衛庁教育訓練局長 大高 時男君 |
| 防衛庁人事局長 友藤 一陸君 |
| 防衛施設庁長官 佐々 淳行君 |
| 防衛施設庁総務部長 平 晃君 |
| 防衛施設庁建設部長 大原 舜世君 |
| 経済企画庁総合計画局長 及川 昭伍君 |
| 厚生政務次官 丹羽 雄哉君 |
| 厚生大臣官房総務審議官 北郷 勲夫君 |
| 厚生大臣官房審議官 木戸 脩君 |
| 厚生省健康政策局長 竹中 浩治君 |
| 厚生省保健医療局長 仲村 英一君 |
| 厚生省保健医療局老人保健部長 黒木 武弘君 |
| 厚生省年金局長 吉原 健二君 |
| 警察庁長官官房審議官 安達 真五君 |
| 外務省北米局安全保障課長 岡本 行夫君 |
| 厚生省保健医療局老人保健部計画課長 羽毛田信吾君 |
| 厚生省保険局医療課長 谷 修一君 |

- | |
|---------------------|
| 労働省労政局労働法規課長 廣見 和夫君 |
| 内閣委員会調査室長 石川 健一君 |

委員の異動

- | | |
|--------|--------|
| 四月二十四日 | 補欠選任 |
| 田澤 吉郎君 | 衛藤征士郎君 |
| 中村喜四郎君 | 村岡 兼造君 |
| 井上 一成君 | 佐藤 徳雄君 |
| 嶋崎 讓君 | 小澤 克介君 |
| 新村 勝雄君 | 野口 幸一君 |
| 矢山 有作君 | 山下八洲夫君 |
| 同日 | 補欠選任 |
| 衛藤征士郎君 | 田澤 吉郎君 |
| 村岡 兼造君 | 中村喜四郎君 |
| 小澤 克介君 | 嶋崎 讓君 |
| 佐藤 徳雄君 | 井上 一成君 |
| 野口 幸一君 | 新村 勝雄君 |
| 山下八洲夫君 | 矢山 有作君 |

四月二十三日

- 旧台湾出身元日本軍人軍属補償に関する請願外一件(北口博君紹介)(第三五一九号)
- 同(高沢寅男君紹介)(第三五二〇号)
- 同(外三件(永末英一君紹介)(第三五六二号)
- 同(村山喜一君紹介)(第三五六七号)
- 同(村山喜一君紹介)(第三五六七号)
- スパイ防止法制定に関する請願(小宮山重四郎君紹介)(第三五二二号)
- 同(戸塚進也君紹介)(第三五二二号)
- 同(宇野宗佑君紹介)(第三五六四号)
- 同(野田毅君紹介)(第三六三八号)

石川県の寒冷地手当改善に関する請願外一件(嶋崎讓君紹介)(第三五二三号)

傷病恩給等の改善に関する請願(塚原俊平君紹介)(第三五二四号)

同(稲村利幸君紹介)(第三五六六号)

同(増岡博之君紹介)(第三五六七号)

同(稲村利幸君紹介)(第三六二二号)

同(小宮山重四郎君紹介)(第三六二二号)

同(船田元君紹介)(第三六二三号)

国家機密法制定反対に関する請願(中林佳子君紹介)(第三五六三三号)

旧軍人の恩給資格者に対する特別法制定に関する請願(玉置一弥君紹介)(第三五六五号)

兵庫県の寒冷地手当改善に関する請願(後藤茂君紹介)(第三六一九号)

兵庫県波賀町の寒冷地手当引き上げに関する請願(後藤茂君紹介)(第三六一〇号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

安全保障會議設置法案(内閣提出第九号)

厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二六号)

○志賀委員長 これより會議を開きます。

内閣提出、安全保障會議設置法案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。元信堯君。

○元信委員 安全保障會議設置法、きょうはまず逐条的に細かく法案について伺って、そこで出た問題があればまた後の時間を使って、そんな進め方で行きたいと思っております。

まず第一条ですが、この法案の目的が「国防に

関する重要事項及び重大緊急事態への対処に関する重要事項を審議する機関として、内閣に、安全保障会議を置く。」というのですが、前段の「国防に関する重要事項」というのは国防会議からの引き継ぎということだと考えますが、新しくつけ加えられました「重大緊急事態」というのは、これは議論されてきているところでございますけれども、簡単にこの定義をまずしていただきたいと思います。

○塩田政府委員 定義でございますが、第二条第二項に書いてございますように、我が国の安全に重大な影響を及ぼすおそれのある緊急事態であつて、第一項の国防に関する事態を除いたもので、かつ、通常の緊急事態対処体制によつては適切に対処することが困難な事態をいう、こういうことでございます。

○元信委員 「重大」というのは、国の安全に影響を及ぼすものを重大とこう定義されるのでありましようが、「緊急」というのは、従来国防事態を想定する中で緊急という概念はなかつたと思ひますが、ここでおっしゃる「緊急」というのは大体時間的にはどの程度の急を要するものであるか、簡潔にお答えをいただきたいと思ひます。

○塩田政府委員 抽象的に申せば、政府として緊急に対処しなければいけないということでございますけれども、今お尋ねの時間的にどのぐらいの時間かということでございますれば、これは個々のケースによつて違いますので、一概にどのぐらいの時間というふうには申し上げにくいと思ひます。

○元信委員 しかし「緊急」というんですから、大体どれぐらいというのはあるんでしよう。例えば日でも数える単位なのか、時間で数える単位なのか、あるいは週で数える単位なのか、時間の物差しはある程度はつきりできると思ひますがね。

○塩田政府委員 これは全く事態の態様によりまして、何をもちて単位とするというふうにも申し上げにくいと思ひます。

すから先へ行きますが、緊急で重大である、こういう事態をだれが認定することになりますか。

○塩田政府委員 最終的には総理大臣が認定されることでございます。

○元信委員 後ほどその総理大臣にかかわつて御質問を申し上げますので、先へ行きますが、第一条には「重大緊急事態への対処に関する重要事項を審議する」と書いてありますが、この「対処に関する重要事項」というのは具体的にどのような内容でしょうか。

○塩田政府委員 「対処に関する重要事項」と申しますと、まず第一に、対処措置それ自体も含まれます。対処措置が中心のものでありますけれども、それ以外に、重大緊急事態の発生に備えて平常時から調査、審議しておくような必要な事項もあり得ると思ひます。例えて申し上げますと、重大緊急事態への対処に当たつて常に準備すべき基本方針でありますとか、あるいは情勢分析、重大緊急事態の想定でありますとか、あるいは重大緊急事態への対処に関する政府部内の情報連絡、意思決定の仕組み等についてのマニュアルの作成でありますとか、そういったようなことが含まれると思ひます。

○元信委員 二条において、会議に諮らなければならぬこととして、「重大緊急事態が発生した場合において、必要があると認めるときは、当該重大緊急事態への対処措置について会議に諮るものとす。」というふうな規定してあります。これで見ると、重大緊急事態が発生した場合については、しかもその必要があるというふうなときには会議に諮るとありますが、今の御説明にまいりますと、平常からその準備に当たつたようなことも書いてございますが、その平常のマニュアルの作成と言われている部分ですが、そういう作業をする根拠というのはどこにありますか。

○塩田政府委員 対処措置そのものにつきまして、御指摘のとおり二項に書いてあるように、事態が発生した場合の対処措置について諮る、これは御指摘のとおりでございます。

○元信委員 二条の二項に「重大緊急事態が発生した場合において、必要があると認めるときは」というふうな規定がございまして、この中に言うところの「重大緊急事態への対処に関する重要事項」というものの中には、今申し上げたような事態が起つたときの対処措置ばかりでなくて、それ以前のものも含まれておるといふふうに解釈しておるわけでございます。

今先ほど、平常のときからいろいろ重大緊急事態に関する事項としてあり得ると申し上げましたのは、次の三項に書いてございますように、平素から、会議は、「意見を述べることができる。」という規定がございまして、この中に言うところの「重大緊急事態への対処に関する重要事項」というものの中には、今申し上げたような事態が起つたときの対処措置ばかりでなくて、それ以前のものも含まれておるといふふうに解釈しておるわけでございます。

○元信委員 二条の二項に「重大緊急事態が発生した場合において、必要があると認めるとき」というふうな規定がございまして、重大緊急事態が発生した場合でも必要がないといふときに対処措置が要らない、こういうような重大緊急事態といふのは存在しますか。

○塩田政府委員 これは重大緊急事態が発生すれば必ず対処措置は要りますから、ここで言っている「必要があると認めるとき」というのは、この会議に諮つた方がいい、この会議に諮つて措置をとるといふ必要を認めた場合でございまして、ここで諮らないものについて対処措置が必要でないという意味ではございませぬ。

○元信委員 そうしますと、重大緊急事態は必ず対処措置を必要とするということですが、会議に諮らずに対処措置をとることがあり得るといふ意味ですか。

○塩田政府委員 あり得ると思ひます。これももちろん総理の判断ですけれども、事態によつてはいきなり閣議に諮つて処理した方がいいと思われようようなケースもあり得るといふことで、考えておるわけでございます。

○元信委員 具体的にはどのようなケースをそういうふうな想定されて、この法案を準備されましたか。

○塩田政府委員 これもなかなか一概に申し上げにくいのですが、閣議ということになりますと、内閣としての意思決定を必要とするような案件でございますが、例えて申しますと、過去に全く

同じようなケースがありまして、大体やり方もわかつているというような事態もあり得るわけですね。そういう場合に、もう内閣としての意思決定さえあればやり方は大体わかつていっているようなケースも考えられると思ひます。

○元信委員 そうしますと、今の御答弁によると、この会議に諮らずに対処措置を閣議にいきなり諮る場合というのは、過去に事例があつたもの、こう理解してよろしうございませぬか。

○塩田政府委員 そういふふうな決めていただかなくて、私が申し上げたのは一つの例としてそういうことも考えられるといふふうな申し上げましたので、そのように御理解いただきたいと思います。

○元信委員 それならもう少し幾つか例を挙げてくれなくて困るので、この会議を設置はしたが、これに諮らずに対処措置をとるといふようなものがあるとおなたはおっしゃるわけですから、その一つが過去に事例があつたもの。今まで挙げられた例は三つしかありません。その三つがまた起こるとはちよつと考えにくいわけでありまして、けれども、それ以外に恐らく、こういう法案として御準備なさつたからにはそういう事態というのはあるんじゃないか、こう思うわけですね。過去に事例があつたものだけに限るといふならそれはそれでよろしうございまして、そうでないと思ひます。この法案を審議していく上で、一体何を考えておいでになるのかといふことは明らかにしてもらわぬと先に進まぬと思ひます。

○塩田政府委員 これは今後どういふ事態が起るかかわからない、将来起こり得る事態に対して対処しようとする考え方でございまして、御質問でございますが、その場合、これはあくまでも諮問機関でございますから、総理が個々のケースによりましてここで諮問をして対処しようという判断をされるという場合にこれにかかわるわけですが、この趣旨は、今先生御指摘のように、これにかかわらないでやるケースもある、理論的にはもちろんあると思ひます。今申し上げたように、いきなり閣

議に諮るということになりますと、過去に全く同じようなケースがありまして、大体やり方もわかつているというような事態もあり得るわけですね。そういう場合に、もう内閣としての意思決定さえあればやり方は大体わかつていっているようなケースも考えられると思ひます。

議といふこともあり得るというふうな申し上げておられますが、実際は今申し上げたような類似のケースであれば必ずこれにかけるといふふうなことになるだろうというふうな考えておられます。

○元信委員 そうおっしゃるならそういう法文にすればいいのであって、法文でわざわざ語らないこともあるような書き方をなさって、実際上にはこれが発動されることはありませんとしようという言い方はまことにふまじめじやないですか。どうしてそういうふうに表示されませんか。

○塩田政府委員 基本的にやはりこれは諮問機関でございますから、諮問機関としての書き方があつてございまして、私どもはこういう書き方が普通ではないかというふうな考えて立案したわけでありませぬ。

○元信委員 ちよつと角度を変えて伺いますが、重大緊急事態という概念の中に、国防事態に至るもの、国防事態というふうには今は至らないけれどもそれに至るのではないか、そういう緊張関係といひますか、そういうものを想定されておられますか。

○塩田政府委員 それはあり得ると思つておられます。○元信委員 そうしますと、今申し上げました会議に諮らない場合、これは国防事態の前のような事態というふうな考えますと、非常に時間的にも切迫した事態、緊急な事態、こう思ひますね。そうすると、時間がないからこの会議には諮らないでいきなり閣議に諮る、こういう可能性といひものは出てきませんか。

○塩田政府委員 私は、先ほど来お答えしておりますように、必ずしも時間によつてかけないこともあるというふうな考えておるわけではございませぬ。時間的なことは余りウエイトを置いてお答えしているわけではなくて、事態によつて考えていくという考え方でございませぬ。

○元信委員 おかしいですね。それでしたら、この二条の二項は、「重大緊急事態が発生した場合」には、当該重大緊急事態への対処措置について会

議に諮るものとする。」これでいいんじゃないですか。なぜ「必要がある」と認めるとき」と、こういうふうな言うのですか。必要があるとなつた境目といふのは、どうもあなたの答弁じやわかりませぬね。

○塩田政府委員 これは、何度もし上げますが総理の諮問機関でございまして、これも既にお答えいたしましたのでありますが、この重大緊急事態といひますものは元来各省庁がそれぞれ権限を持つて対処すべき事柄であります。それが数省庁にわたるような場合になかなかそれが実際の問題として円滑にいかないということがございまして、内閣の調整機能の一環として、こういうものをつくらせてございまして、そういう意味の諮問機関として考えておられますので、必ずかけるといふ言い方よりも、総理の御判断が必要があるときは諮るといふふうないたしましたわけでございます。

○元信委員 どうもこのところが、総理の独断で事が進められるようになるんじゃないかなという疑問を抱くわけですね。当初、前身でありますところの国防会議を設置する法案の審議をされておるときに、国防会議の位置づけとして、過去の戦争の苦い教訓に学んで、これは総理大臣のいわゆる指揮権の独走を諮る機関として設置をされた、そういういきさつはありませぬしたか。

○塩田政府委員 過去の国防会議の設置法を最初につくった経緯の中で、今御指摘のような意見があつたといふことは承知しております。

○元信委員 そうでして、同様に、この重大緊急事態といふのは国防事態に接続する概念であるといふことを今あなたはおっしゃいましたね。そういうときに、総理の判断を補佐するため、あるいは抑制するためにこの会議を設置している。この性格は残つておると思ひますから、このところで、そんなに総理の判断によつて、しかもそれ、判断の基準が何にもなしに恣意的に諮つたり諮らなかつたりといふのはまずいんじゃないですか。

○塩田政府委員 先ほど来お答えいたしておりましたように、もちろん最終的には総理の認定でございませぬけれども、実際は、実務上は当然関係の大臣あるいは官房長官、そういう方々の補佐を受けながら総理が認定されるということでございます。

それから、もう一つぜひ御理解いただきたいのは、国防会議のときには御指摘のように総理の独走といひますか、総理への権限集中を防ぐといふような議論があつたといふことは承知しておりますけれども、今回の場合は、重大緊急事態の場合には、いずれにしましても、これによつて、この会議を招集して議論をし答申を受けるということによつて、何もそこに新しい権限を生ずるとか権限を付与されるというものではございませぬで、各省庁の任務に基づいて実際に実行されることを内閣全体として調整しスムーズにいくように方針を示すといふことにすぎないものでございませぬから、これによつて新たに権限が付与されるということではないことはぜひ御理解いただきたいと思ひます。

○元信委員 どうもそこところがすつきり納得できないところが残るわけでありまして、重大緊急事態といふのが国防事態とはすつきり別問題といふのであればともかく、概念的にはお互いに隣り合つておる、しかも重大緊急事態が対処の仕方によつては国防事態に発展し得る、こういう概念であるわけでありませぬから、そのところでの対処の仕方だけが総理の独走抑制のための諮問機関から外れるといふのは、何とも納得のいかない話であるといふことは、先へいきたいと思ひます。

前回もちよつとお話がありましたが、二条の「次の事項」の三の「産業等の調整計画の大綱」といふものが今までつくられたことがない、こういうお話でございませぬか。一、二は盛んに議論されているわけですが、三については全く今日まで議論がなかつた。このことについてはどういふお考えで全く触れられなかつたのか。それから今後は

どうされるおつもりなのか。改めて伺ひます。

○塩田政府委員 御指摘の第三号の関係でございませぬけれども、ここで言ひますところの「産業等の調整計画の大綱」といひますのは、自衛隊の装備品等の調達を行う場合におきまして、自衛隊の需要と民間の需要との間の調整をどうするかといふような計画を考へておるわけでありませぬが、例へて言ひますと、有事におきまして燃料、特に石油の使用量の調整を自衛隊と民間との間でどうするかといふようなことがその内容になるわけでありませぬ。ただ、現在までのところ、これが実際につくられていないという点は御指摘のとおりでございますが、私どもは現在この計画を必要とする情勢がないと判断をしておりますから、現時点でございませぬが、その理由としましては、現在、我が国における民間経済との比較におきまして、自衛隊のそういうた装備品の需要といふものが比較的、相対的に非常に小さいものですから、特にここで計画を立てて調整をするといふような必要性のある事情にはないといふのが現状でございませぬ。したがらして、そういう意味でこの計画を立てておられませぬけれども、将来どうかというお尋ねでございませぬが、将来につきましては、仮に我が国の安全が脅かされ自衛隊によつてこれに対応せざるを得ないといふような状況になりました場合に、今のような問題が必要になつてくる可能性はあるのではなからうかといふふうな考えで、この規定を残しておるわけでございますが、現時点では御指摘のとおり必要ないといふふうな判断しております。

○元信委員 四号に「防衛出動の可否」といふのが挙げられておられて、これは会議に諮らねばならないといふことになつておるわけですね。防衛出動についてはこの会議の招集なしにいひきなり閣議といふふうにはいひませんか、こういうふうな理解してよろしゅうございませぬか。

○塩田政府委員 そのとおりでございませぬ。

○元信委員 そういたしますと、防衛出動は会議に諮らなければならぬけれども、緊急事態は諮

らなくてもよい、こう読めるわけですね。しかもこの緊急事態というのは防衛事態、国防事態にすぎないことである、こういうことになっている。そのところはさつきからちよつと水かけ論になっていますから具体例で申し上げなければならぬと思いますが、今日まであなた方が三つ、重大緊急事態の例としてよくお出しになるケースを見てまいりまして、もし今後さつきのお話じゃありませんがまたそういうことが起こった場合は、重大緊急事態として安全保障会議へ諮らねばならぬというような事態というのは、その中であります。

○塩田政府委員 私どもがかねてから例として申し上げておりますミグの事件でありますとか、ダツカの事件でありますとか、あるいはKALの事件のような場合には、重大緊急事態に当たるとして会議に諮られることになるだろうと思つておられるわけでありませぬ。

○元信委員 次に三条、四条、五条関係へまいります。これは組織と議長、議員ですね、五条までの間に定めたものですが、「議長は、内閣総理大臣をもつて充てる。」として、「議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、内閣法第九条の規定によりあらかじめ指定された内閣大臣」を議長に充てるということになっておりますが、これはあらかじめ指定されておられますか。

○塩田政府委員 現在はあらかじめ指定されておられません。

○元信委員 あらかじめ指定しない理由というのは、これは官房長官、いかがでしょうか。

○後藤田国務大臣 その条文のあらかじめ指定せられた内閣大臣というのは、内閣法の方で、総理大臣に事故あるときあるいは欠けたるときというときの総理大臣にかわる内閣大臣として、あらかじめ指定してある内閣大臣が置かれる場合があるわけですね。それはいわゆる副総理、こう言つておられるわけですが、いま一つのやり方は、その都度総理大臣が例えは不在になるといつたようなときに内閣大臣を指定するという総理大臣の臨時代

理、こういうやり方と二通りあるわけでございますが、その最初に申しましたことを想定してこの条文ではさような規定の仕方をしてある、かように御理解をいただきたい、こう思います。

○元信委員 現内閣においてあらかじめ指定しない理由というのはどういふわけですか。指定することはできるわけでしょうか。

○後藤田国務大臣 現在は二通りのやり方がありまして、指定してある場合と指定してない場合がありますが、これはそのときどきの情勢によつて総理大臣がそういう判断をなさつてやつておられるわけでございますが、過去副総理とあらかじめ指定してあつた場合もございまして、最近ほとんどその都度の臨時代理の指定、こういうことに扱つておられるのでございませぬ。

○元信委員 最近の事例をちよつと教えていただけますか。

○後藤田国務大臣 一番最近の例としては、第二次大平内閣で大平総理大臣が病状悪化に伴つて伊東内閣官房長官を指定したというのが一番最近の例でございます。古いときは内閣成立当初にあらかじめ指定した方も随分いらつしやいます。最近はこの例でございませぬ。

○元信委員 当時の大平総理大臣が病状悪化されたのは極めて急激な病状悪化ではなかつたか、こう思いますが、いわゆる心臓発作でお倒れになる前に指定されておりましたか。

○後藤田国務大臣 病状が悪化してから指定をした、こういうことではございませぬ。

○元信委員 お倒れになつてからということではございませぬ。そうしますと、内閣法の九条の「予め指定する」、その指定する主体はだれに当たりますか、この第九条で。

○後藤田国務大臣 総理大臣が指定をする、こういうことではございませぬ。

○元信委員 総理大臣が極めて病状悪化して意思表示ができぬ、こういうケースであつたと承知しますが、その場合はだれがしますか。

○後藤田国務大臣 大平さんの場合は悪化する直

前、意思能力が十分あるときに指定をした、こういうことではございませぬ。

○元信委員 最近非常にテロの危険が高まつておると言われておられます。特にサミットを控えまして、過激派などは新兵器を次から次へ持ち出しまして爆弾をするなどと言つておられます。これはもう実際に中曽根首相の命をねらうと言つておられることではないかと思つたのですが、こういう状態のもとにあつて、九条の指定というのはしておくべきではありませんか。

○後藤田国務大臣 そういうことのないようにやらなければならぬと思つておられますが、理論的にはそういうお考えも出ておられると思つておられます。その際には、先日のこの委員会でも法制局の方からお答えしましたように、臨時閣議を開きまして、そして残つておられる閣僚が、この人になつてもらおうといつたこととそれがなつていくということを現在の法制は否定しておるものではない、こういうことによる措置がとられると思つておられます。

○元信委員 その根拠として「条理」とかいう余り耳なれないことが持ち出されたかというふうに思いますが、そんな苦しいことを言わなくても、ちゃんと内閣法でその指定ができる、にもかかわらず指定をしないというのはどうも無責任なように思えるのです。ちゃんとしておくべきではありませぬか。

○後藤田国務大臣 それはそれぞれの国によるわけであつて、アメリカのようにあらかじめ序列が決まつておるといふ国もございませぬけれども、日本のような場合にはさような制度になつておられるので、そのときどきの必要に応じてやつていく、こういうことではございませぬ、日本の場合もいわゆる副総理というものを最初から置いておくというやり方も一つの方法だろつと思つておられます。これはいろいろな政治情勢その他を判断しなければなりませんので、最近では総理が外国へ行つておられる臨時代理を指定するということにとどめておられるが実態でございませぬ、理論的には今元信さんがおっしゃるようなやり方もあり得る、か

ように考えるわけではございませぬ。

○元信委員 やり得るじゃなくて、やつておくべきじゃないかと思つたのです。それと、官房長官のおつしやる副総理という規定とこの内閣法九条の規定は必ずしも一緒じゃないわけですね。副総理というのはあくまで政治的な判断といひますか、そのときどきの、これは主に与党の内部の都合によるのでしようけれども、閣僚の中のウエイトづけとしてそういうことがされておられる、こういうふうな考えですが、この内閣法九条の規定というのは、事故あるときの代理者ということでありませぬ、事故がないと言ひ切れない以上、なぜこれをやらないのかまことに私は了解に苦しむわけでありませぬ。

最近、有事立法を唱ふる勢力もこれあり、あの場合はどうなる、この場合はあつたやつかましく言つてありますけれども、肝心の我が国の総理大臣が突然欠けるといふ事態に全然対処してないというのは、どう考えても不思議に思つておられるわけでありませぬ。後ほど時間があれば少し事例を出しながらそういうこともあり得ないことではない、ということをおつしやるべきと思つておられますが、ぜひこれを検討しなければ、どうも本当ではない、じやないかということをおつしやるべきと思つておられます。

実際、アメリカでは憲法で副大統領以下序列が決まつておられます。にもかかわらず、過日レীগン大統領が狙撃をされたときには、あれはだれでしたかね、ヘイグ国務長官が、おれが代理者だと騒いで、アメリカ国内でも一悶着あつたわけでありませぬ。我が国でも閣内にそういう要素がないとは言えないと私、今のところ思つておられますが、もし首相が急に欠けて、後の代理者をだれにするかというふうなことがあつてもなかなかな決まらぬかというふうなことになる、これはもう政治的空白が生じるわけ、とても許されることじやないわけですね。

ちなみに、ついでで伺つておきたいと思つておられますが、首相がテロで倒れた、こういう場合というの

は重大緊急事態に相当しますか。

○塩田政府委員 総理の持つておられますところの国政における地位といったようなものを考えました場合に、総理に対するテロが、形は個人的なテロであっても、我が国にとってはいろいろな意味で重大な影響があるというふうにご考慮をいただかないかと思ひます。したがって、もし仮に総理がテロ行為を受けるというふうなことがあれば、私は重大緊急事態に該当するのではなからうか。これは具体的ケースでないかわかりませんが、一般的にはそういうふうにご考慮しております。

○元信委員 そうしますと、この安全保障会議の招集権者がいなくて代理者もない。先に閣僚懇談会とやらをやらなければいかぬ、閣僚懇談会には法的な根拠はない、いわゆる「条理」によつてしか決定できぬわけでありますが、その辺に異を唱える者などが出てくる可能性も大いにあると思ひますが、緊急な事態ではあるわけですが、安全保障会議がその場合は設置できない、こういうこととなるわけですか、総理大臣の代理者が決まるまでは。

○塩田政府委員 総理大臣がそういう形でもしも欠けた場合に、これは何も安全保障会議に限らず国政全般に大変な影響があるわけでご存じですか、速やかに、先ほど官房長官がお答えになりましたような方法で選出されるものと我々は考えております。

○元信委員 考えるのはいいけれども、それまでは安全保障会議は何もできない、こういうことなんでしょう。

○塩田政府委員 その点は御指摘のとおりじゃないかと思ひます。

○元信委員 いろいろな事態を想定しておいて安全保障会議が必要だというのがこの法案の提案理由でありますけれども、肝心のその総理者が欠けた場合なんかについてはお手上げである、こういうことでありまして、その辺の熱意というのはどこにあるのかまことに疑わしく思われるわけ

あります。

次へまいります。六条で「議長及び議員は、非常勤とする。」それから次に守秘義務が規定されているわけですが、「非常勤とする。」とわざわざ断る理由、これは全部閣僚に限っているものを、わざわざ「非常勤」と言い立てる理由というのはどこにありますか。

○塩田政府委員 國務大臣たる地位については別にあるわけですが、この安全保障会議、現在で言えば国防会議の議員たる地位について非常勤であることを明らかに示したということでご存じまして、それ以上の特段の意味はございません。

○元信委員 報酬とかそういうことも全然関係ないわけですか。

○塩田政府委員 関係ございません。

○元信委員 要らぬことはばかしくたくさんあるのに、肝心なことが抜けているというふうにあるわけですが、この守秘義務がどこでも書いてあるわけですが、この守秘義務の担保、何らかの罰則その他、安全保障会議の特別な性格にかんがみて、一般公務員の守秘義務以上のものが何かありませぬか。

○塩田政府委員 罰則はございません。

○元信委員 一般公務員並みということですね。そうすると、この六条は、非常勤の規定にして、守秘義務にして、全く意味のない条項みたいな思ふのですが、何でもこんなものをつくりませんか。

○塩田政府委員 先ほど罰則がないと申し上げましたら、「一般公務員並み」ということですね」とおっしゃいましたが、一般公務員の方は御承知のように罰則がございます。その点はお断りしておきます。

いづれにしても、この規定は御指摘のようないわゆる精神規定でございます。これによつて罰則によつて担保しようということではなくて、いわゆる精神規定として規定されたものでござい

○元信委員 七条に「必要があると認めるとき

は、関係の國務大臣、統合幕僚会議議長その他の関係者を会議に出席させ、」こう書いてあります。が、「その他の関係者」の範囲を伺います。

○塩田政府委員 この点は特段の限定をいたしておりません。したがって、審議する内容によりまして、場合によつたら民間の方でも出席を求めるということもありません。

○元信委員 民間の方が出席してしますと、この出席した人は当然会議の内容に触れます。守秘義務は生じますか。

○塩田政府委員 民間の方には守秘義務はございません。

○元信委員 随分おかしな話ですね。六条で、何の担保もないにもかかわらず守秘義務というものを付けておいて、七条では「その他の関係者を会議に出席させ」ることを認めて、そのところに守秘義務がないということになります。と、この出席者からこの安全保障会議の秘密というのとはどういふ流れになりますか。

○塩田政府委員 それは、理論的には御指摘のようなくともあり得るわけですが、実際の運用の問題でもあり得ると思ひます。例えば民間の方にしても、出席されましたときに御意見を求めるということもございまして、ずつと会議におられるわけでもないでしうし、また、民間の方を選ぶ場合にもそういった秘密にたいしての保持について率直に申し上げれば信頼のいただけるような方を選ぶとか、その辺は法律の規定というよりも運用の問題ではないかと思ひます。

○元信委員 随分ルーズなことをおっしゃるわけですが、信頼の置ける方だけでやっているのなら、閣僚だけで構成されているものに対してわざわざ守秘義務を言ひ立てる必要はないと思ひます。閣僚はそういう意味では信頼が置けぬ、こういうことですか。

○塩田政府委員 決して閣僚が信頼が置けないという意味ではございませんが、私がさつき申し上げたかったのは、その辺になりますと実際の運用

の問題であつて、法律上そこまで規定するのはいかがかということをお申し上げただけであります。

○元信委員 八条に「会議の議事に関し必要な事項は、議長が会議の議を経て定める。」この「必要な事項」というのはどういうことですか。

○塩田政府委員 通常、会議の運営に当たりまして、定数でありまして議決の要件でありますとか招集の仕方でありまして、そういうようなことがここで言うところの内容になるかと思ひます。

○元信委員 この「会議の議事」に関し必要な事項」というのは、秘密にまた指定するつもりですか。

○塩田政府委員 また指定するつもりかというお尋ねは、現在の国防会議についてのことを念頭に置いておられると思ひますけれども、今後もし安全保障会議発足ということになりますれば、当然そこで改めて安全保障会議の議事運営規則が諮られておつくりになるだらうと思ひますが、そのときの決定でどういふ扱いになるか、それはちよつと私、ここで申し上げるわけにはまいらないと思ひます。

○元信委員 先走つて言つてなんですが、国防会議にも同様の規定があります。その取り扱いはどういふふうになつていますか。

○塩田政府委員 国防会議の議事運営規則につきましては、秘密指定ということではございませんけれども、内部の運用のための規則ということで、従来から公表はいたさないという形で取り扱つてまいっております。

○元信委員 公表させないというのは要するに秘密ということでご存じですね。その間に何か概念上の差がありますか。

○塩田政府委員 いわゆる秘指定ではないという意味で申し上げたわけですが、実際いろいろと、例えば国会等の論議におきましても、中身については必要に応じてお答えをしておるということでご存じです。

○元信委員 七条に戻りまして、「統合幕僚会議

議長その他の関係者」とありますが、だれが、いつの会議に出席して、どのようなことを述べたというの、秘密に当たりますか。

○塩田政府委員 だれがどの会議に出席したかは、全部公表いたしております。それから発言したことにつきましても、発言した事項については公表いたしております。その中身についてはいたしておりません。

○元信委員 守秘義務が課せられない民間の人がそこへ一緒に出席をしてお互いに話をした、このことについて外部へ向かって発言した場合は、どういう扱いになりますか。

○塩田政府委員 その点は、先ほど申し上げましたように民間の方に守秘義務を課しておりませんし、ましてや罰則等もございませんので、実際上の問題としまして、そういうことのないようにお願いをするということになるかと思っております。

○元信委員 法律というのは強制力をもって担保しなければ意味がないわけです。単にお願ひするだけなら法律なんか要らないわけだ。そうでしょう。そうすると、今までの扱いで、恐らく安全保障会議もそれを踏襲するであろうと思うわけですが、守秘義務のない民間の方がその会議に出席をしておいて、従来公表していないそういう性質の問題、発言内容がどんだん抜けていくということになりはせぬですか。あなたの方、国家の重大緊急事態に対する対処みたいなものがそこから抜けていくということは、法体系から見てもことに遺憾、少なくとも奇妙に思われるわけですが、いかがですか。

○塩田政府委員 そこら辺までになりますと、先ほど来申し上げておりますように実際の運用の問題でございます。例えば民間の方に出ているだけでも、今先生の御指摘のような重要な秘密がどんだん論議されるという場にはそのまゝまいていただくかどうかといったようなこともございまして、そこら辺になりますと運用の問題として適切に対処すると申し上げるよりないわけでありませぬ。

○元信委員 どうも釈然としませぬね。官房長官、何か御都合がおありだそうですから、どうぞしばらく御退席をいただいて結構です。(後藤田國務大臣「まだ、あと五分……」と呼ぶ) わかりました。それじゃ、おいでになるときにやっておかぬか、いかにことをやっておきませぬか。

では十一條までまいりまして、政令委任がしてありますが、この政令の内容についてはどのようなことをお考えになっていきますか。

○塩田政府委員 この政令につきましてはまだ原案をつくっておるわけではございませぬけれども、国防会議の施行令と大体似たようなことになろうか。ただし、今度事務局の構想が大分変わりますので、その辺は精査いたしますけれども、趣旨としては大体似たような規定になろうかと考えております。

○元信委員 この法案が成立した場合、七月一日の施行を考えているわけでしょう。今政令の要綱がそんな程度で大丈夫ですか。恐らく検討が進んでいると思えますから、わかるころをもうちょっとはつきりおっしゃってください。

○塩田政府委員 今申し上げましたように現在検討中でございますが、例えば今国防会議の方の施行令にございます幹事の制度でありますとか、あるいは情報提供について関係機関の協力を求める規定でありますとか、そういうようなことを規定するようになるのではなからうかと考えております。

○元信委員 それでは長官、結構でございますから行ってください。それでは、この法文を多少離れまして、私は、先ほどから、首相が欠ける場合というのを今の内閣では全然想定をされておられない、まことにのんきなものだと思っております。しかし、そういうことは世界じゅう見渡してみても決してないわけではございません。そうしますと、我が国でもこういうことが起こらぬと思いません。

すので、多少飛躍があるかもしれませんが、幾つかのケースを指定して、そういう場合も、家として一体どういふふうに対応するのか、できるのか、その辺のことについて伺ってみたいと思っております。

ことしは二・二六事件の五十周年に当たります。再び二・二六事件が起こるかどうか。そんなことはあるまいと皆さん思われるかもしれませんが、後ほど申し上げますが、そういうことをやれといつて一生懸命あおっている人もあるわけでありませぬから、まるでないとも言えないわけでありませぬ。

二・二六事件の概要は御存じのことと思えます。岡田啓介首相はしばらくの間生死不明であった、教育總監とか待従長とかそういう要路の人は暗殺をされあるいは重傷を負った、政府の機能は一定の間麻痺をしておいたわけでありませぬ。同時に首相官邸、この国会を含む永田町一帯、三宅坂にありました陸軍省、それから山下の方、このあたり一帯が反乱軍によって占領されておった、警視庁も一時占領されておった、こういう事態であります。

こういうことが再び起こつたとする。昔と今じゃ官制も違いますからそれとおとりというわけにいきませぬから、ここで申し上げますと、総理大臣は生死不明である、まことに申しわけないが防衛庁長官と官房長官は殺害された、それから大蔵大臣も殺害、国家公安委員長は重傷である、そういうような想定を置いたときに、こういう事態がもし仮に起こつたとすれば、これは国防事態になるのですか、それとも重大緊急事態になるのですか。

○塩田政府委員 大変大きな、大きな問題でございますが、仮定の御尋ねでございますが、私どもまず申し上げますことは、現状において、現体制においてそういうことはあり得ないだろうということにつきまして申し上げたいと思っておりますが、お尋ねの点につきまして、もしそのとおり状況であれば、恐らく治安状態につきまして少なくとも治安出動を要するような状態ではなからうかと思われませぬ。

○塩田政府委員 先ほど来のお尋ねの中にございましたように、内閣法第九條の規定による國務大臣が何らかの形で指定されて國務をおとりになるだろうと思っておりますが、その方が招集される、こういうことにならうかと思っております。

○元信委員 内閣法九條に当たる人は、今の状態で起こればないわけですよ。ない場合はどうしますか。

○塩田政府委員 先ほどのお尋ねの中にございましたように、内閣法第九條の規定による國務大臣が何らかの形で指定されて國務をおとりになるだろうと思っておりますが、その方が招集される、こういうことにならうかと思っております。

○元信委員 主要な閣僚が生死不明であったり動けなかつたり死んでしまつたりというような状態で、その残つた閣僚にそういう権限はありますか。

○塩田政府委員 そういう仮定までまいりますと、現行法で想定されていないような事態でございますから、ちよつと私からお答えは難しくなるわけでございますけれども、私としましては、先ほど申し上げたように残つた閣僚で指定されるのではないかと、そういうふうにお答えしておきたいと思っております。

○塩田政府委員 この場合の自衛隊の出動の形態については、これは防衛庁長官、治安出動ということになります。

○塩田政府委員 事態によるわけですが、今お尋ねのような想定に立てば治安出動ではないかというふうにお尋ねをいたします。

○元信委員 その場合、防衛庁長官が残念ながら欠けているという場合は、自衛隊の指揮はだれがとることになりますか。

○西廣政府委員 本日の前段の質疑で出てまいりましたと思ひますが、防衛庁長官が欠けた場合は当然のことながら新しき防衛庁長官が任命されるということ、その方が指揮をとることになりません。

○元信委員 あなたの答弁は、いつも最後の方では横を向いて言うからよく聞かれないけれども、新しい防衛庁長官が任命される間、何もしてないわけにいきませんね。その間はどうします。最後までこつちを向いて、よく聞かせるように言つてください。

○西廣政府委員 御質問が治安出動ということでございますので、その指揮は防衛庁長官がとりませんと、その間に勝手な指揮をとることはできません。

○元信委員 その間は出動できない、こういうことと成りませんか。次の防衛庁長官が選出されるまでは全然動けない、こういうことと成りませんか。

○西廣政府委員 治安出動については御承知だと思いますが、治安出動事態というのはいわゆる治安の事態でございますから、その主体は警察が行つておるわけでございます。その足らざるところ、警察の力をもつてしては十分対応できない部分について自衛隊がお助けをするということでございますので、その間は、仮にある程度の空白期間があるとしても、警察としては苦しい状態が続けていたかざるを得ないということになるかと思ひます。

○元信委員 総理大臣と防衛庁長官が欠けている間は自衛隊は動けないということださうでありませう。その間はそれじゃ警察はどういう対応をするわけですか。

○三島政府委員 警察は、国の治安維持につきましてその責任を有する立場でございますから、今御指摘のようなクレーダーなどを含めましていかなる事案に対しても、警察力を最大限に發揮をいたしまして治安の確保に努めるという立場でございますから、当然のことながらそのような事態に対応して警察の最大の力を發揮して、その鎮

圧並びに治安の回復に努めるということになると思ひます。

○元信委員 警察力では対応できないときに治安出動ということになるわけでありませうから、警察の力というものの限界があるわけですね。そういったしますと、今幾つかの御答弁をつなぎ合わせて考えてみますと、もし仮に二・二六事件規模の反乱が起こつた場合、しばらくの間少くとも我が国というものは全くの空白状態が生じる、こういうことにならざるを得ないというふうに思ひます。そんなことにならないようにシビリアンコントロールを強化せねばならぬ、かように考えるわけですが、念のために何つておきたいと思ひますけれども、今の自衛隊法の中では反乱に対する規定というのはありませんか。

○西廣政府委員 現在のような議会制民主主義をとつております我が国でございますから、当然民意を代表した議会がございまして、その議会で選ばれた政府があるということ、我々としては、しかもシビリアンコントロールが十分機能しているというところでございまして、クレーダーというようなことは予想されておられません。したがうように、反乱というふうなものに対する規定というよりも、要するに職務に対する不服従、そういうふうなものも規定がございまして、その点については人事局の方から御答弁申し上げます。

〔答弁〕と呼ぶ者あり

○元信委員 官房長、自衛隊法を読めばすぐわかることじゃないか。何も難しいこと聞いているわけじゃない。

○中央政府委員 ちよつと最後のお答えを聞き漏らしたものですから、あるいは……(元信委員)お答えを聞き漏らしたものでございませうからちよつと違つて御答弁になるかもしれないが、今反乱について自衛隊法上の規定があるか、こういうふうな同いまいしたが、反乱そのもの、おっしゃっているような形の反乱というのが定かでない面もございませうが、先ほど来御議論のございましたような形

での反乱についての規定というものはございませう。

○元信委員 まだ答弁はあるの。——じゃ先に聞きましょう。

○友藤政府委員 自衛隊法の罰則の規定がございまして、そこには、「上官の職務上の命令に対し多数共同して反抗した者」でございませうか「正当な権限がなく又は上官の職務上の命令に違反して自衛隊の部隊を指揮した者」、こういう者については、それぞれの各条によりまして罰則がございませう。

○元信委員 罰則の内容をちよつと言つてくださいます。

○友藤政府委員 百九十九条によりまして、「次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は禁錮に処する。」ということになっておまして、その中で、例えば第七号におきまして「上官の職務上の命令に対し多数共同して反抗した者」というものは規定がございませうので、三年以下の懲役または禁錮ということになると思ひます。

○元信委員 極めて軽い罰則だという印象を持ちますが、「上官の職務上の命令」というのはどういふようなものでしょうか。

○友藤政府委員 職務はそれぞれ部隊、機関等の所管によりましていろいろあるわけでございますが、例えばそれぞれその任務に忠実に従うように指示をされておるわけでございますので、そういう職務上の命令に従わない、こういうことにならうかと思ひます。

○元信委員 下級者が上級者の命令を「職務上の命令」かどうかという判断をする基準は何ですか。

○友藤政府委員 一応、上官の命令につきましては一般的には合法の推定を受けておまして、特に重大な瑕疵があると申しますか明らかに違法であるという場合を除きまして、合法的な命令であるというふうな一般的には判断されるということでございます。

○元信委員 その一般の範疇を外れた場合のことを伺つておるわけですが、絶対に上官の命令は合法のものであると言ひ切れないわけですね。

○友藤政府委員 お尋ねの趣旨がよくわかりませんが、一般的に先ほど申し上げましたように合法の推定を受けるわけでございますが、当然常識的に考へて自衛隊の任務なり一般的な職務というものが著しく逸脱しているというふうなものについては、やはり合法の推定を外れるという場合もあるかと思ひます。

○元信委員 合法の推定を外れる命令を受けた場合、これが「職務上の命令」ではない、こう判断するかどうかというのはなかなか難しい。というのは、自衛隊法百九十九条に「上官の職務上の命令に対し多数共同して反抗した者」は「三年以下の懲役又は禁錮」こうなつておるわけですね。そして八号に、「正当な権限がなく又は上官の職務上の命令に違反して自衛隊の部隊を指揮した者」も同様、こうなつておるわけですが、ここでは反乱というものを想定しているわけでありませうけれども、もし反乱を決議した上級者、部隊の指揮者があつてそういう命令が出たときに、それに対して下級の兵が抵抗するということは自衛隊法上許されるわけですね。

○西廣政府委員 上官の命令であらうとも、違法な命令には従ふ必要がないというふうな考へております。

なお、先生お尋ねの件は、自衛隊法でどうこうというよりも、刑法で一般的に内乱罪というものが決められておるもので、それによつて律せられることになつておると思ひます。

○元信委員 適法であるかどうかというのが実際には非常に難しい事例というのがありませう。これは反乱のように今から官房長官を殺しに行くのだと言へば、これはだれにでも見当がつくことではあるかと思ひますが、しかし教育の効果というものはなかなか恐ろしい。後からちよつと教育の問題に触れますけれども、君側の奸を取り除くことこそ維新の大義だなんて吹き込まれると、そう

いうふうなこともないとはしないわけであり
ます。そんなことがないようにしなければなり
ませんが。しかし、そういう歴然たるものはと
かといたしまして、いわゆる超法規的行動とい
うことが最近たまか論議されることがあるわけ
ですが、この超法規的行動なる命令が出た場合
には、下級者にはこれを拒否する権利があるとい
うふうに承つてよろしいですか。

○西廣政府委員 まずお断りしておきたいので
すが、超法規的な命令を出すこと自身、我々
は考えていない分野でございますが、全く仮定の
問題としてそのような場合には、違法な命令に
対しては従う必要がないというふうに考えてお
ります。

○元信委員 そういうことは全く考えていない
というのがベースにあるものですから、どうも答
弁も投げやりに聞かされて仕方がないわけで
あります。そこで、最近の自衛隊の動向の中
に、そういうことにつながりかねない極めて危
険な要素があるという点について、少し事例を
挙げて申し上げねばならぬだろうと思つて
います。

ことしの二月二十四日付あるいは三月三日付
の「ニコミ紙」月曜評論」というものがござ
います。そんなに大して流通しているわけでも
ありませんし、大体この新聞は編集綱領から
して極めて政治的な色合いが強い。右翼、こ
う言つていいと思います。例えば編集綱領に
「月曜評論は左翼全体主義から自由を護るた
め」、こういう政治的スローガンを掲げた新
聞といえますか週刊紙ですが、こゝへしばしば
自衛隊の幹部が登場して、論文を書いたり対
談を掲載したりしている。その対談の内容が不
適当ということで、加藤防衛庁長官は、増岡
前陸上自衛隊東部方面總監を処分といいま
す。御注意なさいましたね。それでその人は
退官をされて、盛んにあちこちで、あれは不
当だとかけしからぬだとか今の内局は腰
抜けだとか、いろいろなことを言つておる
わけでありまして、この問題の対談の相手
になつた方が松原正さんとおっしゃる方で、
早稲田大学の文学部の先生です。

この方と防衛庁、自衛隊の関係について幾
つかお伺いしたいと思います。御返答を
願います。

○加藤防衛大臣 概要の話は役所の方で
ちよつと聞きましていただいても、全体は
読んでおられません。

○元信委員 著者が自衛隊に一定の影響
力を持っているようでありまして、お忙し
いでしょうが、ぜひまたごらんになると
よろしいかと思つて、いろいろお書き
なさいたいと思つておられます。

例えば、法は必ずしも守らねばならぬとい
うものでもない、「法は高々法に過ぎぬ」と
か、あるいは自衛隊は「合法的に成立した
合法的政權の政治的信念が自衛隊のそれと
対立する場合」、「非合法的手段によつて
これを倒すに違いない」とか、自衛隊とい
ういろいろお書きなさいたいと思つてお
られます。

ほかでもなかなか活発に活動されてお
られる。「ラジオ日本」に「松原正の本音
で行こう」、こういう番組を持つておられ
なさいたいと思つておられます。「防衛費
一%問題など」というものは、日本人は
知的意欲を充満しておられるようであ
るから、この秋津島には極楽トンプ
が充満しておられるようである。何で決
まるかという、状況が変わらなければだ
めだ。状況追隨の天候観測民族である
から状況を変えることができるかとい
うと、言論では変わらない。頭山満が、
天下のがく、君の一言に「しんがく」と
言つてテロを持ち上げた。これを引用し
て、自衛隊の決起をおおるような発言を
おこすので繰り返していただきたいと思います。

ところで、三月七日付のサンケイ新聞
によれば、この人物がこの一年強の間に、
陸上自衛隊で七回、航空自衛隊で十三回、
計二十回講演をなさつておられるとい
うのであります。この事実をまづ確認し
ていただきたいと思います。一人の人物
がこれだけたくさん自衛隊で講演をして
おられることがほかに例があるかとい
うことを教えてください。

○大高政府委員 お答え申し上げます。
ただいま先生のお話の早稲田大学の松
原教授でございますけれども、この松原
教授につきましては、確かに自衛隊が
昭和五十九年から本年に至りまして
二十回の講演を依頼いたしました。松
原教授が昭和五十八年に、有識者とい
うことで防衛庁の広報の対象になり
まして部隊を見学されたわけであり
ますが、その際、部隊の方から、い
ろいろ著名な方にお話を伺つて自衛
隊員の一般教養を高めるという機会
がある、ただ、非常に経費その他か
かりまして、中央の名のある方々とい
うかそういう方をなかなか呼ばない
というふうな事情をお話ししました
ところ、自分の方からそれは協力し
てもいいというふうなお話があつて、
自衛隊の施設とか訓練状況を見なが
らあわせて一般隊員に演説をやる
というふうな形があつたわけでござ
います。通常、こういった部外の方
が通当と判断した場合に、教育訓練
の目的に沿つてかあるいはまた行
事の内容からしていいということであ
ります。年間二千件くらい陸・海・空
自衛隊を通じておられるわけでござ
います。中にはこの松原教授のよう
にかなりの回数、部隊の方に
おいでになる方もおられるわけで
ございます。

○元信委員 かなりの方が松原教授
のように部隊においでになるわけで
ございます。それが、防衛庁では、だ
れがどこでどれくらい講演をして
おられるかというのを把握されてお
られるわけですか。

○大高政府委員 自衛隊におきま
しては、各部隊の長が必要と考える
教育訓練を行うことになっておられ
まして、これは自衛隊法上、また訓
令等によってございまして、もちろ
ん訓令等によってございまして、そ
の訓令の定めるところに従つて、行
事なり教育上効果があると考えた
場合にやるわけでございます。ただ、
部隊等の長においでしては、全体と
して判断してお呼びいたしますので、
全体として

てどれだけやるかということ、特に
内局に対する報告というものを求め
ておられるものではございませ
ん。

○元信委員 今ちよつと御答弁に
矛盾があるように思つておられます。
防衛庁、自衛隊の方では、全体に
ついてはだれがどれくらい講演して
おられるかというふうなことはわか
らぬとおっしゃつておられるが、こ
れ以上たくさんおっしゃつておられ
ながら、これ以上たくさんおっしゃ
つておられる人はいませんか。

○大高政府委員 この件は、実は
この問題が起きまして元信先生の方
から、一体何回くらい、どれくらい
行つておられるかという御依頼が
ございまして、私どもの方でも、一
度それだけぐらゐらひ呼んでおるの
か把握してみようというところで、
全体の数あるいはどういふ方々が
来られるかということをごさ
います。

○元信委員 確かに私の方から、
この松原さんがどれくらい自衛隊へ
行かれたかということは調査して
おられます。余りに多くてはわか
らぬとおっしゃつたと思つてござ
います。二十回以上講演されたよう
な方はほかにございますか。

○大高政府委員 お答え申し上げます。
それぞれ御講演に来ていただく方
の御了承を得ておられますので名前
を申し上げるのには差し控えていた
だきたいと思つておられます。今
陸上自衛隊の例で一つ言いますと、
一人の方が、例えば五十九年から
六十年でございまして、二十二回
おいでになつておられる方もござ
いますし、二十三日というふうな
方もおいでになります。

○元信委員 御本人の了解がな
ければ名前が言えないと言つてお
られるわけですが、この松原さん
なんか別にだれの了解をとつたわ
けでもなく、あなた方は調べてお
つちやつておられるわけですが、ど
んな人かおつちやつてもいいのじや
ないですか。

○大高政府委員 ただいま私が
申し上げました方は、例えば一人は
北海道のある会社の社長でござ
いますし、いま一人は、ある小さな
新聞でござ

ますが、新聞の編集等をおやりになったOBの方、こういう方々でございませう。

○元信委員 自衛隊の部隊にだれがどんなふうな講演で回っているかというふうなことは、何にも秘密にすべきことじゃないと思ふのです。それどころか、今これからも申し上げますが、こういう非常に偏ったといえますが特異な意見の持ち主の人が講演で回っているなどという事は、将来の自衛隊の教育のためにもゆゆしき問題だと思ふのですよ。そうすると、我々としては、一体どういう人がそういう講演を引き受けているのか、そのことについては当然知る権利があると思ふのです、それをちゃんと出して下さいよ。

○大高政府委員 それぞれ私どもの方でお願いしておいでになつておるわけで、私は、特に今先生が御指摘のような、偏った考えの持ち主とか何とかそういう意味で名前を申し上げないわけではなくて、それぞれおいでになるにつきましては個人的な事情等もあるかと思ふので、具体的な名前につきましてはぜひ御容赦をいただきたいと思ひます。

○元信委員 言っていることに全然根拠がないと思ふのです。何も悪いことを頼んでいるわけじゃない、あなたは大いにこの人だと思つて見込んで頼んでいるはずですから、どういう方にお願ひしたかというふうなことぐらゐ言つて当然じゃないですか。そんなことも言えぬようじゃとても審議できぬですよ。

○大高政府委員 講演に来ていただく方々につきましては、私どもの方からお願いして、それぞれの分野と申しますか、専門分野におきまして適当と思ふ方をお願いいたしておるわけでございますが、そういう名前を公表するということになりましようかというところで、ぜひ御了解をいただきたいと思ひます。

○西廣政府委員 先生御承知のように、日本の中に一部非常に過激な自衛隊に反対の方等おられます、私が教育担当をおつたころも、講師の方の名前がたまたま出ましたら、そこに脅迫状が行つたりいろいろの問題が起きますので、この手の問題につきましてはプライバシーにも関することでございますので、御遠慮させていただきますこととございませう。

○元信委員 そんなものはプライバシーであるはずがないんだよ。何を言つているんだ。(発言する者あり)

○志賀委員長 それでは、防衛庁大高教育訓練局長に重ねて答弁を求めます。

○大高政府委員 ただいま私が御答弁申し上げました教の多い人物を例示的に申し上げさせていただきますが、先ほど一人につきましては二十三日と申し上げましたのは札幌マツダの社長の山口さんと申し上げ方でございます。それからもう一人は「防衛北海道編集主幹をおやりになった、今はもうOBでございますが、新川輝国という方でございます。

○元信委員 そんな人のところへ脅迫状が行くとはとても思えないわけですね。自衛隊で講演をしていただくことがばれるとぐあいが悪い——我が党の石橋委員長ですら、求められて防衛研究所で講演したことがあるのですよ。それが言えないなどというふうなことは、いたすらに審議を妨害する態度でまことに遺憾であると思ひます。

これはどの講演を松原さんという方が行つていまして、この方はもととは何かシェークスピアの学者だそうでありまして、シェークスピアの学者が自衛隊でこれだけの講演を行うというからは、だれかがこれを紹介しているんじゃないかなと思ふのです。そうでなければ、このシェークスピアの先生がこれだけ防衛庁の中で話をすると、うことはちょっと信じられない。こういうふうな思想をだれかが隊内に広めようとしているというふうなことを思ふわけですね。海上自衛隊にはないようでありませうけれども、陸・空にかなり広範囲にわたつてこういう講演が手配されたということについては、どなたがどういふような形で手配されたのでありませうか。そして、どういふ場

所でそういうことが行われたのか。

それからまた、聞くところによると、この松原さんという方は、自衛隊は金がなくて気の毒だということと謝礼を取らないというふうなことを言つておられるようですね、そつちの方がおかしいのじゃないかなと思ふのです。そういう規定というのは一体どういふふうなものであるのか。世の中ではただ高いものはないと言われどおりまして、うっかりただんだんか頼んでおると何を話されるかわからない。こんなふうな気もいたします。

どういふ場所で行われたか。また、そういうところへ講演に回るのは何か飛行機で回つていふことには事実かどうか承りたいと思ひます。

○大高政府委員 松原先生につきましては、先ほどお答え申し上げましたように、有識者に対する広報活動を行いました際に、教授に部隊を見てもあつたというところで、ラジオ日本あるいはまたサントリー等で著名な方でございますので、順次聞き伝えて各自自衛隊で講演をすることになつたというふうな理解をいたしております。

それから謝礼でございますけれども、今部外講師につきましては必ず謝礼を払わなければいかぬというわけではございませんで、もちろんお払いする額というものはあるわけでございますけれども、御辞退される方については御好意に甘えるというところもございませう。

それからまた、この松原教授につきましては、自衛隊の実態を知つていただくというところで一種の防衛の広報にもなりますので、例えばいろいろな駐屯地とか航空自衛隊の基地等に参ります際には輸送機等に便乗しておいでをいただいておりますこととございませう。

○元信委員 この方をオビニオンリーダーに任命されておられるわけですね。オビニオンリーダーといふのはどういふ制度であるのか。また、こういう過激な思想の持ち主がオビニオ

ンリーダーであるのは、私は自衛隊にとつても余り好ましいことではないと思ひます。その基準などについて承りたいと思ひます。

○大高政府委員 オビニオンリーダーについてでございますが、主として首都圏に御在任の有識者に対して、各種の資料をお送りいたしましたり部隊見学への招聘を行いましたり、いろいろな行事がございましたときに招待申し上げるというふうなことをいたしております。各年度ごとに、例えば大学教授でございますとか評論家でございますとか作家でございますとかマスコミの方でございますとか経済界の方でございますとか研究機関の方でございますとか、広くそういう中から御依頼申し上げているわけでございます。

○元信委員 この松原教授は、御著書の中でいろいろのことを言つておられるわけですが、ちよつと見過ごせないのは、この人は超法規的行動を積極的に支持されているわけでありまして、それと同時に、超法規的行動などということは珍しくない、ちよくちよく自衛隊の中であるのではないかと、こういうことを言われているわけなんです。

一つ例を申しますと、この本の帯にも「自衛官必讀の書」と書いて、「私の知る限り、まつたうな制服は皆、切羽の際にはまたぞろ文民統制なんぞは無視し、切腹覚悟で「超法規」をやるしかない考へてある。そして、陸海空自衛隊には他にまだ生々しい「超法規」の実績がありはしないか。」と書いてあります。「他に」というのは既に、こういうことを前提にして言つておられるわけですが、その実例としてかのペレンコ事件、ミグ25の飛来の事件を例に挙げ、「自衛隊は密かに演習の名目で、一部部隊を臨戦体制につかせ、政府に内緒で、北部方面總監に切腹覚悟で部隊を移動させた」、具体的には、北部方面總監は、隼下の第一師団第二八連隊を函館に派遣し、田中総監陸将は近藤陸将師団長に対し、「ソ連機が来襲した場合は撃墜せよ、五十海里以内、これは領空の外でも撃墜せよ、こういう命令をした、こうい

うふうに書いてあるわけですが、事実でしょう

○西廣政府委員 ミグ25の事件が起きた際の自衛隊のとりました措置については、一昨日のこの委員会でお答え申し上げたと思いますが、それぞれ

○元信委員 あるいはまた、二八連隊がL90高射機関砲と六一型戦車を函館空港のそばに配備した、これもその超法規的行動だ、こう言っておる

○西廣政府委員 これまた申し上げたところでありませぬ、当時、いわゆる緊急配備訓練という

○元信委員 別にそのことは、現在の自衛隊法等から見て超法規と言うには当たらないことな

○西廣政府委員 配備訓練を行うことも教育訓練の一環でございまして常々行っていることの一つ

○元信委員 著書の中でそういうようなことを盛んに言っているわけですが、こういう人物が自衛

○突倉政府委員 オビニオンリーダーに松原先生をお願いしたのは、先ほど申し上げましたよ

うに昭和五十八年度でございまして、オビニオンリーダーはこれまで先ほど申し上げましたよう

何うところによると、その著書にも書いてあつたかと思ひますけれども、先生は、五十八年にそ

○元信委員 余りばかなことを言わぬようにして

この方は、例えば先ほど申し上げました増岡陸将との対談にあつても、その増岡陸将の問題発言

○突倉政府委員 私の申し上げ方が悪かつたのか

○元信委員 やればやるほど悪くなるというの

問題なのは松原教授の影響というものの、この

○突倉政府委員 そのようなことは、先ほど申し上げましたよ

先ほど申し上げましたように、五十八年度の時点

○元信委員 関係なくはないですよ。この人はも

○突倉政府委員 私に於いてのお尋ねでございま

○元信委員 あなたとは個人的にお知り合ひであ

○突倉政府委員 それはございませぬ。

○元信委員 先ほどの増岡陸将の処分のご

○友藤政府委員 増岡陸将の発言について、特に

○元信委員 どういう御意見でございませぬか。

○突倉政府委員 そのようなことは、先ほど申し上げ

ると聞いておりますけれども、そういうようなこ

○突倉政府委員 調べたことはございませぬ。

○元信委員 どの程度の方々と合つて影響力を行

○突倉政府委員 私に於いてのお尋ねでございま

○元信委員 あなたとは個人的にお知り合ひであ

○突倉政府委員 それはございませぬ。

○元信委員 先ほどの増岡陸将の処分のご

○友藤政府委員 増岡陸将の発言について、特に

○突倉政府委員 そのようなことは、先ほど申し上げ

す。調べたことはございません。

○元信委員 どうも、最近私もそういうことをたびたび耳にするわけでありませう。言うまでもなく自衛隊員の政治行動は厳しく禁止されているところでもありまして、そういうことのないように十分気を付けていただきたいと思います。

最後に防衛庁長官に、今申し上げましたクーデターの問題といいますが、自衛隊に対して超法規行動なり何なりを勧める風潮が一部にあることは御理解いただけたと思うのです。そういうものに対して自衛隊の方のガードがかたいかということになりますと、これも今見ましたように、そういう人物がかなり頻りに部隊に出入りをして、講演も二十回もしているわけでありませうけれども、単にそれのみならず、高級将官とも極めて親しくしておる、こういう事態にあるわけですが、防衛庁長官、どういふ感想をお持ちになりますか。

○加藤國務大臣 私たちの自衛隊員につきましては、現在の憲法の精神に従って、そして私たちの防衛の基本政策に従って、理解できるように日ごろからの教育をやっております。そして、その教育訓練は非常に多岐にわたる、かつまた、長い時間をとっておりますので、隊員は、私たちの現在の政策及びシビリアンコントロールの本質等について十分に理解していると思っております。

したがって、先ほどクーデターの可能性がないかとかいう前提に基づいた御質問でございませうけれども、私たちの現在の判断では、それは本当に仮定の仮定の遠い話であつて、今そんなことが起こり得るわけがないという万全の自信を持っておりませうし、私も政治家として、あちらこちらの部隊に見に行ったり、あるときには曹・士、末端の隊員にも会いませうし、幹部にも酒を飲みながら話をしますが、元信委員の御心配になるような状況はございません。

そこで、私たちは、そういう教育に十分なる自信を持って、ある意味では余裕を持っていただいたいと思っておりますし、それに基づきま

て、我々の政府・自民党の政策とちよつと違つて、見もいろいろなところで自衛隊員に話していただ

いておられます。それのかなり高度のものといえ

ば、例えば今防衛研修所において各政党のリーダーの方、防衛政策担当の方にも来ていただいでおります。自衛隊の存在をお認めにならない社会党のリーダーの方にも来ていただきその意見を開陳していただいでおられて、私たちは、そういう

種々の意見を聞くことによつて、その中からいろいろなものを取りながら、自分たちの現在の政策により自信を持つ、その信念に強靱性を持つていただきたい、こんなふうな思つておる次第でございませう。

そこで、先ほどのクーデター云々のこととご

いませうけれども、その点につきましては、今御指摘のような本も出版されたこととごいませうので、今後のことについては、各部隊の長が常識を持って判断していくと私は信じております。

○加藤國務大臣 先ほど申しましたように、私は

ちが隊員を信頼し、それぞれの部隊員の指揮官たちを信頼いたしておられます。したがって、それぞれの講師の選定につきましては、かなり現場のことでもございませうので、それぞれの指揮官がいしそれぞれ部隊の長の判断に任せておるわけ

でございませうけれども、先ほどからの御指摘のよう

にございませう内容の出版もされておることとご

いませうので、今後につきましては、部隊の人間がそれぞれしつかりとした常識に基づいた判断をしていくと私は信じております。

○元信委員 なかなか信じてというだけではいかぬことがある。そのいい証拠に、最高級幹部の一人である東部方面總監などという陸将にまで上つた人が、こういう新聞で甚だ不意な発言を行つてあなたに処分をされる、こういう事態になつて

なくなる。これは二・二六事件の教訓でもあろう

というふうな思ふのです。

○加藤國務大臣 シビリアンコントロールの点

は、我が国の防衛政策の中で非常に重要な部分であり、最も重要な部分だ、こう考へております。

○元信委員 終わりませう。

○志賀委員長 鈴切康雄君。

おります。

まず、我が国は、「国防の基本方針」に基づきまして国力、国情に応じた効率的な防衛力の漸進的な整備を図るために、当面の三年または五年を対象期間とする防衛力整備計画を、実は四次にわたって策定をされてきました。第四次防衛力整備計画が昭和五十一年をもって終了することに伴いまして、政府は五十一年十月「防衛計画の大綱」を国防会議及び閣議において決定をされたわけでございます。それに基づきまして五三中業、あるいは五六中業、中期防衛力整備計画という段階を経過してきて、既に十年をたっております。で、「防衛計画の大綱」作成当時と現在の国際情勢を比較した場合にどのような相違があるか。やはり防衛をやる以上は、国際情勢あるいは軍事情勢というもの分析なくして防衛力の整備計画はあり得ないと思っております。そういう意味から言いますと、「防衛計画の大綱」作成当時と現在の国際情勢はどういうふうな相違になっておるか。その点について伺いたいと思います。

○加藤国務大臣 「防衛計画の大綱」を設定したときと現在の国際情勢について基本的なところと、ところが変化があるかということでございますが、国際情勢につきましてはいろいろアップダウンがあったり一弛一弛しておりますけれども、基本的には大きな変化はないのではないかと考えております。

「防衛計画の大綱」を定められたときの国際情勢の認識といたしましては、米ソの対立は厳しくあるけれども、しかし双方が戦火を交えるような状況ではないということは現在も変わっていないと思っております。また日本については、極東地域でかなりの緊張状態はあるけれども、また朝鮮半島におきまして分裂状況があつてその緊張はあるけれども、しかし日本とアジア全体の状況について見れば、日米安保条約というものが有効に機能してきて、そして今すぐ有事になるような感じではない。それが大まかなところだと思っておりますが、その点については現在も変わっていないのではないかと考えます。

いのではないかと考えます。

ただ、あえて国際軍事情勢という面について言ふならば、その後、ソビエトによります核及び通常戦力の増強はかなり厳しいものがございます。したがって極東地域、アジアをめぐる国際軍事情勢というものは当時よりは緊張感があるのではないかと。そんなふうに見ておられる次第でございます。

○鈴木委員 今長官が言われましたことを要約いたしますと、大枠については変わらないということであるわけでございますけれども、私はやはり、極東における軍事情勢についてはその当時とはかなり変わってきている。今も図らずも脅威を感ずるといふようなお話がありましたけれども、これは防衛庁長官でなくてもいいのですが、専門的な立場からもう少し、軍事情勢についてはどういふふうに分析をされているか、その点について伺いいたします。

○加藤国務大臣 細かくは政府委員よりお答えさせていただきます。ただいま私、緊張が強まっているというのはちよつと言葉が強過ぎたと思つて、厳しさを増しているといふか、それぞれの配備の数がふえて国際軍事情勢は厳しさを増しているという表現の方が適切かと思つて、訂正させていただきます。

○瀬木政府委員 ただいま長官の方より、現在の国際軍事情勢というものをとらえてみると厳しさを増している、その基本的な動向にはソ連の引き続く軍事的な増強があるというお話がございました。これは特に極東方面、日本を取り巻く極東においてその増強が著しいというのが遺憾ながら現実ではないかと考えます。

大綱を策定いたしました五十一年とその後の十年たちました現在を比較いたしましたら、地上兵力にいたしまして、当時極東方面に配備されておりましたソ連の地上軍がおよそ三十一個師団、三十万人であつたものが、現在においては四十一個師団、三十七万人に及んでおりますし、その内

容においても、戦車その他の近代的な装備が着実に増強されているという状態でございます。また航空戦力にいたしまして、およそ二千機であつたものがその割増し、二千二百機になつておるわけでございますが、そればかりではなく、その内容においても着実に新しい近代的な飛行機が増強されていることとございます。また海軍戦力につきましては、現在、太平洋艦隊というのは、ソ連の持つております海軍の中で最も大型かつ近代的な海軍戦力であると言つてよろしいのであると思つております。

他方、我が国固有の北方領土においても、五十一年当時はソ連の陸軍兵力というものは実はなかつたわけでございますが、その後着実に兵力が増強して、現在においては師団規模の兵力が配置されているというのが遺憾ながら現実であるということとございます。

○鈴木委員 「防衛計画の大綱」策定時と比較した極東ソ連軍の増強の状況については、あなたが今分析をされたそのこと自体はもうごく一部分であつて、軍事情勢についてはもつともつと厳しくしなぐちやならぬのじゃないですか。例えばSS20の場合を考えてごらんないですか。大綱策定時は全くなかつたのですよ。それが現在は四百十四基の約三分の一。そしてパツクファイアがその当時なかつたのですよ。それが現在約八十五機。それからベトナムのカムラン湾のあそこへ、ソビエトの言うならば海軍が、艦船が駐留しているじゃないですか。そういう重要な分析もなされなくて、ただ単に陸上兵力はこうです、海上兵力はこうです、あるいは航空兵力はこうです、これでは軍事情勢の分析ならぬじゃないですか。

○瀬木政府委員 まさに先生御指摘のとおり、ソ連の極東における軍事勢力を分析する際には、私が申し上げたというものは全く全体の中の一つの枠組みというか、全体のソ連の軍事力が増強されているというのを端的に示すものとして申し上げた次第でございます。全貌を考へる場合には、それに加えて地理的な配置、ただいま先生の御指

摘にあつたような、かつてなかつた外洋的な軍事基地を持つようになったソ連というものについても厳しく分析していく必要があるところでは、まさに先生御指摘のとおりだと思つております。

○鈴木委員 防衛庁長官、やはり軍事情勢というものは厳しく分析しなぐちやならないわけですね。なかつた、大綱策定時にSS20はゼロだつたのです。それが逐次極東に配置されたというふうな問題なんかも厳しくとらえなぐちやならぬだろうし、あるいはまたパツクファイアにしてもそのときはゼロだつたのですが、既にパツクファイアが配備されたということについては、これは軍事情勢の中では重要な部分であり、もしこれが欠けてしまつたら、それはいわゆるソ連の増強に対する我が国の軍事情勢の分析としては大変大きく欠ける点ではないかと思つて、防衛庁長官、どう思つておられますか。

○加藤国務大臣 先ほど国際参事官が最初の答弁のときに、極東配備のSS20とか、カムラン湾におきますソ連の基地の新設の問題とか、それからパツクファイアの問題等に言及しなかつたわけでございますが、この点は日ごろから国際参事官も言つておられるところとございまして、最初の答弁でうっかり落としておりましたらと思つて、国際参事官を中心に我々情報収集いたしておりますけれども、先生御指摘のように、その点は我々にとつて非常に大きな関心を持つておられるところとございます。

○鈴木委員 この話はちよつとこのままでおいておきまして、六十一年度概算要求は、当時五九中業の作成に際しての基本的考え方に基づいて要求されたというふうにも思つておられるのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。概算要求です。

○西廣政府委員 お答えいたします。六十一年度予算の概算要求につきましては、当時政府レベルの五カ年計画をつくるということと、政府内部の調整中とございました。ただ、たまたま概算要求までに調整が完全に決着するのは

難しいという見通しになりましたので、当時国防会議におきまして調整中といいますが、御討議いただいております五九中業の案というものを参考にながら、六十一年度の概算要求をさしていただくというのを防衛庁長官から御報告いたしましたので、御了承いただいたわけでございます。

○鈴木委員 五十九年の五月八日に防衛庁長官の発言要旨がございまして、防衛庁における五九中業の作成に際しての基本的考え方についてということで、「昭和六十一年度から昭和六十五年までを対象とする中期業務見直し」という、いわゆる五九中業の作成作業を行うということで発表されたわけですね。当然、各省それぞれ概算要求はその方針に基づいて出されてきているわけですから、防衛庁においても、いわゆる中期防衛力整備計画が出る前は五九中業によって概算要求をずっと煮詰めてきた、それはもう間違いない事実でございます。間違いない。何にもやらなかったのですか。それじゃ防衛庁は、六十一年においてはいわゆる概算要求、各省が出すようなそういうものについての煮詰めは全く何にもやっていなかった、こういうことでしょうか。そんなことはないでしよう。

○西廣政府委員 今先生の申された五九中業というものの、当然のことながら防衛庁としてはその原案をつくりまして、それを六十一年に入りまして関係省庁とそれについて調整を始めておたわけです。それが引き続き、その後の情勢で、次の五九中業計画は政府レベルの五九中業計画にしようという方針が大体固まりまして、それでは政府計画でということ、五九中業というものが政府レベルの五九中業計画というものに性格が変わって、その内容についての詰めをたまたま概算要求時になされておたわけです。ただ、政府レベルの五九中業計画が完全にこういう形で決めるという段階まで至りませんでしたので、そのままだ各省で調整中の案というものを一応参考にながら防衛庁として概算要求案というものをシーリングの中でまとめようというのでございまして。

○鈴木委員 五九中業の素案というものはあつたわけですよ。素案があつて、そして初めて御存じのとおり中期防衛力整備計画へと進んでいったわけですからね。そういう意味からいって、まるつきりなかつたなんというわけにはいかないわけですね。

五九中業は、「防衛計画の大綱」に定める防衛力の水準の達成を期するもの」としてあつたわけですが、中期防衛力整備計画については、「防衛計画の大綱」の基本的枠組みの下」というふうになっております。となりますと、「防衛計画の大綱」そのものと「基本的枠組みの下」とは内容的には大変に違つてくるわけですね。もし同じだということにおっしゃるならば、なぜあつたとき、防衛庁長官が発言をされたそのまゝを受け継いで中期防衛力整備計画はつくれたらなかつたかということにもなるわけですね。

○西廣政府委員 先生のおっしゃつたとおり、五九中業では、「大綱」水準をその五九中業の整備によって達成をするという長官指示に基づいて作業をいたしておりました。また、政府レベルの五九中業計画も同様に、「大綱」の基本的枠組みの中でこの五九中業の計画整備によって「大綱」水準の達成を目指すということ、そのねらいとすると、そこらについてほとんど変わりはないというように私は理解をいたしておりました。

みを守つた形で整備をするということになつております。

○鈴木委員 だから、ほとんど変わらないとおっしゃいますけれども、これは非常に微妙な言い回しで変わつてきているわけですね。五九中業は、「防衛計画の大綱」に定める防衛力の水準の達成を期するものとする」ということで努力をしよう、努力目標だつた。ところが中期防衛力整備計画は、「防衛計画の大綱」の基本的枠組みの下、これに定める防衛力の水準の達成を図ることを目標とする」ということですからね、これは決して、ほとんど変わらないなんていうふうなことを防衛局長おっしゃると、それじゃ前のおりにお直しなさいと私は申し上げたいと思うのですよ。実際は、このところは五九中業のときと変わつてきているのです。言い回しが変わつてきている。私は調べたんです。いわゆる大臣の発言の要旨のところとこれは大変に変わつてきている。だから、変わつてきているなら変わつてきている。それは理由はあると思うのですよ。これはほとんど変わりはしないんですというふうなわけにはちよつとつかぬと思うのですが、防衛庁長官、その点はどうかおっしゃるか。

○西廣政府委員 御案内のように、五九中業というのは防衛庁内の参考資料ということで防衛庁限りでつくるものであつたわけですが、その際いわゆる「大綱」水準の達成について、我々あるいは当時の防衛庁長官として、水準達成というものは対してかなり強い決意を表明するということ意味で、「期する」という言葉を使つておると思ひます。その後、御案内のように政府レベルになりまして、関係省庁ともこれを調整をするということになりまして、いろいろの面で、主として経費費その他の面でもさらにいろいろ削減をせしなくちゃいけないとかそういうことも起きてまいりました。「大綱」水準の達成という看板はおろさないわけでございますけれども、それなりに達成の度合いについてある程度の差が出てきているというところで、おのずから表現も変わつてきたというふう

に御理解いただきたいと思ひます。

○鈴木委員 五十一年十月二十九日「防衛計画の大綱」並びに「別表」については、過日同僚議員から「別表」を変える考えはないかというふうな質問をいたしましたときに、防衛庁長官は、現在のところは変える考えはないというふうにお答えになりました。私、それを聞いておりましたから。それで、中期防衛力整備計画は六十一年から六十五年の政府計画でありますから、なかならず、三年での見直しに際しても「別表」については変更をされないということなのか。それとも五年間も同じような考え方なんでしょうか。その点はどうなんでしょうか。

○加藤国務大臣 現在の中期防衛力計画は「大綱」の本文及び「別表」を前提といたしておりまして、それに基づいて作成され、そしてその最終目標値に到達したい、目標の達成を目指していきたいということをつくられております。

それで、三年後のいわゆるローリングでございませうけれども、その点につきましても、そのときにローリングするかどうかも含めて決定するわけでございます。現在、そのローリングについては云々と申し上げられる段階ではございません。なぜならば、我々は、この五九中業の達成をとにかく一生懸命やろうということ、今その第一歩目をスタートしたばかりでございます。三年後のことにつきましても現在論じられる段階にはない、こう思ひます。

○鈴木委員 「別表」については、陸・海・空に分かれ、基幹部隊と主要装備と自衛官の定数が決められております。防衛庁長官は、その枠組みの中で、例えば陸と空とのミサイルとしてホークとナイキの部隊があつたが、その垣根を取り除き、新しいパトリオットの部隊に編成がえをするという構想を明らかにされましたけれども、そのほか長官としては何らかの構想をお持ちでしょうか。

○西廣政府委員 「別表」につきましても、いろいろの機会でも申し上げておりますけれども、我々かねがね申し上げておりますように、「大綱」の基本

的な考え方というのは、現在のような国際情勢の基本的な枠組みの中で、いわゆる抑止と均衡といったような形がとられて、国際情勢の枠組みの中で、我々としては小規模・限定的な侵略に独力で対応し得る防衛力をつくり上げたいということが基本であり、これを前から申し上げているわけですが、その際、限定的かつ小規模な侵襲というものの、周辺の軍備の動向なりあるいは科学技術の進歩、そういったものによって変動していくことは否めないわけであり、

そういつたものに対応するために、我々としては、今回の政府の五カ年計画もそうでございますが、「大綱・別表」も含めてその枠内で何とかいろいろ装備の近代化をしていくとか、あるいはより効率化を図っていくということによって、対応可能な防衛力というものを維持したいということで研究し、かつ、五カ年計画をつくらなければならぬ、

研究し、かつ、五カ年計画をつくらなければならぬ、というけれども、今後の問題として、さらにまた周辺の状況が変わってきたという場合には、現在の防衛力というもののより効率化というものを図っていく必要がある。その際に、陸・海・空という「別表」の全体の枠であり、その中の仕切りみたいなものについて、それぞれにそれぞれおつたのでは、現行の総枠の中で対応できない場合もあり得るのではないかということも理論上の問題として申し上げたわけであり、

す。そして、その際の一つの例として、防衛庁長官が、例えば防空機能である防空用のミサイルについて、どういう形でどこが持つかというようにも一つの例ではなからうかというように申し上げたわけであり、現在はまだ、先ほど長官御答弁申し上げたように、この五カ年間で、まさに「別表」は仕切りもそのままにして、何とか水準達成ができるということをやっておる最中ではないかと、その後さらに周辺が変わったらどうなるかということについては、いづれも今後

の問題でございますし、まだやっておるわけでもございませんが、そういうことも我々としては念頭に置いておかなければいけないし、研究することもあるべしというふうな御理解をいただきたいと思ひます。

○鈴切委員 今の防衛局長の御答弁により、まず枠については五カ年間は全く外さないのだ、そのままでいくんだ、パトリオット等の導入についても、そういうことになると、少なくとも陸と空というような問題が出てくる、出てくるけれども、それはやらないのだ、少なくとも五カ年間はそれでいくのだ、こういうふうな御答弁されたのですが、それでいいのでしょうか。

○西廣政府委員 おっしゃるとおり、現在の五カ年計画はそういうことで計画をいたしております。ただ、先ほど来防衛庁長官も申し上げましたとおり、今後これを執行していく、三カ年について実行した過程で、周辺の状況その他より効率化というふうなものが、あるいは国内状況その他より効率化というものが求められるということ、政府として三年で見直して次の五カ年計画等をつくれというふうなことになるかと、その段階で改めて、そういう問題も含めて十分協議されるべきものであるというふうに考えております。

○鈴切委員 それじゃ、先ほどの答弁を直したような形になりましたね。それはそれとしても、防衛庁長官が、六十一年三月五日に予算委員会、「例えば現在の別表では陸上の師団につきまして十三個師団、そして、その中で機甲が一個師団で、通常の普通の師団というものを十二といたしておきます。今後いろいろなる自衛隊につきましての合理化、効率化を考えると、仮にこの部分を二対十一に直したならば、これが完全にもう大綱の改定になるのだろうかという議論がございます。」ということでございますけれども、そういうお考えをお持ちでしょうか。

○加藤国務大臣 「大綱」の改定と申しますか、「大綱」の「別表」の改定にはなるわけでございますか。

す。それはしつかりと十二と一と、こう書き分けてあるわけでございますから、それは「別表」の改定になるわけでございます。

○鈴切委員 そうなりますと、確かに「別表」の改定になるわけですね。「別表」の改定になる。「別表」の改定をしないというのが、そういうふうな加藤防衛庁長官が六十一年三月五日に、こういうふうなことになるということでお話になったことは「別表」の改定になる。「別表」の改定になるということになれば、これはやはり、少なくとも今までは国防会議にかかっていた問題だと私は思うのです。ところが今回は安保会議というものを設置しようというわけですから、そういうふうな問題については、やはりシビリアンコントロールという一つの見地に立ったならば、「別表」の改定につながるような問題については、これは今度の安全保障会議におかけになるというふうな判断してよろしゅうございませうか。

○加藤国務大臣 そのとおりでございます。「別表」の中の問任切りを少し外して、さつき言いました防空ミサイルの点につきましてより効率化を考えたような場合とか、先ほどの陸の師団のあり方についてその構成を変えたりするような場合は、これは「別表」の総枠の中ではありませんけれども、これは「別表」の総枠の中ではありませんけれども、これも数を変えていくわけですから、当然のことながら今度の安全保障会議、そして閣議というものを正式に通る手続をしていかなければならぬこととございます。

○鈴切委員 そういうことはぜひやらなければいけない問題だろうと私は思ひます。さきに私は軍事情勢について伺いをいたしました。軍事情勢については、私は少なくとも、これからの防衛力整備の中には軍事情勢という位置づけは大変重要な問題だろう、こう思っているわけでございますけれども、今回の中期防衛力整備計画ですね、これは六十一年から六十五年まで政府計画としてこれが十八兆四千億を拘束することになるわけであり、その前の五三中業、五六中業は防衛庁限りの見積もりであつ

たわけですから、それらとは全然性格的なものが違ふ。性格的なものが違ふのです。とすると、なぜこの五三中業の策定に入っておられた皆さん方が、中期防衛力整備計画という形で政府計画をしたときに、軍事情勢についてどうしてこれに盛り込まなかったのですか。どうして盛り込まなかったのですか、これは。

○西廣政府委員 御指摘のように、防衛力整備計画等を策定いたします際には、まず最初に必要になりますのは国際情勢、軍事情勢をどう把握し、どう認識するかということであろうと思ひます。当然のことながら、今回の作業におきましても、国防会議でまず国際情勢、軍事情勢等について十分な討議がなされたと思っております。

ただ申し上げたいのは、今回の五カ年計画というものはあくまで「大綱」の枠組みの中で行うということとございまして、「大綱」で定められておる、あるいは「大綱」で記載されておる情勢認識、そしてそれに基づく防衛構想、そしてそれに基づく整備方針といったものについては、現段階ではそういった大枠の枠組みについてはまだ変わっていないという認識に立ちまして、要するに「大綱」で定められている防衛構想なり整備方針というのはそのまま踏襲をいたしておること、そこを要するような情勢変化は起きていないという認識でありましたので、情勢判断等については記載をされていなくてあります。

ただ、個々の装備の質をどうするかか数量をどうするかといったような問題につきましては、「大綱」なりあるいは、かつての五カ年計画を政府レベルでつくった当時の情勢判断に記載されていたものよりもより細かい段階のものでございまして、そういうものにつきましても、当然のことながらいろいろな討議がなされた後に整備の内容を決めたわけでございますけれども、それらについての個々の軍事情勢に対する考え方というものは、今回の防衛力整備計画もそうでございますけれども、今までもそういう個々の細かい情勢判断については記載をいたしていないというこ

と、これはしつかりと十二と一と、こう書き分けてあるわけでございますから、それは「別表」の改定になるわけでございます。

○加藤国務大臣 「大綱」の改定と申しますか、「大綱」の「別表」の改定にはなるわけでございますか。

けれども、地方自治というのにはやはり島民の意思を尊重するということが民主主義の基本的ルールであります。反対しているものを無理やりに権力によって抑えつけるということはできないことでありまして、一方、米國が強く要請をしているタツチ・アンド・ゴアの訓練については、日米安保条約の観点からいならば政府としても何らかの対処をしなければならぬことは私もよくわかるわけですね。

そこで、三宅島に基地をつくる考えに固執しないで、例えば、現在のところ石油がだぶついておりまして、タンカー等も放置をされている現状であります。とするならば、例えば三十万トン級のタンカーを改造し、甲板に滑走路をつけることによつて十分に訓練ができるはずであろうと思ひますし、また場合によつては、民間によつて新しくその目的が達成される船を建造することもまた私は可能ではないだろうか。しかし問題になるのは、日本憲法に照らした場合、航空母艦や戦略爆撃機は持てないというのが政府の憲法解釈になっております。政府みずから改造タンカーを持ち運航することには若干問題が残るだろう、私はそのように思ふのですが、これを民間においてそれを所有し運航させることによつて政府が借り上げ使用することになれば、一切装備がない改造タンカーであるならば何ら問題なく所要の目的が達成されるのではないかと私は思ふのですが、これは艦船工学の学者や法律家も十分可能であると言つておられますけれども、防衛庁としてこういうふうなことにやはり研究してみることがあるのじゃないだろうかというふう

に思ふのですが、防衛庁長官どうですか。
○加藤國務大臣 最初に幾つか鋭切委員の御指摘についてコメントしたいと思ふのですが、一つは、現在三宅島に私たちがお願いしておりますことは、その特別の地点はアメリカの要求ではないというところでございます。アメリカとしては、現在の厚木という場所では御迷惑をかけ過ぎるし、夜間の近辺の照明の関係から自分たちとしても不

適当だと思ふので、何とかほかの場所に探してくれないかという点でございます。三宅島にお願できないかと申し上げているのは我々防衛庁とい

いますか、日本政府の判断であるということをし上げておきたいと思ひます。

それから第二に、今基地というお言葉でございましたけれども、いわゆる基地というものはございませぬ。これは民間の人と防衛庁の方または米軍の方とでもに使わしていただきたいというものでございまして、いわゆる基地というイメージからききます、鉄条網が張りめぐらされて、カービン銃を持った人がその辺をうろちうろちして、米海軍の人たちがいるというようなものではございませぬ。訓練が終われば、その晩のうちに飛行機はもとの場所に帰つていくというものであるということをお理解いただきたいと思います。

そこで、いづれにしても三宅島の反対が非常に強いので、いわゆる自治の精神に基づいてやるべきでないかというお言葉でございますが、私たちとしても、こういった施設とか基地の建設というものは地元の人たちの協力がなければなかなかできないものだと思つておられますので、私たちとしては根気強く御理解を求めよう

に努力していきたい、こう思つております。
〔委員長退席、石川委員長代理着席〕
そこで、今のいわゆる浮体工法というものの可能性、考えられないかということでございます。私たちが、このタツチ・アンド・ゴアの練習場所を探る際に、一つとしては、既存の飛行場のどこか

かで見つけ受けてもらえないかということを検討いたしました。第二番目には、新しく飛行場をつくるという道があるのかな。そして三番目には、その浮体工法というものでどこかやれないかということ。この三つでございまして、この三つにつきまして、施設庁で技術的に、また経費的に、また米側の、使用する側の意向等を含めまして真剣に検討してみました。

とがいろいろな意味で条件がいいし、それから可能であるならばということでも真剣に検討してみたいけれども、今の段階ではともちよつと無理であるということの結論に私たちの役所として到達いたしました。本日に真剣に検討済みの結果、やはりこれは無理だという結論に達しましたので、その点は御理解いただきたいと思ひます。

○佐々政府委員 お答えいたします。

ただいまの三十万トン級のタンカーを改装して使つたらどうか、こういう御提案でございます。鋭切先生が、安保の必要性を認めつつ、かつまた、地方自治の立場から住民の意思も尊重する、そういう非常に困つた状況にある施設庁に對しまして、何とか解決をする方法はないかという御真剣な御提案をいただきました。その点は深く感謝を申し上げます。

せつかくの御提案なんですが、まず三十万トンタンカー改装という考え方について、残念ながら私も非常に難しいのではないかと考へておる次第でございます。

理由は、第一に、アメリカが要求しておりますのは陸上における訓練施設でございます。海上の浮体構造物、これにつきましてはアメリカ側とも非公式に十分協議をいたしました。賛成を得られない。もしも正式提案があつた場合にはアメリカ側はこれを断るといふことでございます。理由は、ミッドウェーが現在千フィートと言われておりまして約三百数十メートルだと思ひますが、三十万トンタンカーがやはり三百五十メートルぐらいの長さでございます。このミッドウェーと同等の熱練度を要します。そのために陸上でタツチ・アンド・ゴアを繰り返すという訓練場が必要なんだというのがアメリカの要求でございます。浮体構造物そのものに反對でございますが、仮にそういう選択肢を選んだとした場合、千八百

メートルの要求でございますので、これはちよつと無理ではないか。

それから、でさ上がりましてこの海上構造物を実際に使用いたしますのは、ミッドウェーが横須賀に入港をいたしました年閏七、八十日、長くても九十日ぐらい、あと三百日近くはこの構造物は利用の方法がないわけでございます。巨額な建造費を要するものについての費用対効果ということをお考えすると、やはり防衛庁として考へてお

りまして、かつ、訓練所要を満たすために一時米軍にもこれを提供する、こういう施設の方が重要なんではないだろうかと思ひます。もう一つ理由がございまして、これは地位協定の解釈の問題でございます。地位協定二条で言うところの施設、区域、これは固定し定着をした施設を言つておられます。先生御提案の船舶は物品と

いうことに相なりまして、地位協定上これが防衛施設庁の予算で提供し得る施設に入るかどうか疑義がございまして、せつかくの御提案でございますけれどもなかなか難しいのではないかと考へております。

○鋭切委員 今御答弁で難しいというお話があつたわけですが、村との間にもまた島民との間にもほとんど対話がなされないうまに來ているわけですので、そういう意味から、私も、そういう方法も一つあるだろうということ御提案申し上げたわけ、私はこれ以上このことについて深く言及することはいたしません。

うか。

○後藤田国務大臣 昨日、第三次の調査団、これは官民合同の技術を中心とした調査団の皆さんでございまして、その調査の結果報告があったわけでございます。官房長官、防衛庁長官、通産大臣、外務大臣、こういった関係閣僚で調査団の報告を受けるということに聞いただけでございます。その技術的な調査の結果は、今おっしゃったように日本の技術の向上にも大きく役立つであろうという結論が得られたわけでございます。この問題は極めて重要な問題でございますから、私どもとしては、昨日は調査団からの報告を聞くにとどめまして、この問題をめぐっていろいろな説明をしなければならぬ重要課題が幾つかあるわけでございますが、それらは昨日は一切議論としては出ておりません。したがって、政府としましては、このSDI構想については理解をしておるという現状から昨日は一步もまだ出てないというのが実情でございます。

きのうは報告の極めて省略した数枚のペーパーにすぎませんので、今後はこれは恐らくや相当な分厚い報告書が出るんだらうと思っております。それらを見まして、これから先必要とあれば閣僚僚でさらに一層問題を煮詰めた上で政府としての考え方を決めていこう、こういうことでございますので、きのうは何らのそういう結論は出たものではありません。かように御理解をいただきたいと思います。

○鈴木委員 SDI参加の問題につきましては、実は聞くところによりますと、第二次の政府の調査団—第一次、第二次ございましたね。これは政府の調査団です。第三次は官民の調査団ですね。その第二次が訪米したときに、アメリカからこういうふうな言われた。参加の意思があるならば第三次調査団にはさらに詳しい資料とかを御説明いたします、こういうことがコメントされている。それに基づいて政府は第三次官民調査団を出して、今回その調査を終わられたわけでありませうけれども、第二次の政府調査団が行ったときにそ

のようにして、参加の意思があるならばと、こういうふうなことで言われているわけですから、そうなった場合には、結局はもう既定の事実として参加ということ、これはいろいろの手続とかそういうものはあるにせよ、そういう状態であるならば、SDIについてはもう参加というふうには私どもはとらざるを得ないと思うのですが、その点はどうかでございませうか。

○岡本説明員 第一次、第二次の調査団の派遣に引き続きまして、技術的な側面から専門的により詳細に調べるために、今般の官民合同調査団を派遣したわけでございます。その過程で、先生御指摘のような米側の発言が第二回調査時にあったという事実はございませぬ。私どもはあくまでも我が国の参加問題の検討材料とするために今いろいろな情報を集めておるところでございます。米側もこの前提で私どもにいろいろ教えてくれたものでございませぬ。我が国の政府がこの問題についてはまだ慎重検討中であつて、参加を前提とした取り組み方を米国との間で何らしてないということも米側もよく知しておるところでございます。

○鈴木委員 私はある程度調査をしたわけですが、そういうふうなことはあなたはないとおっしゃるわけなんです、そういうことになると、断ることもあり得るわけですか。

○岡本説明員 現在、政府で、SDIの参加問題につきましてあらゆる側面から検討を加えておるところでございます。この検討には、今回行いました技術的な側面からの詳細な調査も含めまして、そのほか戦略的側面、政治的側面、制度的な側面といったものについて総合的な検討作業を今行つておるものでございませぬ。この結果、我が国にとつて最もよい解決の方法が最終的に政府の合意として出てくるものと信じております。

○鈴木委員 官民合同の第三次調査団の報告を聞いたわけでありませうけれども、レーガン大統領は防衛兵器であるということの中曾根総理に説明され、中曾根総理はそれに対して理解を示したと

伝えられています。非軍事の科学技術行政を進める上で、昭和四十四年の宇宙の平和利用の国会決議もあり、参加についてはその簡単なものではなからうと私は思っています。SDIはただ単に防衛面だけでは結論を出すことは済まない問題である。となると、この判断についてはどこでおやりになるのですか。また、その手続というもののについてはどういうふうなされるのでしょうか。

○後藤田国務大臣 その面につきましては、これは先ほどお答えしましたように、関係閣僚の間で今日までの調査資料等を十分点検をして、政治的な側面あるいは技術的な側面あるいは防衛的な側面、各般の多方面に目配りをした検討をした上で、日本政府としての態度を決定をしたい。したがって、現時点においては先ほど申しましたように理解をするにとどめておるわけでございます。

○鈴木委員 このSDIの問題については大変に大きな問題を抱えているだけに、ぜひ慎重にあつてほしい。外務大臣はかかなり慎重な発言をすつと繰り返されておるわけでございますから、そのことを要望しておきたいと思つておる。

それでは、安全保障会議設置法につきまして、若干、時間の許す限り御質問を申し上げたいと思つておる。

臨調及び行革審の答申により指摘された、内閣の総合調整機能強化の一環として、重大緊急事態対処体制の整備を図るため、現行国防会議の任務を継承するとともに、重大緊急事態への対処措置等を審議する機関として、内閣に安全保障会議を設置しようとするものでありますけれども、あわせて内閣官房の組織の再編成がなされるというように聞いておりますが、なぜ今内閣機能の強化をしなければならぬのか、政府の御見解を聞きたいわけでありませう、それにあわせて内閣官房の組織再編成の目的は何であるか、あわせてお聞きをいたします。

○後藤田国務大臣 鈴木さん御案内のように、最近の政府の仕事というものが大変複雑になつてきております。そして同時に、適時適切な処理をし

なければならぬという事案が非常に多くなつてきておる。ところが、日本の行政組織は各省にそれを全部分担処理をさせております。そういう前提に立つて、内閣には従来から調整機能が与えられておるわけですが、審議室等でそれなりの調整の機能は果たしておつたわけですが、最近の事態にかんがみまして、現状のままでなかなか内閣の総合調整機能を十全に、適切に発揮することが困難になつてきておるわけでございます。

そこで、この総合調整機能の強化の問題は、第二臨調でも議論をせられ、また行革審からも御提言があつて、それに基づいて今回内閣官房の組織の再編成ということをやつていきたい、こう考えておるのですが、実際はこの問題は、第二臨調以降の問題ではございません。

昭和三十八年の佐藤喜一郎さんの第一次の臨調、この際もこれは相当に真摯に議論をせられまして、場合によれば参与制度を置いたらどうかとか、あるいは副長官の数をふやせばどうであるとか、いろいろ案がたくさんございまして、政府にもたしか、第一次の佐藤調査会からも検討をすべしという御提言をいただいたおつた。ところが、これを実行するには、官邸の中を初め各省の抵抗が非常に強い課題でございます。

しかしながら、最近の事態は、そういった各省の抵抗を認めるわけにはいかないというぐらゐの、政府全体としての総合調整機能を十全に発揮できるような仕組みにしないと間に合わなくなつてきた。外交の問題を処理するときにそれは内政にはね返る、内政をやるうとすればすぐに外交にはね返る、ところがそれぞれの省庁の意見がまとまらない、適時適切な政府の方針が決まらぬ、こういったようなことでございますので、従来からの総合調整機能はそれはそれなりでよろう、しかしそれ以上にさらにやらなければならぬという面について政府としての対応をどうするかということで、今回の改正案の御提案を、法律の面は安全保障会議でございますが、これをお認め願えれば、七月一日を目途に内閣全体の中の組

織がえをやっていきたい、かように考えているわけでございます。

○鈴切委員 現在の内閣官房は、内閣参事官室、内閣審議室、内閣広報室、内閣調査室の四つに分かれておりますね。組織の再編を行って機能強化をするという事は、逆に今までは組織的な欠陥とか機能が十分に働かない面があったということになるわけですね。今まで組織的な面での欠陥とかあるいは機能が十分に働かない面というのは、この四室それぞれどういふ点があったのでしょうか。

○後藤田国務大臣 ただいま申しましたように、従来はそれなりに総合調整機能を発揮すべく従来の組織のままで今日まで努力してきたことは事実です。私はそれなりの成果はあったと思えますが、先ほど申しましたようにそれは間に合わなくなりました。しかもそれが最近だけの話ではない。これは昭和三十八年から既に佐藤調査会からこういう課題は長く論ぜられておりながら、各省の抵抗その他の関係で残念ながら実現ができなかった。それを今回、最近とみに内外情勢の高度化とでもいいますか、殊に内政、外交の關係が非常に密接になってきたといったようなことで、政府としての方針は適時適切にやらなければ間に合わぬというような事態になりましたので、今回はぜひひとつ各省の了解も得ながら改革を断行したい、かように考えているわけでございます。

○鈴切委員 内閣官房の総合調整機能を強化するための組織の再編とあわせて、機能強化のための人事運用についてはどのようにお考えになっていらっしゃいますか。

○後藤田国務大臣 今でも審議室長とかあるいは内調の室長とかいろいろな室がありますが、いわばこれらの室長は結局中二階と云っていいと思えます。部員は課長レベルあるいは課長の直前といったような人が来て、これはそれなりに非常に優秀な人材でございます。しかしながらいかんせん地位が低い、将来性もあるということになると、とかく役人は母屋の方に顔を向けがちでございます。

す。これではなかなかうまく総合調整できない。そこでやはり、より広い、より高い見地に立って、母屋の事情は母屋の事情としながらも、国政全般をうまくやらなきゃならぬというふうな広い見識で物事を処理できるハイランクの人を置きたい。つまりはスタッフ組織を強化したい。人員をふやす気持ちはほとんど私も持っています。そうではなくて、スタッフをもう少し強化しよう、こういう考え方であります。

しかし、いずれにせよ、組織がどんなにうまくやってみてもしよせんは人の問題でございます。それだけに人選その他については、これからのこの内閣の運営に当たっては従来に増して十分配慮しなければならぬ、かように私も考えているわけでございます。

○鈴切委員 外政調整室の室長は総理直属の事務次官級の審議官ということにでもなれば、外務省の方針とは別に総理の考え方が優先される結果になりはしないかという心配があるのですが、その点はどうお考えでしょうか。

○後藤田国務大臣 今回のこの内閣官房の組織がえて一番気を配ったのは、鈴切さんのおっしゃった外交の二元化ですね。これは絶対に防がなければならぬ。ただ、従来からこの外交二元化で、これはもう戦前もございましたから、いろいろの弊害を生んでおることは事実でございますが、そこで政府としては、総理外交といいますが、首脳外交が最近非常に頻繁になってきているわけですね、しかし首脳外交が頻繁になったからといって外務省を頭越しに日本政府の意思が外国との間で行き来するということのじやどうにもなりません、そうじゃなくて、あくまでも対外折衝というものは外交チャネルを通じてやる、この基本線だけは絶対に守らなければならぬ、こう思っております。

が、しかし、一方、首脳外交というものが最近数多く出てきておりますから、そこで外務省と官邸との連携というものが非常に重要になってきております。そこで、現在はどうなっているかということ、外務省からは総理秘書官が一人しか来ており

ません。総理秘書官というのは将来性のある非常に立派な人であることは間違いありませんけれども、いかにせん地位が低い。そこで、先ほど言ったような考え方のもとに、もう少し地位の高い、常時総理を補佐しながら、同時に外務当局との連携を十分にとり得るようなそういう人を選定をして、首脳外交が世界の常識になりつつある今日、絶対に二元化しないような組織に組みかえていきたい。これは私どもの念願でございますから、いずれにいたしましても、外交問題については外務省を頭越しに官邸の方がやるといったようなことは私どもは絶対にやるべきことではないし、あつてはならぬ、かように考えているわけでございます。

○鈴切委員 やはりこのところ、内閣官房長官が言われたように首脳外交というのが非常に多いわけですね。しかも、場合によってはその中にほとんど人を入れないうで話し合うことがあるわけですね。そうした場合に思わぬ問題が外務省の頭越しでされてしまうというふうなことになる、外務省は一つの既成事実をずつと積みながら外交を進めていく、その方針とはかなり思わぬところで食い違いが出てくるということがあつてはならぬだろう、そういう意味において調整室というところは重要な問題だということに私は思いますね。その点、外交において二元外交が行われるなということになりますと、これこそ最も国益を損する、そういうことになりまして、ぜひその点は留意をさせていただきたい問題だな、私はそのように思います。

安保会議の設置はアメリカの国家安全保障会議を参考にしていると言われておりますけれども、会議自体の位置づけ等が明確でないことにより、大統領の考え方でその形式、地位、効果等に大きな差が見られると言われております。今回の安全保障政策の性格づけは、例えば我が国における安全保障政策の最高水準の検討決定機関なのか、あるいは単なる総理大臣の諮問機関なのか、さらには安全保障問題を処理するための一つの機関にす

ぎないものか、その点の位置づけについてはどうお考えでしょうか。

○塩田政府委員 アメリカのNSCを参考にしたいと言われますけれども、先日お答えいたしましたとおり、我が国の制度に取り入れるという点についてはそんなに参考になつたわけではないというのが率直な考え方でございます。

今の御指摘の点も、アメリカの場合は大統領の助言機関ということで、それを受けた大統領と、今度日本の場合は総理に対する諮問機関ということとで、その受けた総理と、これは立場が大変違うわけでございます。似たように助言機関であり諮問機関である、そこだけ見ると非常によく似ておりますけれども、全体的に見ると大変違うということが言えると思えます。

そこで、今御指摘の政策の決定機関かどうかというふうな点につきましては、アメリカの場合はそういう機能を果たしているようでございますけれども、日本の場合は、先日お答えを申し上げておりますように、総理大臣への諮問機関であるということでございます。

○鈴切委員 従前あつた国防会議は、防衛庁設置法によるいわゆる総理の直属の独立機関であり、事務局はそれに付随しておつたわけですね。少くとも国防に関する機関としては最高のシビリアンコントロールの場所として位置づけられておりました。ところが、今回官房の中に安全保障室が設置され、各室と同じ並びで取り扱われるということになると、官房の所掌事務的な役割として取り扱われるおそれがあり、シビリアンコントロールということから見ると、従前からは随分弱体化されているのじやないかという心配があるのですけれども、その点はどうなんですか。

○塩田政府委員 形の上で御指摘のような点も確かにあるわけでございますが、法律的に言いますと、今度の場合も、安全保障室ができて安全保障会議に関する事務を処理する根拠は、今度の安全保障会議法に置いてあります。そういう意味で

は、国防会議事務局が構成法の中にあるということと法的根拠は同じでございます。

そこで、その法律に基づきまして今度は内閣官房に入るわけでございますが、一方、内閣官房に入りまして、今度は内閣官房としての持つておる総合調整機能というものがございまして、また、広い立場から事務全体の調整をしております官房長官の指揮を受けるという点も今度変わってまいります。そういうような点を考え合わせますと、私は、実質的に今の国防会議事務局よりも視野が狭くなるとかあるいはシビリアンコントロールの機能が落ちてくるとか、そういうことは実態的にはないというように考えております。

また一方、今度重大緊急事態が入ることによりまして、情報活動といったようなものも安全保障室では加わってくるわけでございますが、そういう点からいってもむしろ機能は活性化するというふうな申し上げられるのではないかと思っております。

○鈴木委員 臨調の基本答申では国防会議の機能の活性化が指摘されている。行革審の答申では「国防会議の機能の活性化という臨時行政調査会答申の趣旨の実現を図るとともに、国家の安全に係わる重大事に発展するおそれのある緊急事態に対する対処体制の整備等を推進するため、内閣に、安全保障会議を設置する。」と述べられておりますけれども、指摘された「国防会議の機能の活性化」についてはどのような考え方をなんでしょうか。

○塩田政府委員 御指摘のような答申が出ておるわけでございますが、一つ制度的に申し上げますと、今回国防会議を廃止して安全保障会議を設置することによりまして、いわゆる国防事態と重大緊急事態とを一つの機関で統一的に取り扱うことになりまして、これはいわゆる有事に発展しかねない事態を有事に至らない段階で取り扱うということにもなるわけであります。こういうことによりまして、情報の収集とか分析機能の充実が図られるといった面は否定できない、つまりそういう

意味で活性化されるという点は期待できるというふうには私考えております。

○鈴木委員 国防会議の機能というものは、これはそっくり安全保障会議の方に移るわけでして、そのこと自体は所掌事務というものは全く変わらないわけですが、その所掌事務自体が変わらないので、国防会議自体の活性化といったようなふうにするのですか。

○塩田政府委員 御指摘のとおり、国防会議そのものは今回全然変えておりません。したがって、先ほどちょっと申し上げましたように、両方合わせることによるところのメリットが一つあるということをお答え申し上げたわけであります。が、もともとこの国防会議の活性化ということ自体が臨調の本答申にもあったわけでございまして、これも、これはあの臨調の答申でも言っておりますが、要するに端的に言いますと、もつと会議を開くべきではないか、そのためのいろいろな体制を考えるべきじゃないかということ、今回の重大緊急事態の事務を一緒にやることは一応別な答申をしておられるわけです。そういう面が確かにございまして、この今回の改正のあるなしにかかわらず、国防会議の活性化ということについては考えていかなければいけないというふうな私どもも思っております。

たまたま今回の重大緊急事態を加えるということによりまして、これを契機にいたしまして、そういう点の先ほど申し上げたようなメリットと同時に、臨調の答申で言いますところの活性化ということにつきましても、これは十分に運用の面があると思うので、そういう運用の面でも十分に配慮していきたいというふうな考えでおります。

○鈴木委員 臨調は定期的な開けということについても言っているわけですが、結局それについては国防会議としてのいわゆる活性化自体が問題だったと言っているわけですが、大体今まで国防会議が設けられてどんなふうな状態だったのか。

○塩田政府委員 今も、最初に御指摘ありました国防会議を定期的な開いたかどうかという答申につきまして、実は私どももそういうことも検討しておるわけでございまして、率直に申し上げまして、現状で国防会議を定期的な開くところまではなかなかまいりません。まいりませんが、しかしそういう趣旨もございまして、今までの国防会議の運用というものの実態の反省もございまして、実は昨年、例えば年に一回か二回かということではなくて、開こうではないかというふうなことから、国際軍事情勢の会議を開いてみたり報告を聞いてみたりしたわけでございまして、ところが、たまたま昨年は中期防衛力整備計画の方の関係がございまして非常に回数も多く開いたもので、それ以外のことでは特段の配慮もなく、一回も開いたというふうな事になりましたが、元来、そういう経過からして、今回の改正あるなしにかかわらず、国防会議をもつと活性化したいという気持ちは私どもとしては持つておるわけでございまして、

今、最後のほうのほうで国防会議を開いてきているのかというお尋ねでございますが、従前年の一、二回開いてきておったというの、典型的に申し上げますと、八月の概算要求の後、その概算要求の要点、主要な事項、それから十二月には、政府案の予算案の決定の際に、その主要な整備の内容といったようなものを決定していただくというふうなことで毎年開いております。それ以外には、そのときそのときで、例えばP3Cの整備方針でありますとかF15の整備方針でありますとか、そういうふうなことは別途開いております。

○鈴木委員 昨年の九月十八日に、中期防衛力整備計画で五年計画で十八兆四千億円という膨大な予算を決定する際、防衛庁と大蔵等の関係大臣と自民党幹部との間で決定が先行し、国防会議が完全に追認機関の役割しか果たさなかつたと言われている。それは国防会議の大変な軽視であり、政府の国防会議の運用の仕方に問題があつたんじゃないだろうか、僕は実はそう指摘せざるを得ないわけですか、例えて言うならば、先ほどもいろいろ議論をされてまいりました、中期防衛力整備計画と五九中業とはその性質的なものは全く違うわけです。防衛庁の内部的な問題から政府の正式決定という中期防衛力整備計画の中にあつて、最終的には「大綱」の水準ということになつたんで、先ほども、しかしその中に、先ほどもずっと議論をしてきた国際情勢並びに軍事情勢という重要な問題が欠落してしまつて、買物計画じゃないかと言われているようなそんな状態になつてしまつて、その中で、なぜ国防会議でそのスタッフである皆さん方がそういう問題について指摘をしておかないのですか。指摘をしないでそのまますつと通してしまふなんて、そういうふうなことをやれば、国防会議はますます形骸化されてしまつて、最終的にはそんなものは要らないというふうな格好になつちゃうんじゃないですか。少なくとも国防会議の皆さん方は防衛庁のかつてのOBであるわけですから、そういう点で気がつかないわけでもないでしょう、軍事情勢とかあるいはそういうものに基づいてどういうふうな判断をするということがなされなかつたということは大変な問題があるだろうと私は思うのですが、その点はどうか考えますか。

○塩田政府委員 中期防衛力整備計画の策定に当たりまして政府・与党間のいろいろ調整といたした点は、私どもも直接関与いたしておるわけではございませんけれども、我々事務局当局としましては、当然のことながら、国防会議におきましていろいろの議案につきまして、関係の参事官会議等を何回も何回も開きまして、そして調整をして上げていっているわけでございまして、決して御指摘のように政府・与党間の会議でいきなり決まつたといったようなことではございません。その間に今御指摘のような、先ほどもちょっと申し上げましたが、従前の中業方式を政府計画にするというところにつきまして、どういふ形をとるかとい

うようなことも当然随分議論はいたしており
ます。その結果、先ほど申し上げましたように、一
方で「大綱」の枠の中でやるということ、従前
の五三中業、五六中業が防衛庁限りであるとい
うのはよろしくないという二つの要請の中で、現在
のような結論になった、こういうこととございま
す。

○鈴切委員 私が生し上げるのは、中期防衛力整
備計画を、それはこれから五年間政府を拘束する
わけでして、そういうふうな重大な決定に対し
て、買物計画的なものだけではだめでしょう。
少なくとも軍事情勢というものを加味した上にお
いて、「大綱」でいけるならいけるでそれは結構で
すが、しかし、そういうものがほとんど何もなさ
れないままに、入れられないままに、検討はした
かも知れませんが、正式な計画決定の中に
そういうものが入っていないことは、そうい
うものこそ国防会議においてはやはりチェックを
しなくちゃならぬ問題だろう。チェックをして、
これはこういうふうなことだとやる、これがシビ
リアンコントロールですよ。中期防衛力整備計画
の中にあつて、言うならば欠落しているという
うふうな問題がもしあつた場合には、そこはやは
りシビリアンコントロールで十分に生かしてい
なければならぬだろう、そう申し上げているの
ですよ。その点はどうかでしよう。

○塩田政府委員 その辺になりますとあるいは見
解の相違ということになるのかも知れませんが、
私も少しは、必要な情勢判断についての
議論は十分尽くしたと思っております。それを具
体的に今度の中期防衛力整備計画に書くか書かな
いかという点については、先生と見解は異なつた
結論になつたわけでございますけれども、実質的
には私も十分そういうことは尽くしているとい
うふうな考えをしております。

○鈴切委員 従来の重大緊急事態に対処して、過
去において問題解決ができなかつたことがあつた
かどうか。平和的な手段をもつてやつたことが結
果的に言つてよかつたのではないかと私

は思つてゐるのです。

国防会議はシビリアンコントロールということ
で制服の独走をチェックすること、一方、有事
に際しての対処を規定しているわけでありまし
て、重大緊急事態は現実問題対処なんです。だか
ら性質的には全然違ふものであつて、それを混同
して一緒にやるということとはちよつと問題があ
るのではないかと私は思つてゐるのですが、その
点どうでしようか。

○塩田政府委員 私ども、それは一つの議論とし
てはわからないわけではありませんが、今回の考
え方は、今度の会議で新たに取上げることとな
ります。重大緊急事態というものは、国の安全に重大
な影響を及ぼすおそれのあるそういう緊急事態で
あることはしばしば申し上げておるとおりであ
ります。事態の推移いかんによつては国防問題に発
展する可能性も否定できない面もあるわけござ
います。したがうして、これを統一的に取り扱
うことは、内閣の総合調整の機能の強化という観
点から見ても適當ではないかと考えた次第であ
ります。

○鈴切委員 六十年七月二十二日の行革審答申で
は、大規模地震のような自然災害のほか、大停電
など六項目を緊急事態として例示しております。
過去の事例としては具体的にはどのようなことが重
大緊急事態として挙げられるのか、また将来的に
はどのようなことが重大緊急事態として予測され
るのか、その点についてはどうお考えでしよう。

○塩田政府委員 この点につきましてはしばしば
お答えいたしておりますが、将来何が起るか
からないということと、将来的な
ことを申し上げるよりも、過去の例で申し上げた
方がいいのではないかと意味で過去のことを
振り返つてみますと、例えばミグ25の事件であり
ますとかグツカの日航機ハイジャックあるいはK
ALの墜落事件、こういうふうなものも今
後起これば、これはここで言うところの重大緊急
事態に該当するのではなからうかと思つて、そ
のほかはどういうことがあるかということ

わからないと言えはわからないわけでございます
けれども、例えば考えられますこととしまして
は、大地震等がありましても、過去の例で関東大
震災のようなああいう大震災で、しかもあのとき
に起こつた社会的な状況といふところまでいくよ
うな事態がもしあるとすれば、これもやはりここ
で言うところの重大緊急事態に該当するのではな
からうかというふうな申し上げてゐるわけであ
ります。

○鈴切委員 国民生活が混乱してるとき、そ
のときは国民生活安定緊急対策本部、災害のとき
には災害対策本部を設けるとかの規定がありま
す。治安の維持のため必要なときは、警察法で緊
急事態の布告をして、警察を直接に指揮監督でき
るといふ体制があるのに、既存の法制で定めてい
るそれを超える事態といふのは、具体的にはどう
いうことなんでしょうか。

○塩田政府委員 今最後の例で申し上げました
が、例えば自然災害が発生したというふうな場合
に、御指摘のように現在中央防災会議がございま
すし、もし災害が発生すれば災害対策本部とい
うものが設けられて対処することになつておりま
す。それはそれで当然対処するわけでありま
す。しかし、仮にそれが関東大震災のような大きな災
害であつて、単に災害対策としての措置だけでは
間に合わないといふ場合は、対処し切れないとい
うような状態もあり得ると想定されるわけござ
います。そういうふうな事態になつた場合には
は、従前の通常の緊急事態対処体制では対処し切
れない、適切に対処し得ない事態ということが言
えるのではなからうかと思つております。

○鈴切委員 今後発生する事態で、重大緊急事態
に相当するかどうかの判断はどのようになされる
のか。その場合の判断基準と重大緊急事態の判定
を下すまでの具体的なプロセスはどうなつてい
るのか。

は、総理大臣は当然官房長官でありますとかある
いは関係の所管の大臣等にいろいろ意見を聞い
て、その補佐を受けて判断をされるだろうと思
います。またその前には、そういう事態が起これ
ば、今度は安全保障室ができておりましたが、事務
的な情報収集でありますとかそういうことは当
然安全保障室の方からいろいろお手伝いをする、
そういうものを受けて最終的に総理大臣が判断を
されるというふうになるのではなからうかと思
つております。

○鈴切委員 基準はどうなの。
○塩田政府委員 基準というところでございま
すが、条文の第二条第二項にございませうな重大
緊急事態であつて国防事態を除く、それから先ほ
ど申し上げておきます通常の緊急事態対処体制
でできるものを除くということ、それ以外のもの
ということとございまして、それ以外のものにつ
きまして総理が判断される場合に、その事態の
重大性、緊急性あるいは異例性、そういうふうな
なことを判断されるに当たつて考慮されながら判
断されることにならうと思つております。

○鈴切委員 安保会議設置法の第二条二項では
「重大緊急事態が発生した場合」と、あくまで「発
生した場合」と限定してありますが、例えば大規
模地震の予知段階とか発生の可能性がある場合と
いうのはかなり民衆の方々の動揺とか混乱がある
わけなんですけれども、そういうものはこれに含
まれますか、それともまるつきり関係ないとい
うことなんでしょうか。

○塩田政府委員 この会議は事態が発生したとき
にいかに対処するかということを検討するわけで
ございまして、今御指摘のように事前の段階につ
きましてはそれぞれ省庁の所管にならうかと思
います。

○鈴切委員 そういうふうな問題について、「発
生した場合」ということで、それだけに割り切つ
てしまふわけにもいかないのじゃないだろうか。
例えば関東大震災以上の大きなものが今の科学技
術によつて予知された場合には、相当の混乱が予

想されるわけですね。それに対して起きてからならんだというふうなことで済むのか、あるいはそういうふうなことが発生した場合にはいろいろの問題等も含めてかなり研究をしなければならぬ問題なのか、その点はいろいろにお考えでしょう。

○塩田政府委員 いろいろな事態があり得ると思いますが、今御例示になりました地震で言えば、既に地震のそのための法律もございまして、国土庁が中心になって中央防災会議の方でいろいろな対策をとっておられると思っております。したがって、それはそちらの方でおやりになるということで、今度の安全保障会議の対象とは考えていないとさせていただきます。

○鈴切委員 重大緊急事態の中で一番緊急な問題は、先ほどもちよつと論議がありました治安出動にかかわる問題なんかもそうだろうと思うのですが、自衛隊法第七十八條には「内閣総理大臣は、間接侵略その他の緊急事態に際して、一般の警察力をもちつては、治安を維持することができないと認められる場合には、自衛隊の全部又は一部の出動を命ずることができる。」とあります。また、七十九條には治安の出動待機命令が規定をされておりますが、ここに「その他の緊急事態」というのは何を指しているのでしょうか。

○西廣政府委員 自衛隊法に言う「緊急事態」は、最初にお答えしてありますように、一般の警察力をもちつては対処できないような事態ということでありまして、そのうち、間接侵略というのは外国の教唆または扇動によるものというところで、外国の教唆、扇動とかかわりのない内乱なり騷擾なり、そういったものが「その他の緊急事態」というふうにお考えいただきたいと思えます。

○石川委員長代理退席、委員長着席
○鈴切委員 政府が考えている「重大緊急事態」と一般の警察力をもちつては治安を維持することができない「その他の緊急事態」とは、どういうふうに通うとお考えなんでしょうか。

○塩田政府委員 自衛隊法七十八條の緊急事態等

を比較して申し上げますと、警察の場合もそれから今の自衛隊法七十八條の場合も騷擾等の治安問題を対象にして規定されておりますが、今回の重大緊急事態というのは、必ずしも騷擾、治安問題だけではございません。そういう点がまず第一に違うと思えます。

それから第二に、今回の重大緊急事態は、先ほど申し上げておりますように、自衛隊の出動を要するような事態への拡大発展を防止するという観点から、それに至らない段階から、この安全保障会議で取り上げて審議をするということになる、そういう点も違うと思えます。

○鈴切委員 自衛隊法第七十八條に基づく治安出動、七十九條の治安出動待機命令についても、やはり安全保障会議のテーマとして会議にかけられるというふうになりましょか。それとも、閣議で決定し直ちに治安出動を下令するということになるんでしよか。その点はどうなんでしょうか。

○塩田政府委員 現在の国防会議の法律、それから今度できます安全保障会議の第二条第一項で、治安出動について必要の諮問事項とは法律上書かれておりません。おりませんが、第五号で言うところの「国防に関する重要事項」として総理大臣が必要と認めた場合には安全保障会議に諮る、こういうことになると思えますが、恐らく御指摘のような事態はそういうことで諮られることになるというふうにお考えしております。

○鈴切委員 警察の手ではどうにもならない場合においては、結局は自衛隊の一部ないし全部に対して治安出動をというわけですから、一つの警察力ではだめだということであつてこれが自衛隊の方に移つていく以上は、これは相当緊急重大事態だということに私は思えてならぬわけですね。だから、そういう意味において、法律的にはそういうふうにはなつてないかもしれないけれども、しかし、それは安全保障会議ではやはり検討されなくてはならない問題だろうというふうにお考えなすか、ちよつと後藤田長官、いかがですか。

○塩田政府委員 そのとおりでございます。
○鈴切委員 警察法七十一條発令下にあつては、自衛隊と警察との間にあつて車両及び機材器具等必要なものに対しては貸与されるというような、そういうような取り決めがございましょうか。

○西廣政府委員 治安出動を行う場合の国家公安委員会等との連絡あるいは警察との連絡についての取り決めはございます。
○鈴切委員 その取り決めの中に、車両とかあるいはその他必要な器具等を貸すということは恐らくあるんじゃないですか。ありませんか、そういうふうな内容は。

○西廣政府委員 取り決めの中で、取り決めの主要な内容と申しますのは、治安出動の際におきます治安の維持に際して、警察と自衛隊がどういう任務分担をするかということが中心になっております。

例えて申しますと、例えば暴動の直接鎮圧なりあるいは防護対象の警備に關しまして、おおむね警察力をもちつて担任し得る場合には自衛隊は警察の支援後援となるということで、直接鎮圧の方は警察が主として当たるとか、あるいは防護対象の警備に關しましては警察力が不足する場合には自衛隊が逐次後方の防護対象からその警備を担任していくのだとか、そういういたぐいのことを決めているわけでございます。

○鈴切委員 それでは、有事法制の研究について、昭和五十二年八月、内閣総理大臣の了承のもとに防衛庁長官の指示に従つて開始されました。研究の対象となる法令の区分を、第一分類、これは防衛庁所管法令、第二分類、他省庁所管の法令、第三分類、所管省庁が明確でない法令として、既に第一分類と第二分類については研究結果がまとまつて国会にも報告されたが、第三分類についてはいまだ発表されておられません。いつ、どのような形で発表されるのか、どのような手順で作業が煮詰められているのか、その点についてお伺いします。

○央倉政府委員 第三分類につきましては、所管

省庁が明らかでないものということで区分されておる事項でございます。したがって、防衛庁の所管でないことだけは間違いないわけでございます。私も取りまよとめる立場にはないわけでありまして、私もといたしましては、自衛隊の行動との関係において問題になるかなということをお考えいただけます。今そのこと自体も取りまよとめて申し上げられる段階でございます。

○鈴切委員 それはまた後でちよつと聞きますけれども、第二分類は、各省庁間にまたがる有事法制の研究でありますけれども、既に各省庁間の問題も洗い出したわけですが、実際には問題点を列挙したにすぎないわけですが、防衛庁としてはそれらの問題をどこまで煮詰めておられるのでしょうか。

○央倉政府委員 御承知のように、有事法制の研究の第二分類につきましては、一昨年になりましたが、国会にも御報告したところでございまして、その後の進展というものは特に御報告すべきことはございません。

○鈴切委員 有事における住民の保護、避難または誘導を適切に行う措置、民間船舶及び民間航空機の航行の安全を確保するための措置、電波の効果的な使用に關する措置など国民の生命、財産の保護に直接關係し、かつ、自衛隊の行動にも關連するため総合的な検討が必要と考えられる事項、及び人道に關する国際条約に基づく捕虜取容のための取り扱ひについては、それぞれどが所管してこの問題の研究を行つていこうとしておられるのでしょうか。

○央倉政府委員 防衛庁がお答えする立場にはないわけですが、先ほど申し上げましたように、どこでそれを所管してやるかということも含めまして、第三分類につきましては政府全体で取り組んでいく、こういうことと承知しております。

○鈴切委員 第三分類の場合においては、各省庁の所管が明確でない問題だけに、広い立場におい

て研究を進めることが必要であると、今そのように防衛庁では判断しているようですけれども、そうならば、今回設置しようとする安全保障会議において第三分類の問題を検討することになるのでしょうか。

○塩田政府委員 今防衛庁の方からお答えがありましたように、どの省庁の所管かわからないというところで、政府全体としてこれをどう取り扱っていくかというのを決めなければならぬ、こういう立場にあるわけですが、一つには、自衛隊の行動に関連をします、その関連の範囲について防衛庁側の勉強も一つこれはしておられると思いますが、それとあわせて、将来どの省庁が受け持つべきかといったことについて政府としてこれに取り組んでいかなければならないという段階でございまして、まだそれ以上に進んでおるわけではございません。

○鈴木委員 官房長官、第三分類については今御答弁があったとおり、防衛庁は、私どもの方は余り関係ないことです、防衛に関連する問題については若干研究はさしていただきますけれども、こういうことですね。となると、この第三分類、これは本当に緊急重大事態に実際に対処しなくちゃならない問題、この問題は政府のどこかでやらなきゃいけないといったって、それはどこでおやりになるのですかと、まあ、やらなくちゃいけない問題ですと、こうおっしゃるのであれば、官房長官、これはやはり安全保障会議でも研究をしある程度結論を出さなきゃいけない問題ではないかと思うのですけれども、その点はどうなんですか。

○後藤田国務大臣 防衛庁の官房長官がお答えをしておりますように、第一分類は防衛庁に責任のある所管の法律ですね、これは防衛庁の責任においてやらなきゃならない。それから第二分類は、防衛との関連はあるが、よその省の関連だということになれば、これはそれぞれの所管省庁に所管をさして、是正すべきものは是正しなきゃならない。第三分類は、どこかわからぬのだからこれは

政府全体として取り組んでいかなきゃならない。こう思いますが、防衛庁の官房長官は、第二分類、第三分類はよそのことだから、おれのところはと、こういう答弁ですが、それはおかしい。防衛出動に関連をして研究をしなきゃならないのですから、それが直らなければ防衛行動自身がぐあいが悪いのですから、これはやっぱり私は防衛庁で勉強すべきだ。しかしながら、それをやるのを防衛庁にやらせては気の毒だと思います。第二分類はそれぞれの役所でやってもらおう、それから第三分類は政府で取り上げる、私はそういう区分けをしてやらなきゃならぬと思えます。ただ、それには野党の皆さん方も率直に言ってひとつ御理解、御協力をぜひ願いたい。

実際には、この問題は非常に難しい問題ですよ。しかしながら放置することはやはりぐあいが悪い。国民の命と財産を守るというのは政府としての最大の責任なんです、それならば、それぞれの省庁が自分の分担任じてきちんとしてやるべきことはやる必要がある。だんだんそういう時期にきているのじゃありませんかと、私は率直に訴えたいと思えます。

そこで、第三分類についてはどこも決まっていなわけです。しかしながら、防衛出動に関連をしてこれは直さなければ動きにくいわけですから、防衛庁がそれなりに今勉強していると私は聞いているのです。そうならば、その勉強の結果を見ながら、どこの所管かわからないのですから、政府が全体で取り組むということで、内閣で考えなければならぬ。そうならば、今鈴木さんが御提起になったように安全保障会議でなしに、安全保障室ですね、事務の方のスタッフ、組織で勉強していかなければならぬ課題になるであろう。私はかように理解しております。

○鈴木委員 官房長官はそういうふうにおっしゃるわけですが、防衛庁の官房長官は、うちの方は全然関係ありませんと言ったでしょう。官房長官がそうおっしゃったんだから、その点についてはつきりしないのだめじゃないの。

○中央政府委員 私が御答弁申し上げたことが多少言葉が足りなかったかと思えますが、第一分類は私の方の所管でございまして、これは勉強いたしまして、既に報告をたしか五十六年かなんかに出したと思えます。それから第二分類の他省庁所管のものにつきましては、私どもの方で勉強いたしまして、他省庁と調整いたしまして、その報告は五十九年の秋だったと思えますが、国会に御報告申し上げておりました。それから先、ただいま官房長官がおっしゃいましたとおり、第一分類につきましては私どもの仕事、第二分類については各省各庁との関係でございまして、私どもも全く関係ないわけではございませんけれども、そちらとの関係の仕事と心得ております。第三分類につきましても、私どもは自衛隊に関連する問題につきましても勉強しております。第三分類につきましても、私どもは自衛隊に関連する問題につきましても勉強しておりますが、第三分類の問題につきましては、自衛隊に關係することだけではないかもしれないというふうにも考えられるところでございます。その辺のところにつきましても政府全体でこれから取り組んでいくべき問題であるか、このように申し上げたわけでございます。私が言葉足らずだったと存じますけれども、私の申し上げたことは官房長官がおっしゃったとおりでございまして、

○鈴木委員 第三分類の問題については、やはり基本的な人権とかあるいはまた国民の権利義務の問題が絡んでくるのです。絡んでくるけれども、しかしそれをほっておくわけにはいかぬでしょう。有事法制については第一分類、第二分類、第三分類ということでは第一分類、第二分類、第三分類の問題だけをほっておけば、結局はもう中途半端ということになってしまふわけだ。有事法制を急いで全部やれということをおっしゃるわけはないんだけれども、しかし、やっておられる皆さん方がそういうふうなあいまいさを残したんじや、これは有事法制じゃないだろう、私はそう申

上げていられるわけですね。その第三分類について防衛は横を向いているわけだけれども、官房長官はそれなりに、政府としても知恵を絞らなければならぬ問題であるから、いろいろ問題が上がつてきたら安保会議にも研究させ、そして最終的にどうするかというところは政府がやられると言うわけですから、それはそれで一つのこれからの取り組みの方向性というものができたわけですね。私は、そういうことでぜひ進めていただきたいと思います。時間になりましたので、これで終わります。どうもありがとうございました。

○志賀委員長 午後二時三十分から再開することとし、この際、休憩いたします。
午後二時九分休憩

午後二時三十二分開議
○志賀委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

内閣提出、厚生省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありませんので、順次これを許します。小川仁一君。
○小川仁一委員 今回の法案、精神・神経センターをつくるということ、それを国立高度専門医療センターと総称すること、そしてそれらの扱いについては今後政令によって処置すること、こういう三つの要点だと思えますが、その点について具体的な問題を含めて御質問申し上げます。
がんセンターにしても新しくつくられる国立精神・神経センターにしても、非常に高度な医療を扱う種類のものではないかと。したがって、これを政令におおして、そして厚生省の機械的なあるいは恣意的な扱いに任せるといふこと、これは私には納得できませんので、こういう高度の医療、しかも非常にお金のかかる施設・設備、そういうものを含めて政令にゆだねるといふ考え方の根底にある思想性について、まずお聞きいたした

いと思ひます。
○丹羽(雄)政府委員 個別の高度医療専門センターの新設・改廃につきましては、今回の改正で、先生御指摘のように政令で行われることに相なつたような次第でございます。

まず、個別センターの総称でございます国立高度専門医療センターの設置目的は、法律で規定され、その変更につきましては従来どおり国会の審議を仰ぐことになっておるわけでございますけれども、先生御心配のようなことがないように、十分に民意を反映いたしまして適切な行政指導をこれから行つていきたい、このように考えている次第でございます。

○小川(仁)委員 私が聞いているのは、非常に高度な施設・設備を有し、国民の生活にとつても非常に大事なものをお政令に任せるといふ思想性、あなたの方の考え方を聞いている。行政組織なんかのことを聞いているのじゃないのだ。これを政令に下げる。今まで政令に下がってないのですよ。政令事項というのは小さな国立病院とか療養所です。高度の研究センターを政令に任せるといふことはどういふ考え方なんだという考え方を聞いている。

○木戸政府委員 私から、政令でやることになつた経緯について御説明を申し上げます。

先生よく御存じのことと存じますが、この設置法の改正は、いわば昭和五十七年七月の臨調の答申、つまり行政需要の変化に即応した行政組織の機動的、弾力的あるいは効率的な編成及び運営、こういう観点に立ちまして「附属機関その他の機関」につきましては、特に法律により規制すべき特段の事由のある場合を除き、その設置・改廃は政令事項にゆだねる、こういう方針にいわば沿つたわけでございます。

ただ、国立病院の再編成問題につきましては、いろいろ経緯がございます。この高度専門医療センターが生まれるまでにいろいろ内部の検討時期がありましたので、時間的に五十八年の一般的な国家行政組織法の改正あるいはそれに伴います

各省の設置法の改正等におくれたわけでございますが、考え方はそういうことでございます。

○小川(仁)委員 臨調の方や何かから出ている答申の中でも、全部をやれとは書いてない。あなたが読んだとおり特別なものを除きと言つては、私はそれに該当するのではないかと申すのです。こういう高度なものは、だから、ならして全部これで医療機関は政令になるのでしょうか、私は、考え方としてはこういう高度のものは政令に移すべきでない、こう考えるが、こういう高度の特別の状態のものに置いていいようなものまで下げ

る理由は何かと言ふのです。
○木戸政府委員 先生の御質問でございますが、私ももといたしましては、法律で規定をするというのはいりや特別の場合だということ、例えばそれが国民に対する権限の行使とかそういうことであれば法律で規定すべきだと思ひますが、確かに高度のものでございますが、いわばこれは国民に医療サービスを提供する、つまり国立病院、国立療養所の中でいわばそれより一段階的に地位の高いもの、こういうことでございまして、国民に医療を提供するというサービスの機関であるという点では共通でございますので、私もこれは政令でいいことにはいたしたわけでございます。

○小川(仁)委員 そういう論を言へば、厚生省だつてどこかの省の課になつてもいいわけになるんだ。一般論でなく、特殊な状況にあるものは特殊な状況に置くべきだ、こういうのは臨調でもはっきり言つてゐる。決してならして全部下げなさいと言つてゐるわけじゃないのです。

しかもこれは、全国的に見ても一つか二つしかないような、また今まで法律では二つあったものを今度加えて三つ。これくらいは、今後国民の医療を考えると、国会で十分審議の対象になり得る、もっと充実しろとかもつと予算をつけるとかということも含めて対象になり得るものとして置かなければならないと思ひます。同じような答弁でしたらもうお考えは聞きませんが、臨調の答申だからといって物を一律にお考えにな

らないように改めて注意をしておきます。
今あなたの方で国立病院の統廃合の問題をおっしゃいましたが、私の地元には花巻温泉病院というのがありますが、これについてお聞きをいたしたいと思ひます。
○木戸政府委員 花巻温泉病院は、主に温泉を利用したリハビリテーションが中心になつておりまして、あと救急医療のいわば二次の医療機関としての病院輪番制にも加わつてゐるということでございますが、主に温泉を使ひましたりハビリーションというところで特色があるものだというふうな理解をしております。
○小川(仁)委員 温泉を使つたりハビリーション、そういったような種類の病院は全国にあつて幾つぐらいありますか。
○木戸政府委員 詳しくはちよつと手元に資料がございせんが、大体十四、五ございまして、
○小川(仁)委員 これを廃止しますとそういう特徴のある病院が一つ減ることになります。ほかの統合して温泉を中心にしたリハビリテーションの治療がどこか、若手県内あるいはその周囲で行われる状況が保障されますか。
○木戸政府委員 国立の温泉を利用した病院につきましても統廃合の対象になつた施設はほかにも相当数あるわけでございますが、私も似たしましては、温泉を使つたりハビリーションというのが国の政策医療というふうには考えていないわけでございますが、やはりそこにはそういう特色もあるわけでございますから、いわゆる後の医療なりは統合した後の施設の中でそのようなものは生かしていかれるのが望ましいというふうな考へております。
○小川(仁)委員 温泉を利用した病院を、温泉のないところへ持つていつてどういふふうに生かすのですか。
○木戸政府委員 今申し上げましたのは、統合を

した場合に、例えば花巻温泉病院と盛岡病院の場合は、統合後の新しい病院はリハビリテーションはやりませんが、それは温泉を利用したりハビリーションではないわけでございます。しかしながら、花巻温泉病院の後医療という問題につきましては、その医療の方法は他の医療機関が土地、建物を譲り受けてやるということはあるかと思ひわけでございますし、ほかに統廃合の対象になつたようなところでもそのようなこともあるかと思ひます。

○小川(仁)委員 国でやるということは、あらゆる方向の施設を中心にしておやりになつてゐると思ふのです。一般医療だけではなくに、いろいろな特徴のある医療施設をつくることにまた国の医療施設のよきもあると思ひます。この病院、もちろん皆さん御承知と思ひますけれども、レーザー光線を使つたりリユーマチの治療、あるいは脳卒中の温泉のリハビリ、非常に効き目があるというので比較的遠くからまでここにやつてこられる。しかもベッドが百五十しかないので、入院できない人は、すぐそばにある花巻温泉や台温泉等に泊まつて、ベッドがあくのを待つてゐるといふ特色のある病院なのです。こういう特色を生かすことに医療行政があるのではないかと。その特色を消してしまつて盛岡へ移した。盛岡には温泉がございせん。湯花を買つていくわけにもいかぬでしよう。そうすると、少なくとも温泉を利用したりハビリーはこの地域から消えて去るということになる。非常に困つたことになると思ふのですが、特徴を生かしたものを残すという考え方はありませんか。

○丹羽(雄)政府委員 今度の国立病院の再編成の基本的な考え方は、戦後四十年たちまして国立病院・療養所のあり方そのものを再検討しようではないか、こういう観点からまずスタートしたわけでございます。

御案内のように、今ベッド数が百四十万床ほどございまして、年間にして四万床から五万床ほどふえておりました、私的病院も大変充実強化さ

かなければならぬと考えている次第でございませぬ。個々の問題につきましては、私も既定方針を今変更する考えは持っておりませぬ。

○小川(仁)委員 私も、ゆうべ遅く見つけた資料だと申し上げましたからこれで以上のお話を申し上げることは無理かと思っておりますので、これ以上は申し上げませぬ。ただ、歴史的にこういう事実があったとすれば、審議官は民法とおっしゃっているが、登記してあるから国のものだから自由に行けるというふうな考え方ではいけません。そう思います。こういうことは釈迦に説法かもしれないと思いません。旧軍時代における強制収用、そして国立病院としての存続、これらを含めた一連の流れの中で、花巻温泉がもう国際興業の所有地みたいなことになっておるから、修学旅行や観光客のために必要だといって国際興業にお売りになるあるいは移譲されるというふうな形だけでは、素直な解決といえますかスムーズな解決といえますか、そういうことにはならないような気がいたします。

○木戸政府委員 事実をよく調査をいたしまして、先生の御指摘に従いまして検討をいたしてまいりたい、先生の御指摘はよく留意をしておきたいと思ひます。

○小川(仁)委員 同時に、ここは南花巻と統合し、盛岡と統合するわけです。またもとへ戻りますけれども、温泉病院の特徴は、さつき言ったようにリューマチのレーザー光線治療や脳卒中の温泉リハビリのほかに、高速道路が通りますから非常に事故の人たちも大勢参つております。ところが、南花巻に入りますというところ、ここは精神病

と重度心身障害児が中心になっている病院であります。こういう病院と病院をぼつとくっつけて、そして何か新しい病院ができるような感じになつても、非常に無理があるような気がするので、それから盛岡へ移そうというお話もありません。移せる部分と移せない部分もあるような気がする。そうなりますと、お医者さんも含めてかなり大きな人事異動が行われることになりませぬか。

○木戸政府委員 統合いたしますと、職員は、その意は尊重いたしますが、原則として南花巻温泉病院あるいは盛岡病院の方にいわゆる転動になるわけでございます。

○小川(仁)委員 盛岡へ通えないというほどのことではないと思ひますけれども、二カ所へ分かれるということになりませぬと、人事問題でやはりいろいろやこしいことが出てくるんじゃないか。特に病院の性質がそれぞれ違ひますから、なおさら難しい問題があると思ひますから、十分な話し合いを行つて納得できるような形でお進めいただければよろしいか。

○木戸政府委員 先生御指摘のとおり、これは職員の労働条件に関することでもございませぬ。後医療の問題とともに、この問題については先生の御指摘のように進めてまいりたいと思ひます。

○小川(仁)委員 わかりました。では、十分職員組合とお話しを願ひあるいは医師の皆さんとお話しを願ひ、納得のいく人事をやつていただくようにお願ひをしておきます。これは、前の私の話が解決した場合のことでございます。

それから、これは花巻温泉からちよつと話を交えますけれども、実は私の友達がこの前血液検査をしてもらつたら、血液検査料は別だということ、一万八千円とかを取られたという話がございます。彼は、年齢は六十を超えてますから国民健康保険だと思ひますが、三割なら三割というふうなことを考へておつたので、別途お金を取られるというところは私はずつと腑に落ちなかつたわけでありませぬ。先ほど来係の方と話をしている程度わか

りましたけれども、ただ、そういう高額のお金を特別の検査でぼつと取られたというふうな印象を持つということ、国民の方から医療に対する不信感が出てくる、あるいはお医者さんに対する不信感が出てくると思ひますので、こういう点は一体どうなつておるか、御説明願ひたいと思ひます。

○谷説明員 ただいまお尋ねのございました、血液検査をして一万八千円を取られたということでございますが、具体的にどのような病気でのような検査を行つたのかというふうなことによつて若干変わつてくると思ひますけれども、一般論で申し上げれば、診療のために保険医療機関で血液検査を行つたという場合には、必要なものはすべて保険でカバーをされているわけでございます。お尋ねがございましたように、その場合に患者さんに十分な説明がなされたかどうかというふうなことも関係あるかと思ひますが、医療の現場におきまして、お医者さんと患者さんの信頼関係というものは非常に重要なことだと思ひます。思つておりますし、そういう意味で、お医者さんの方から患者者に対して十分な説明がなされる必要があると思ひますし、また当然そういうことがお医者さんに期待をされているものだというふうな考へております。そういう意味合いにおきまして、十分に現場において説明がなされて、十分な診療が行われるということが必要であるかと考へております。

○小川(仁)委員 例えは血液検査にしても、いろいろな検査が一つの医院の中から離れて別に検査をする研究所でしか調査所みたいなのができた、歯科医の方で言えば、技工士を自分の医院に持たないで技工士だけの集まりの事業所があつたという格好で、お医者さんがそちこちで検査自体を委託する傾向がこのごろ出てきているような感じがしますが、このようなことはどのように考へておられますか。

○谷説明員 今おっしゃいますように、特に血液検査のような場合、外部に委託をして検査をする

ということが多くなつてきております。外部に検査を委託すること自体は現在の保険診療の上では問題がございません。また現実問題といたしまして、検査が非常に高度になつてきているような難しい検査が必要になつてきているというふうなこともございまして、そういったような検査について保険医療機関がいわゆる検査センターというふうなものに委託をする例が多いということは承知をいたしております。

○小川(仁)委員 私はそれはそれでいいと思ひます。ただ、患者に対する十分な説明がないと、保険とは別に何か検査料を取られたというふうな印象を持つたり、それが一万八千円ぐらいになるというところとびつくりしたり、保険はきかないのだからかと思つたり、お医者さんの方は全然説明してくれませぬから、窓口で一万八千円と言われてびつくりするということも状況なんですか、医療にかかつたこのような費用は、もう少しお医者さん自身が患者に親切に説明をしてやる。千円とか五百円の場合とは別として、万を超えるような場合にはそういう指導みたいなものは厚生省としては行つていないのですか。それとも、行つていてもお医者さんは一切知らぬ顔しておられるのですか。どちらでしょうか。

○谷説明員 医療機関で行いました医療の内容あるいはかかつた費用等については、医療機関側あるいはお医者さんの方から患者に十分説明をする必要があると思ひますし、また当然そういうことはお医者さんの良識として期待をされているというふうな考へております。

○小川(仁)委員 では、これからもそういうふうなびつくりする患者さんがあることを前提にして、そういうものはよく説明するような指導を厚生省にお願ひしておきます。

続いて、この委員会にはかかつておりませぬが、老人保健関係についてお聞きをいたします。今度前回と違つて随分きつくなるようございませぬ。老人病院というのがあります。老人病院に指定されない病院、されたくない病院は五

割ですか、それ以上の老人を置いてはいかぬというので年寄りをほとんど退院させる、あなたはこれ以上よくなるから出ていきなさい、こういう格好で退院させるという傾向が出てくることは御存じですか。

○仲村政府委員 一般的に言っています、入院の必要がなくなつた患者さんについては私どもとしても当然退院していただくのがしかりだと思ひますが、意図的にそういう形で退院を強要するというふうには、私どもとしても特に聞いておりません。

○小川(仁)委員 入院患者のバランスの関係でその入院している数が減つてきて年寄りだけが残り、五割ですか六割ですかちよつと忘れましては困ると、より老人が多くなると、検査されては困るといふので出てくたさい、こういう状況があるのです。だから笑ひ話みたいな話だけれども、ぐあいが悪いから入院させてくれと言つと、頭が痛いとか腹痛が痛いとかいふことを聞かないで、お年は幾つですかと先に年を聞くという病院さへ出ている、こういう状況なんです。私もいい年になりましたので老人医療には非常に関心がありますから、こういう状態というものは決して望ましい状態じゃありませんね。

○仲村政府委員 今のお尋ねの六〇%でございますけれども、それはいわゆる特例許可病棟のお話だと思ひます。それは常時六〇%あると点数が違ふということですが、一方におきまして職員の方の定数が、こちらは他の病棟よりはもとと低くなるということで実際の制度が運営をされておるわけでございます。

○小川(仁)委員 特例病院ですか、ごらんになつたことがありますか。
○仲村政府委員 現在ちよつと所管を離れておりますが、かつては拝見したことがございます。
○小川(仁)委員 個人の信条は、死ぬのも社会奉仕のうちの一つだろうと思つておりますが、し

かしそう思つてない人もおられるわけですか。行つてごらんない。とてもじゃないが病院なんといふものじゃない。入り口からひどいにおいで。そして職員の数も足りません。ですから十分な手当でもできておりません。あなまりますと、私は年寄りというのを現在の医療は随分粗末にするものだなということ、あるいは現在の医療が粗末にしているのかその病院が粗末にしているのかかわらないけれども、非常に不親切だなという感じがするのですが、そういう状況を視察して、改善するといつたような方策はおとりになつておりますか。

○竹中政府委員 老人病院と申しますかあるいは老人病棟でございますが、それにおきます構造・設備とかサービスにつきましては、入院患者が老人である、そして慢性疾患が大部分であるというような特性に留意をいたしまして、適切な配慮が行われるよう指導をいたしておるわけでございますが、特に医療監視の機会等をとらえまして、その辺の遺憾のないよう一層指導の徹底を図つてまいりたいと思つております。

○小川(仁)委員 人間だれでも自分自身の中に老いがあるのです。必ず人生の終わりにはいや応なしにそういう状況に立ち至るといふことを、だれもが考へておられると思つております。その時期というものは収入も少なく体力的にも衰へていくわけですから、過保護にしろとは言ひません。しかし、そういう状況というものをよく見詰めた老人医療というものが非常に大事になるというふうには、私は自身のおふくろが九十二歳であるだけに、特にそういうことを思つております。

○小川(仁)委員 今、先生、一部負担に關連をして国民年金の無拠出の福祉年金の額のお尋ねかか

思ひますが、今度の六十一年度におきましては月額二万七千二百円ということに相なつております。

○小川(仁)委員 それで、入つていられるかと思つたから、それはどういふ計算になるのですか。
○丹羽(雄)政府委員 まず、今回の老人医療費の一部負担の引き上げについて御説明をさせていただきます。

御案内のように高齢化社会が進む中で、老人医療費は年々大増大いたしております。現在四兆円に達しておるわけでございまして、現在四月一から外來四百円ということにございまして、割合にいたしますと一・六%の負担をお願いいたしておるわけでございまして、これは裏返しをいたしますればその残りの九八・四%は若い世代が負担をいたして、こういう実情でございまして、高齢化社会を迎へましてこれからの時代は大変厳しいわけでございまして、老人も現役世代も力を合せて老人医療費を公平に負担していただく、こういった観点から、今回無理のない範囲でひとつ改正をお願いしたい。そして、これがやがて二十一世紀においても安心して暮らさざるべき医療体制を確立することになる、このように考へていた次第でございまして、そういった観点から御了承いただければ幸いです。このように考へていた次第でございまして。

○小川(仁)委員 全体的な予算計画はそうかも知れませんが、個人になりますとそういうことが大変難しくなるのです。実際に国保の最低五万幾らでしたか、その中でその老人の生活があるのです。一日五百円のお金を払うだけ以外の生活があるのです。食事は病院でもらつたとしても、下着も着なければならぬだろうし、午後四時ごろの夕食じやどうにもならぬから、六時ごろには何か食べたいという気持ちも出てくるでしょう。そうやってきたら、現在の国保の無拠出の年金で、一日五百円の入院料を払つて病院に入つておることはできないのです。無慈悲だと思ひますね。大

臣、こういう状況を無慈悲だと思ひませんか。さつきから言つておるように、だれにも自分自身の中に老いがある、そのことを考へるなら、これはやはりおやめになる方が名厚生大臣としてうたわれるのじやないかと思ひますが、いかがでございますか。

倍でございます。

ただ、これは、先生御指摘でございますけれども、私も、私どもが今回の一部負担をお願い申し上げます趣旨は、政務次官からも申し上げたところでございまして、これから増大いたします老人医療費のことを考えますと、特にこれからはどうしても公平の原則で考えていかねばいけないだろうというところで、私どもは、お年寄りも若い世代も公平にそれを負担していくというルールづくり、それからもう一つは、やはり若い世代も公平に負担をしていただくということで加入率の引き上げといったこともお願いしているわけでございまして、大臣から言いましたように、老人保健制度はお年寄りに必要な医療を確保するために本当にかけがえのない制度でございますが、それを将来にわたって安定的にやっていくことがむしろお年寄りのために必要なことではないか。老人医療費は、御案内のように現在二、三割の勢いでふえているわけでございまして、どうしても今回、国民すべてで支える制度の改正をお願いする必要がありますということで御提案申し上げている次第でございます。

○小川(七)委員 あなた方は全体の数字だけ、上方の数字のもてあそびを厚生省はしておられる。私は老人が具体的にどういふ負担になるかというところをお聞きしているのです。医療の本質というものは人間の命でしよう。行政じゃないですよ。今十倍になると言ったでしよう、老人が一年間入ると。十倍の負担ですよ。世の中にこんな大きな負担がありますか。何が値上がりしたといたって、何がどうしたといたって、十倍も上がるような負担はありませんよ。いかに暴挙だということがおわかりですか、厚生大臣。

それからもう一つ言いますが、長寿国だ、おめでたいとおっしゃっているが、老人医療費がふえて困るといふ話をする、どうすればいいのです。死ねばいいのですか。話は非常にきれいに聞こえますけれども、具体的な中身で言うとこれは老人に死ねということ。十倍の負担ができません。

いは死ねということなんです。

どうか厚生省の行政は、一人一人の人間の命と一人一人の人間の経済的負担、こういう社会ですから、確かにそういう富める方もあってその程度の負担にはたえられない方もあるかもしれませんが、圧倒的に貧しい人間が多いのです。階級社会というのはそういうものなんです。その層にこういう無残な仕打ちをするということは、数字のマジックで考えるのではなくてその人一人一人の健康をどうするかという考え方でやりいただきたい、こう申し上げまして、私の質問を終わります。何か、今申し上げたことに反論がございましたらお願いします。なければ納得したと考えます。

○今井国務大臣 反論と言つたおしかりを受けますが、私どもは御提案を申し上げているわけですから、御提案申し上げるからには、御提案するだけの理屈があり言ひ分があるわけでございまして。いろいろお話を承りますと、確かに相当な値上がりになるわけでございまして、いざいざにして、この老人医療費というのは増加は避けられませんが、それをだれかが支えなければならぬわけですから、しかも今度の改正でもその大半は若い人たちがお支えいただくわけでございまして、本人の方々にむとつ、今までも若千の増でございまして、支えていただけないだろうかとというのが私どもの切なる御要求でございます。ぜひひとつ御理解をいただきたいと思っております。

○志賀委員長 市川雄一君。
○市川委員 今回の設置法でございますが、厚生省の御説明によりまして、設置法あるいは国立病院、国立療養所の再編成後には、厚生省の類型によりましてナショナルセンターという位置づけになっておるわけですね。そのナショナルセンターに位置づけられる国立のがんセンタークラスのものをつくる場合に、法律によらないで政令による、こういうことだと思つておりますが、今までのどおりの法律事項ですと何か不都合がありますか。

○木戸政府委員 私どももいたしましては、先ほどもお答えを申したわけでございますが、これから行政組織というのはいはり二、三に從つて弾力的に対処してまいりたい、こういうことがあるわけでございます。

ただ、私どももいたしましては、国立高度専門医療センターについては、設置目的だけは法律できちつと書きまして、所掌事務、名称等については政令に落とさせていただく、こういうことで医療二、三に機動的に対処をしていこう、こういう考え方でございまして。

○市川委員 機動的に対処する上において不都合な点はどういう点ですか。
○木戸政府委員 先ほどもお答えを申し上げましたとおり、この国立病院・療養所あるいは国立高度専門医療センターというのはサービスの機動的に政令をもつて弾力的にその設置については対処したいというふうな考えでいるわけでございまして。

○市川委員 だから、その機動的に、弾力的に対処するということは理解できるのですよ。それがなぜ機動的、弾力的に対処するに当たつて政令でないと不都合なのかということをお聞きしているわけですね。

○木戸政府委員 このたびの国立病院の再編成によりまして、私どもはやはり国立としてどうしてもやらなければならぬものは再編・合理化の中で生み出していく、こういう考え方を持っておりますので、そういう考え方で、従来よりもやはりナショナルセンターというものは二、三に機動的に、つくっていきたいというふうな考えでおるからでございます。

○市川委員 これはちよつと質問の答えになつてないと思つておるのです。要するに、例えば法律事項だと国会審議にかけて時間がかかり過ぎるか、何か理由をはつきり言つてもらいたいわけですね。だから、機動的、弾力的に対処しなければならぬというところは、何もこの問題だけじゃなくて、行政は絶えず機動的、弾力的に対処していなければならないのですよ、厚生省だけじゃなく、厚生省もそうかもしれないけれども、だから、そんなことだけの理由で法律事項から政令事項に直すということでは、何も説得力を感じないわけですね。もうちよつと説得力のある説明をしていただきたい。大臣どうですか。今までの答弁じゃ何かよくわからない、本当に。

○木戸政府委員 何度も御説明をいたしますが、各省のいわゆる附属機関というものの扱いの並びの問題ではないかと思つてございまして。これは、国立病院・療養所あるいは高度専門医療センターというのは権力的なことをやる機関ではないわけでございますので、これにつきましては、昭和五十七年の臨調の最終答申の一般原則に從つて政令でその対処をさせていただきます、こういうことでございます。

○市川委員 じゃ、臨調が言つたからそうしたのですか。

○木戸政府委員 臨調の答申にもあつたわけでございまして、厚生省としても、その臨調の答申の線に乗つていく方が今後の病院、療養所あるいは高度専門医療センターの将来にとつていいという選択でございます。

○市川委員 だから、そのいいという選択をした理由を聞いておるのです、さつきから。どうも返事がありません。そういう意味で、この設置法は正直言つてよく趣旨がわからないのですよ。理由を聞くと、機動的、弾力的に対処、こう言う。これはもう行政として当然過ぎるほど当然のことなんだ。今度は、臨調が言つたからだとおっしゃる。臨調が言つただけでも、厚生省としてはこういう理由で納得したとか、何かその辺のことを伺つておるのですけれども、御答弁ありませんか、これについては。

○今井国務大臣 私はこう理解しておるわけですが、今度の問題で、設置目的というものは法律で、特定の疾患その他の事項に関して、診断及び治

やってほしいという要望がずっと強くあつたわけですよ。ただ、国はそれをほつたらかしたというか、やらなかつたわけでしょう。やいやい言われ、市が赤字を覚悟で市立病院を増改築して、横須賀市としては初年度は約十五億ぐらいの赤字を出すわけですよ。そういうことまでして強いニーズにこたえようとしているわけで、だから国が本気で三浦半島にはそういう要求は今でもあつたわけですよ、もつと国立のきちんとした医療機関が欲しいという要望はあるわけです。例えば横須賀の隣の逗子市なんか、米軍住宅でもめていては、公的な総合病院というものを逗子にぜひつくつてもらいたい、米軍住宅との兼ね合いの問題で、そういう議論が市の中に起きたらいいと思つて、ちよつとその辺の考え方が私たちと違つたわけです。

そうすると、具体的な基準というのは、ここに「経営移譲を行う施設の選定基準」、「近隣の医療機関の状況」「診療機能」「その他施設ごとの特殊事情」、こうあるのですけれども、これについてもうちよつと具体的に御説明いただきたい。

○木戸政府委員 例えは医療機能として三次医療圏の例えれば救命救急をやつていられるかどうかというように、そういう機能の面の問題が一つございませう。それから、地元のあるいは隣接の町村のいわゆる地元患者の入院患者に占める割合というふうな、そういう診療圏のようなものも具体的にございまして、そういったような客観的要素を加味いたしまして移譲というふうに出したわけでございます。

○市川委員 じゃ、もうちよつと具体的にお伺いしましょう。経営移譲の対象として今具体的に何かお考えになつていますか。

○木戸政府委員 経営移譲の対象につきましては、現在のところ、私どもの方にもあるいは神奈川県の方にも正式な引き受けたいというふうな申し出はございません。

○市川委員 私はぜひ国立の病院のまま存続してほしいというふうに思つておりますが、それじゃ

議論が噛み合いませんので、申し出はないけれども、厚生省は何か経営移譲の対象としてどういふところに経営移譲するのが望ましい、そういう判断をお持ちでしょうか。どうですか。

○木戸政府委員 現在、国会の方に国立病院の再編等に関する特別措置法というのを提出していただいているわけですが、そこで対象にしておりますのは、自治体あるいは自治体に準ずる公的医療機関、日赤、済生会、厚生農業協同組合連合会というさききの医療機関、それから学校法人、社会福祉法人、そういうようなものが当面は対象だというふうに考えておりますが、具体的なことはやはり、地域の神奈川県なり横須賀市あるいは関係団体等の意見も十分に聞いた上で、その移譲先というものは決めなければならぬと思つております。

○市川委員 大臣、自治体という言葉が今華がったのですけれども、横須賀市に聞いてみました。横須賀市は寝耳に水で、ことしの一月十日ですか、突然新聞発表でこの再編計画を知つて驚いたのです。それで慌てて大臣のところへ行つたと思つたのです。横須賀市としてはとても引き受けられない、横須賀市立病院がそれだけでなく今赤字で、初年度十五億近い赤字が出るわけですから、それを清算しても一億近いものが毎年出ていきますから、とても引き受けられないし、ぜひ国立病院として存続させてほしいと思つたことを、たしか大臣のところへ言つていったと思つたのです。

十分地元と協議するということのだけれども、この法律は今社労の方では議論されてないようだけれども、法律が通つてしまえば、法律が通つたというところで厚生省はすぐ強い立場になるわけですよ。国の法律がもう通つたのだから、通つたという前提で押し込んでいく。今は法律が通つてないからまだ非常に低姿勢でおつちやつていられるけれども、これはもうちよつと、法律を通す前に地元と話し合うという必要があるのじゃないですか。大臣、地元の関係自治体云々と言つていられるその自

治体が知らないで、新聞発表で知つて驚くようなやり方ではないのかというのです。法律が通つてしまえば、今度は法律が通つたのだからというので、国といふのはかなり官僚的、お役所的に自治体に臨んでいくわけですよ。要するに、法律の通る前に神奈川県なり横須賀市なり関係の意見を聞く、こういうことが必要だと私は思つたのですよ。大臣、そういう考えはありますか。

○今井国務大臣 まさにおつちやつたおりでございませう。今、国立横須賀病院の移譲の問題が出ておりましたが、私も、とにかく全般的に、移譲の問題につきましても、適切な移譲先というものをまず見つけるべく最善の努力をするのは当然のこととございませう。そのときに都道府県や関係機関と十分協議しながら相手先を選定しなければなりません。したがつて、十分な話し合いをこれからの積極的になさせませう、また、それをして皆さんの御協力を得なければこれは全くできないこととございませうから、先生のおつちやつたように、移譲の問題につきましても十分にその関係の機関と相談させてまいりたい、こう思つたのです。

○市川委員 事前にです。法律が通つた後じゃだめですか。

○今井国務大臣 これはもちろんのこととございませう。

○市川委員 そこで、今後の厚生省の方針を伺いたいわけですが。

今お聞きのように、横須賀市では、そういう事情があつても引き受けられませんが、国立病院でぜひ存続してほしい、こう言つていられるわけですよ。仮に引き受け手が無い場合、厚生省の基本的な方針はどうなるのですか。引き受け手があらわれるまでずっと国立病院で置いておく方針なのか、ある時期が来たなら何か見直して見切りの処分方針を決めるのか、その辺の厚生省の考え方はどうですか。

○木戸政府委員 厚生省といたしましては、再編計画でいたしました移譲施設につきましても、国立医療機関として将来もそのまま運営していくことは考えてはいないわけでございます。しかし、受け入れ先が決まるまでは従来どおり国立医療機関として運営することとなるわけでございます。とにかくまだ再編についての計画発表したばかりでございますので、受け入れ先の確保については最善の努力をさせていただきます。

○市川委員 後段の質問に答えてください。それは前半の質問だ。

○木戸政府委員 再編は十年ということとございませう。途中で見直しということもあるわけですが、先ほど申し上げましたような方針で、とにかく受け入れ先を探す努力をしてみたいと思つております。

○市川委員 努力をしたけれどもなかなかうまくいへない見つけられない場合は、この再編計画でいうと十年ですね。ただし、三年もしくは五年ごとに見直しを要すると言葉もここにありますが、文書によると、見つけられない場合は十年間は国立病院ですつと置くということですか。とすると、十年後はどうなるのかという問題が起きてくるわけですが、見つけられない場合は、十年後は完全に廃止しちゃう、こういうことですか。

○木戸政府委員 私どもとしては、三年ないし五年ごとに見直しをしてみたいと思つてございませう。ただ、十年たつたときにどうなるかという点につきましては、私どもとして今、その十年後どうするということも申し上げられない立場にあるわけでございます。

○市川委員 十年後どうするかということをお伺いしているのじゃないかと、今あなたのところには申し込みが何も来ていないわけでは、必ずいいお嬢さんがあらわれると確信しているわけですか。それとも、その確信がないなら、ずっと国立病院で存続させる。しかし、いつまでもそうはいかないわけでは、さつきあなたがおつちやつたように、もう国立病院として置かないとおつちやつていられるわけですか。だけれども経営移譲の引

き受け手がない、その場合はどういふ方針なので
すかというのを聞いておられるわけですか。今だつて
その方針を持っておられるわけですか。この場合は
どうしようとかああしようとか、その方針を聞いて
おられるわけですか。

○木戸政府委員 先ほどもお答え申し上げました
が、見直しの時点で今後どういふふうにしていく
かという点の見直しもあるわけでございます。

○市川委員 見直しの時点というのは、三年か五
年の見直しの時点で今後どういふふうにするかと
いっても、答えは決まっております。厚生省と
してはもう国立病院とはしない、経営移譲と方針
が決まっております、相手がいない、それで考
えらるると、もうこれはなくしちゃうという答
えしか出てこないわけですよ、だれが考えたつ
て、そういうことなんでしょうか、聞いておられる
わけですか。それとも断固、経営移譲と決めたんだから経
営移譲の相手が見つかるまでは国立病院できちん
と存続させます、こういうことなんでしょうか。

○木戸政府委員 極力見直す努力はいたします
が、この十年のうちに例えばその相手が見つから
ないというようなことがあった場合に、それは一
方的に廃止をしようか。そういうつもりはこ
ざいませぬ。

○市川委員 一方的に廃止はしない。とすると、
これは厚生省が本気になって探すのですか。何か
一般公募みたいに待っているのじゃないですか。
だれかいませんかとどこかに、積極的に動くので
すか。神奈川県とかどこかに、自治体を探せとい
つてやらせるのじゃないですか。それとも厚生省
は本当に、病院に当たつたりいろいろ努力をす
めるのですか。どうもそういうふうには見えないの
ですけれども、法律が通つてないからいいけれど
も、法律が通つたら後どうなつてしまふのか
かなという心配を持つのですよ。だから、本当に
積極的に探すのかどうなのか。三十五年で見直す
わけでしょう。そのときに相手がなくても、一方
的には絶対に廃止はしない、国立病院として存続

はさせる、探す努力をするんだ、こういうこと
ですか。

○木戸政府委員 探す努力はいたします。これか
ら計画の実施に入つていくわけでございます。この
で、まず第一義的には神奈川県と、それから神奈
川県を介しまして横須賀市、その他と接触をし
ていくわけでございます。厚生省としては積極的
に厚生省の考え方を説明して、地域の医療の事情
に合った経営の相手先を、厚生省として、地元の
意見を聞きながら積極的に探してまいりたいとい
うふうを考えております。

○市川委員 経営移譲に賛成しているわけではな
いのですけれども、どうも国立病院が赤字で
この国立横須賀病院も赤字ですよ。これを見て
みますと、年間収支で五十七年度が一億一千六百
万、五十八年度が一億二千、五十九年度が八千
万ですか、こういう赤字が出ていて、引き受け手
を探すと言つても魔法使ひじゃない限り赤字はな
くならないわけですから、国が何か引き受け手
に対しては財政援助する、その方針というのは具体
的にどういふ方針をお持ちなんでしょうか。

○木戸政府委員 国会に出さしていただきました
再編の特別措置法案によりまして、いわゆる職員
ごとその施設を経営移譲した場合には、その移譲
を受けた者に対しては運営費補助金を交付す
る、こういうことになつておられるわけございま
す。

○市川委員 それはどのくらいの割合なんです
か。

○木戸政府委員 まだ具体的に関係各省と詰めて
おりませんが、やはり赤字が出た場合にその一定
額を一定の期間助成をする、こういう考え方を
出発点にして、これから具体的にどういふかとい
うことを詰めていこうというふうにお考えしてい
らるるわけでございます。

○市川委員 それはいつごろ決まるのですか。
○木戸政府委員 これは法律の中で「政令で定め
る」ということになつておられるわけでございます。
できるだけ早く詰めたいというふうにお考えしてお

ます。

○市川委員 これだけ赤字が出ておられるのがわか
つていて、幾ら引き受け手を探すと申しても、赤字
がそのままつくり来るといふことがわかつてい
て引き受け手はないと私は思うのですよ。そ
ういふ意味で聞いているのです。それだつたら、
赤字が出た場合は国がどのくらい負担するの
か、あるいはどのくらいの期間やるのか、そういう
条件がはっきりしてなくて、引受け手を探したり交
渉することはできないのじゃないですか。その辺
が話がおかしいじゃないですか。引き受け手を探
しますと言つても、探す条件が整つてない。
国の考え方はいつできるのですかと申すと、でき
るだけ早く。そんなことで引き受け手なんかあら
われませんか。交渉のしようもないじゃないです
か。探すと申つたつて、これだけの赤字がある、
一億だ。では国はどうしてくれるのですかと聞か
れたとき、いや、それは後でもう一回考えますな
んて言つていたら、だれも引き受けませんよ、そ
んなのは。その辺のことなんでしょう。どうなん
ですか、それは。

○木戸政府委員 現在、国会に特別措置法を御提
案しているところでございます。私も、運営費
補助金について関係各省と折衝をいたしますとき
に頭にございますのは、やや遅いですが、国鉄の
ローカル線につきましても譲渡をいたしました場
合の転換交付金という制度がございます。あの制
度は、五年間赤字が出た場合にその二分の一を助
成する、こういう考え方がおられるわけございま
して、そこを基本的な出発点といたしまして、今関
係各省と詰めておられるところでございます。

いづれにしましても、これが詰まりませんと最
終的に、具体的に、それではどこに、いつからお
願ひするかというふうなお願ひはできないわけ
でございますので、そこはこれから鋭意詰めてまい
るつもりでございます。

○市川委員 ちょっと今聞き漏らしたのですが、
それが決まらないと引き受け手との交渉ができな
いという意味ですか、今おつしやつたのは、でき

ないから、早く鋭意やりますという意味ですか。
どういふ意味ですか。

○木戸政府委員 私どももいたしましては、法案
を現在国会に出させておられておられますので、
これを通じましていただきました上で政令を制定す
る、それで考え方を明らかにして、それから積極
的に経営移譲先を探してまいりたい、こういうこ
とでございます。

○市川委員 そうすると、国立横須賀病院が地域
で果たしている医療貢献、十分地域に根を張つて
いる、これはどうしても医療機関として残さなけ
ればならない、あなた方の言葉をかりれば、国立
という形態かどうかは別として、経営移譲という
ことを言つておられるわけですから、しかし医療機関
としては残したい、また残していくべきだ、こう
いふ認識はあるのですか。

○木戸政府委員 横須賀は、先生も御存じのと
おり病床不足地域でございます。神奈川県全般の
リストアップにつきましても、神奈川県とはいろ
いろ非公式な情報を交わしておられるわけございま
すが、やはり私どもとしては、当該地域に医療機
関は要するという判断で、神奈川県とこの点は認
識が一致しているわけでございます。

○市川委員 どうも、高度先駆的医療に国立の役
割を明確化する、そして地域の一般的医療からは
引き揚げてしまおう、そういう赤字を減らすため
だけの視点でこれをやられたのでは、やはりこれ
はかなわないと思つたのです。そういうことはや
るべきじゃないんじゃないか。ある程度理解でき
る面もあるのですけれども、やはりそれには十分
な地元との協議、納得、それから時間をかけた移
行ということを考えるべきじゃないかというよう
に私は思います。

次に、これは要望でございますが、地元のこと
ばかりで大変恐縮なんですけれども、川崎の北
部、麻生区とか多摩区とか宮前区とか高津区と
か、人口急増地域なんです。救急医療の体制が
まだ十分にとれておりませんので、非常に市民
からの救急医療体制の整備に対する要望が強い

の

の

です。

ちなみに、市の方で発表している資料によりますと、川崎の南部と北部を比べてみますと、病床数では南部の三分の一しかないですね。それから一病床当たりの人口で見ますと、南部の九倍の人口比になるわけです。それから人口十万人に対する病床数で言うと、約九分の一になってしまふわけです。こういう人口がどんどんふえてきた、住宅ができた、だけれども、公的な医療機関による休日・夜間の救急医療の体制ができていないという非常に切実な問題を抱えているわけです。

そこで、これは厚生省に要望なんでしょうが、川崎市多摩区内に国家公務員等共済組合連合会稲田登戸病院という病院があるのです。準公立病院というのですか、今この病院に、川崎市当局も再三にわたって告示病院として救急医療に協力してほしいという働きかけをしているのですが、なかなか御返事をいただけないという状況でございます。この地域の状況というものを厚生省も御存じだと思います。ひとつ厚生省の方から、これは大蔵省が所管していらっしゃるようなので、こういう休日・夜間の救急医療についてぜひこの稲田登戸病院が告示病院としての協力をしてくれるように、まあ地域に協力してやってくれ、こういう働きかけをぜひしてほしいというように思うのですが、どうですか。

○竹中政府委員 先生のお話のように、川崎市の北部は人口急増地帯であって、人口対病床数が少ない、あるいは人口急増地帯における救急医療体制の整備については特に重点を置く必要がある、私どももまさにそのとおり考えておるわけでございます。

お話ししの共済の稲田登戸病院でございますが、この病院は休日・夜間の輪番制病院の中に加わっていただいておりますが、今お話ししの救急告示病院となるかどうかという点につきましては、原則的には当該地域において関係者間で十分お話し合いをいただく必要があるかと思っておりますが、厚生省といたしまして、その地域

におきます救急医療体制に支障の生じることのないよう、必要に応じて県を指導してまいりたいと考えております。

○市川委員 要するに厚生省に少し御支援をお願いしたい、大蔵省の方に働きかけていただきたい、こういうことでございます。どうですか、端的におっしゃってください。

○竹中政府委員 所管の大蔵省にも、私どもの方から、先生の御主張、御趣旨につきまして十分話をしたいと考えております。

○市川委員 また話がかわって恐縮ですが、特別養護老人ホームということに大きな関心を持つておるのです、周辺の方々に在宅の寝たきりのお年寄りを抱えている方が多いものから。

そこで伺いますのですが、老人保健法の改正によつて老人保健施設というものを創設すること自体悪いというふうな思つておるわけじゃないのですけれども、特別養護老人ホームにかわつてそれではなくて、老人保健施設は施設としてつくれば、特別養護老人ホームは従来どおりやれば、必要性を持ちながらやっていくのだ、こういうことなのか。その辺の厚生省のお考えはいかがでしょう。

○黒木政府委員 今回改正法で御提案を申し上げております老人保健施設についてのお尋ねでございますけれども、今回老人保健施設の制度化をお願いしている私どものねらいと申しますものは、今後寝たきり老人等の要介護老人が非常に急増してまいり、こういうことに対応して新しい施設が必要である、こういう認識に立つておるからでございます。

現在、こういった寝たきり老人の方とかその他の介護を必要とされる老人は、長期入院患者で約二十二万人、それから御指摘がありました特別養護老人ホームで約十一万人、それから在宅の寝たきり老人ということと二十七万人、合計六十万人と推定されておるわけでございますけれども、高

齢化の進展に伴ひまして、二十一世紀にはこれらの老人の方々が百万人を突破するのではないかと、いうふうな推計をいたしております、これら要介護老人の方々の施策というものが非常に緊急であらうというふうな認識をいたしておるわけでございます。

そうしますと、特別養護老人ホームとの関連におきまして、そういった老人ホームはもう必要ないのかというお尋ねでございますけれども、私どもは、これからのふえてまいります要介護老人の方々というのは、医療的なニーズと生活のニーズを合わせ持つ方々だというふうな考えをしております、そういった両方のニーズを満たせる中間施設として、いわゆる老人保健施設をお願いしているわけでございます。

しかし、すべてがそうではございませんで、やはり老人の方々に治療の必要とされる老人がいらっしゃると思います。これは今後とも、老人病院等を中心にして病院で面倒をみるいは治療をしてもらう。それからやはり、お世話を中心にして考える必要がある老人の方々が今後もあるだろう、これは御指摘のように特別養護老人ホームでお世話をいただくわけでございます、これも従来どおり整備していかなくてはならないというふうな考えをしております。その中間として新しく老人保健施設をお願いするわけでございますけれども、この方々は、医療的なケアも必要だ、そしてまた生活的なお世話も必要だ、こういう方々を対象にいたしたいというふうな考えております。

これからの高齢化社会を控えまして、要介護老人の方々に新しい施設体系をどう整備するかということにつきましては、重ねて申し上げますけれども、老人病院といったような専門病院も必要でございます。特別養護老人ホームも必要でございます。さらに新しい中間的な施設として、老人の方々のニーズにこたえるべく、老人保健施設の創設をお願いしたいというところでござい

○市川委員 特別養護老人ホームは今までどおり

整備していく、こういう方針に変わりはない。そこで、今中間施設という表現が出たのですけれども、特別養護老人ホームにお入りになつていらっしゃる在宅の方の負担の格差、これに不満があるわけですから、例えば在宅ケアで介護している方が非常に肉体的、精神的に参つてしまふ、一週間か二週間ほど介護者が自分のリフレッシュのために旅行へ行つたりもう休みたい、そういう場合に預かつてくれる場所、こういう役割も果たすのですか、この老人保健施設というのは、そういう役割を果たすのかどうか。仮にそうだとすると、結局入つてしまえばもう出て行かないということは言えない場合もあるでしょう。その辺の考え方はどうなんでしょうか。

○黒木政府委員 御提案申し上げます老人保健施設の機能と申しますか、どういう役割を果たすかということでございますけれども、この施設は、現在の老人病院、病院と同じように被保険者証と申しますか医療受給者証を持つていけば入院できる、あるいは入所できる施設と私どもとしては考えておりました、その施設の主として管理医師の方のお許しを得れば入所できるわけでございます。そしてまた同じような手続で退院できるわけでございますから、非常に長期にわたる場合もあるいは短期間の場合も、それぞれの家庭の状況等も判断の上、主治医と申しますか管理医師の判断で、この新しい老人保健施設への入所が必要だという場合には、長短いろいろありましてよろしいけれども、それにふさわしい期間、処遇をしてもよろしいということになるかと思つております。

○市川委員 国立横須賀病院については、私たちがしてはぜひ国立病院として存続させてほしい、それがどうしても不可能であるならば、これは経営移譲ということであれば、地域の医療機関として十分成り立つような配慮を厚生省として十分やってほしい、このことを強く申し上げまして、私の質問を終わりたいと思つております。

○志賀委員長 三浦久君。
○三浦(久)委員 厚生大臣にお尋ねをいたしま

す。
前回、私が、群馬県の渋川病院等十の国立病院や療養所が移譲対象施設になっていながら、三年ないし五年後の見直しの時点で移譲の相手がなければ他の病院に統合することを厚生省が検討している、そのことについてさまざまな問題を指摘をいたしました。厚生大臣はそのときに、次回に納得のいく説明をさせる、こういうふうにご答弁になりましたが、その結果どうなりましたでしょうか。

○木戸政府委員 それでは、厚生省の見解ということで申し上げます。

一、今回の再編成は、国立病院、療養所が国立医療機関にふさわしい指導的役割を果たせるようその質的強化を図るものである。このため、統廃合すべきは統廃合し、他の経営主体に委ねることが適当なものは経営移譲しようとするものである。

二、統廃合及び経営移譲の対象施設の選定基準としては、原則的には、統廃合は近接して国立病院・療養所があり、統合により機能の強化が図れる施設を対象としており、経営移譲は、診療機能として、一般の医療を中心とする施設を対象としている。

三、従って、移譲施設であっても、統廃合の個別要件に該当するケースもあり、前回お答えした十施設はこのようなケースに該当している。

このようなケースについては、移譲先を見つける努力をしていくが、移譲先の見通しが立たない場合、一つの選択肢として統合の方角もありうることを内部資料上コメントしたものである。

○三浦(久)委員 前回とほとんど基本的には変わっていない答弁ですね。それで、廃止をすべきだという要件と残すべきだという全く矛盾する要件の両方に合致するのだなんて、そんなことは常識上あり得ないのです。もしそういうことがあるとすれば、それは基準自体がまた大変おかしい、極めてあいまいなもので、基準の名前に値しないものだと私は言わざるを得ないと思うのです。万々が今のあなたの答弁が正しいと仮定したとしても、これは一たんあなたの方では、廃止すべきなのか、いわゆる統廃合すべきなのか移譲対象施設にするのか、そういう意味では移譲対象施設にするというところを選択したわけだ。そうすると、移譲対象施設というのは引き受け手がなければならず、十年間は大体存続させる、引き受け手がなければならず、そういうことをあなたたちの全体計画ではつきりさせているわけだ、医療の質も落とさないということを。そうであれば、今の時点で、それは三年ないし五年後の見直しの時点で、もって引き受け手がなければ廃止だ、そんなことを検討するのは全く間違いだ。見直しの問題についても現在の時点でそんなことをやるのは全く間違っている。それはあなたたち、この前も言いましたけれども、あなたたち自身の見直しの規定を見ましても、これは引き受け手がなければ見直さんだという規定にはなっていない。疾病構造の変化だとか医療ニーズの動向だとか各種医療機関の整備状況、こういうものを勘案して総合的に見直さんだ、こう言っているのだから、引き受け手があるとかないとかというのはそういう見直しの基準にはないのです。ですから、あなたたちが一たん移譲対象施設として選んだのであれば、それはその手続に従って見直しも行うということではなければならぬと思うのです。それでなければ、国民は何を基本にして、これは移譲対象だけれどもずっと引き受け手がなければ残るから安心だとか、そういうことを決めることができますか。ですから私はかなりでたらめなやり方だと思

っているのですけれども、しかしこの問題、時間がありまので私はその点だけ指摘して、引き続いて社会労働委員会、特別措置法の審議のときにまたこの問題については十分に追及したいと思

います。
田川新生病院の問題についてお尋ねするのです。この田川新生病院は、生い立ちから見しても胸部疾患ですね。けい肺、じん肺、それから肺結核、こういうものの患者さんが、最近では少なくなりましてけれども、当初は大変多かったわけですね。それで、現在でもこの地域では肺結核を抜いている唯一の病院になっております。そして特に、私はこの病院を見てきたのですが、呼吸器疾患ですね。胸部疾患というのでしょうか、胸部疾患と即同じじゃないと思いますが、肺結核とか肺がん、じん肺、けい肺、そういうような呼吸器関係に故障のある人々のリハビリテーションの施設があるのです。これは私も初めて見たわけですが、広い庭をつくっておる、「療養庭園」と言っております。木がたくさんあります。そして花もたくさん生けてあります。そして道が何本もありまして。休憩所もその庭にあります。そしてその道はそれぞれ勾配が違うのです。全部勾配が違うのです。そして、病気の程度に応じてこの道を散歩させておるのです。それで、これはどうして効なのか、何%よくなるのか、そういう数字はなかなか出ないそうですけれども、しかし、医療的に見ると非常にいい結果を生んでいるというふうな専門の医師は語っておりました。ですから、田川新生病院というのはいくらも非常に特色のある病院なんです。ところがそういう科が、あなたたちから言えば幸運にもこの移譲先が仮に見つかるとしますと、そうすると、こういういわゆるこの病院の特色が今後生かされるかどうかということをお私にまた大変心配をするわけですが、この点についてはどうでしょうか。

○木戸政府委員 田川新生病院の現状につきましては、三浦先生御指摘のとおりでございます。私どもは、この病院が今先生御指摘のような状態にあるわけでございますので、やはりそれにふさわしいような経営移譲の相手を見つければならぬと考えております。

○三浦(久)委員 ところが、それが今のあなたたちのやり方では担保されないのです。例えばこの病院には内科、外科、呼吸器科、整形外科というのがあります。今私が言った「療養庭園」なんというの呼吸器科の問題だと思っております。ところが移譲を受けた場合に、呼吸器科でこんなことをやっておるとどうも経営効率が悪い、余り手術歩さざる、そういうリハビリや余りもうからぬ、経営効率が悪いからこの科目をなくしたいと、引き受け手の病院がそういうふうに考えれば、都道府県知事に届け出をするだけで呼吸器科がなくなってしまうわけですね。何にもチェックする方法がない。あなたの方で、いや、それは移譲するときの契約に書くから大丈夫だとおっしゃるかもしれませんが、それは契約を結ばば当座は守るかもしれませんが、しかしその後事態が推移して、いや、状況が変化して、経営全体が悪化しているの、とても呼吸器科は置いておけないということだとして可能でしょうか。そうすると、それでもって呼吸器科を廃止するという届け出を出した場合、これはなくなってしまうですよ。そして木戸審議官、それを契約違反だからといって、じゃ契約を取り消します、もとに戻します、そんなことは不可能でしょう。もう私立の病院になつてい、それをまた再び国立病院に戻すなんということとは不可能なことですね。ですから、あなたたちが幾ら移譲契約で何かやつても、これは全然効果がないのです。そしてまた、経営が成り立つよう

に一定の補助をすると言っていますけれども、それは赤字の半分程度を考慮しておるとか、期間も五年程度だということでしょう。五年過ぎたらどうします。そうしたらもう呼吸器科というのは、こ

こはいわゆる肺結核の唯一の病院ですよ。そして、そういうすぐれた「療養庭園」などというリハビリ施設まで持っている。こういう病院が将来もこういう機能を果たしたままずっと存続していくという保証は全くないのです。そうでしょ。ですから私は、こういう機能を、十五年間あなた

たちのやり方では担保されないのです。例えばこの病院には内科、外科、呼吸器科、整形外科というのがあります。今私が言った「療養庭園」なんというの呼吸器科の問題だと思っております。ところが移譲を受けた場合に、呼吸器科でこんなことをやっておるとどうも経営効率が悪い、余り手術歩さざる、そういうリハビリや余りもうからぬ、経営効率が悪いからこの科目をなくしたいと、引き受け手の病院がそういうふうに考えれば、都道府県知事に届け出をするだけで呼吸器科がなくなってしまうわけですね。何にもチェックする方法がない。あなたの方で、いや、それは移譲するときの契約に書くから大丈夫だとおっしゃるかもしれませんが、それは契約を結ばば当座は守るかもしれませんが、しかしその後事態が推移して、いや、状況が変化して、経営全体が悪化しているの、とても呼吸器科は置いておけないということだとして可能でしょうか。そうすると、それでもって呼吸器科を廃止するという届け出を出した場合、これはなくなってしまうですよ。そして木戸審議官、それを契約違反だからといって、じゃ契約を取り消します、もとに戻します、そんなことは不可能でしょう。もう私立の病院になつてい、それをまた再び国立病院に戻すなんということとは不可能なことですね。ですから、あなたたちが幾ら移譲契約で何かやつても、これは全然効果がないのです。そしてまた、経営が成り立つよう

に一定の補助をすると言っていますけれども、それは赤字の半分程度を考慮しておるとか、期間も五年程度だということでしょう。五年過ぎたらどうします。そうしたらもう呼吸器科というのは、こ

たちは病院として使ってもらうんだということも移譲契約に書くと言っておるわけだけれども、じや十五年間、呼吸器科という特定の、国立病院としてあつたときのその病院の特徴をずっと存続させるためにはどういふことを考えていますか。必ず存続できるという担保があるのですか。これをお伺いしたいと思います。

○木戸政府委員 法律的には、十五年以上たつた場合の担保というのではないわけでございます。しかしながら……(三浦委員)五年、五年過ぎたら」と呼ぶ。これは現在法律案を国会に出しておるということ、政令をどうするかという問題でございます。先ほどお答えをしたように、一応今考えているのは、国鉄のローカル線の例に従つて、五年間運営費の赤字の半分を助成するという点を基本的な出発点にして、病院の特性をどういふふうにして生かしていくかというの、これから各省と詰めるところでございます。

それから、先生の今の御質問でございますが、私は、全体としての地域医療計画の中でそういう患者さんはどうするかというふうに考えて、結果的に移譲後でも、仮に移譲された後の田川病院でやるのがいいということになれば、それはやはりおやりになるのが適当ではないかと思うわけでございます。

ただ、私どもとしては、結核につきましては広域で考えていくことでございます。結核はやはり政策医療だと思つております。結核の合併症等いわゆる長患いの結核患者というのは、今後とも国立が最終的には拠点にならなければならぬといふふうなことを考えているわけでございます。私どももいたしましては、仮に移譲先が見つかった場合に、地域と話がつけば、結核の非常に長患いで例えば福岡の東病院に行つた方がいいという方がおられれば、本人の同意もあれば、その方はそちらの方に移つていただくことも考えていかなければならない、地域医療の連携で解決すべき問題だと思つております。

○三浦(久)委員 そんな人任せな話があります

か。今まで自分がやっているものを人にやらせるなんて、そんなばかな話がありますか。東病院だつてこの田川から何時間かかると思ひますか。汽車で行つたつてバスで行つたつて物すごい時間がかかりますよ。何時間です。そうでしょう。その病院に入つていれば毎日でもお見舞いに行けるけれども、東病院に行つたら家族がそんなにちよいちよい見舞いに行けないですよ。そういうことだつて考えなければいけません。結局何の担保もないということなんだ。

そうして、この病院について医療法違反の問題があるのではよつと尋ねますけれども、医療法というのは医療の従事者、また医療の経営者、管理者というのは守らなければいけないのですか、どうですか。

○竹中政府委員 医療法の規定は、医療機関がそれを守つていただく必要があるわけでございます。

○三浦(久)委員 そうすると、この医療法で医師とか看護婦とか薬剤師、そういうもの的人数が決めておられますね。そういう医療法の規定というのは国立病院、療養所にも適用はあるのですか。国立、私立を問わずすべての病院、療養所に適用されるのですか。

○竹中政府委員 医師、看護婦等の医療関係者の員数の標準はもろろ国立病院にも適用があるわけでございます。

○三浦(久)委員 田川新生病院は現在医療法によると十四名必要なんです。ところが現在いるのは六名です。充足率はわずかに四二%になっていますが、それは確認できますか。

○木戸政府委員 私どもの計算によりますと、医療法上の必要数は十名ということでございます。現員は五人でございます。

○三浦(久)委員 それはいつの時点のものですか。

○木戸政府委員 五十九年度の一日平均患者数を見て、十人という数字を出しているわけでございます。

○三浦(久)委員 私はここに、福岡県の田川保健所長から国立療養所田川新生病院に対して、「昭和五十九年度医療監視の結果について」、いわゆる立入検査をした結果について、こういう不適合な事項があるの通知します、という文書を持っています。これによると「定数十四名に対し現員六名(充足率四二%)で定数不足である」、一番最初に指摘されておるじゃないですか。何が十名ですか。十四名ですよ。保健所からどういふよう指摘されていますか。——私、時間が無いものですから、ちよつと返事がないので續けて質問しましょう。

こういう、あなたたちの言っている十名必要なんだけれども五名しかおらぬ、五〇%しか医師数を充足していないのは医療法に違反していませんか。

○竹中政府委員 先ほど申し上げました医療法によります病院の従業員の数の標準でございますが、これは医療法で規定しておりますのは標準といたしましては、これを満たしてないからといって直ちに法違反として罰するということはないでございます。

○三浦(久)委員 冗談言つては困るよ、君。標準だから罰則の適用はない。しかし、あなたたちこの法律を見てごらん。どうしてそういう答弁するか、あなたたちは。それじゃ守らなくてもいいということじゃないか。法違反じゃないのだから、あなたの今の説明によれば、医師数の規定は標準であるから、それに違反しても法違反とは言えないというのだったら、守らなくてもいいということじゃないか。あなたの最初の答弁と矛盾しているじゃないか。

医療法の第二十一条の二項には何て書いてありますか。前項第一号の規定に基づく省令の規定によつて定められた人員を有しない者については、政令で十万円以下の罰金を科する旨の規定を設けることができるものとありますね。十万円以下の罰金の刑を政令で定めることができるというふうになっておるのですよ、この医師数が不足だとい

う問題については、ところがこの政令は今ない。ないから罰則は適用にならないでしょう。しかし、その基準を守らなくてもいいとは、あなた一体何事ですか。法に定められているものをたつた四二%しかあなたたち配置してないで、それでいいのだ、法違反じゃない、どうしてそんなことが言えるのだ。じゃ何名なら法違反なんだ。じゃ一人も来なくても法違反じゃないのか。そんなばかな答弁はやめてくれ。

○竹中政府委員 先ほど御答弁申し上げましたことを繰り返させていただきますが、医療法に定められておるものは標準でございますが、この標準に反するからといって直ちに法違反として罰するのには適当でない、そういう御答弁を申し上げたのであります。

○三浦(久)委員 あなた、さつきさう言わなかつたじゃないか。法違反ではないと言つたじゃないか。それなら、法違反じゃないなら何で保健所がこういう勧告を出すのですか。じゃもう一回聞きますが、法違反として処罰はされないか、医療法違反行為であるということは認めますか。

○竹中政府委員 医療法に定めております従業員の員数の標準には反しておることでございます。

○三浦(久)委員 その員数の標準というのは医療法で規定しているのじゃないか。何でそんな答弁しかできないのだ。医療法とそれに基づく施行規則によつて医師数の標準というのは決まつておるのだらう。その標準に違反しておれば医療法に違反しているということじゃないか。そんなことはだれだつてわかる道理でしょう。——何を笑つておるのだ。何がおかしいのだ。あなたたちは医師を四二%しか充足してない。例えば百名の定員があるところ、三人、四人、五人と不足したという事態じゃないのだ。十四名必要のところ六名しかあなたたちは配置してないのだよ。そういう医療法違反を公然とやつておる。医療法は守らなければならない。これはもう大臣もそのとおり

だと思いませんね。その医療法に違反をして、十四の定数のところを六名しかないというのを保健所から指摘されています。ことしだけじゃありません。もうこの十年間、もつと先からずつと毎年指摘されているのです。こういう違法な状態が続いていることについて、厚生大臣はどういうふうにお考えですか。これを早急に是正しなければならぬとお考えですか。是正する意思はございませんか、どうでしょうか。

○竹中政府委員 先ほど来申し上げておりますように、医療法の員数の標準は遵守をしていただく必要がございますので、私どもといたしましては医療監視等を通じて改善指導を厳重に行つてまいつておるところでございます。

○三浦(久)委員 そんな人ごとみたいなことを言いなさんな。この国立田川新生病院からあなたたち本省に対して、人数をふやしてくれ、医師数をもつと増加してくれという要求は毎年上がつていって、自分を実行することがまず大事でしょう。

どうですか、大臣。十四名必要なのだからこれを少なくとも十四名になるべく近づける、そういう努力はすべきではないですか。法律を守る意思がないのですか。そんなことでどうして私立の病院が医療法に違反したときに指導ができますか。おかしいではないですか。大臣の明確な答弁を求めたいと思います。

○今井国務大臣 田川新生病院の医師数が医療法上の標準数を満たしていないというのは、これは事実でございます。しかしながら、現在、定員の事情が非常に厳しい中ですべての施設について医療法上の医師等の職員数を充足することは、極めて困難であるわけでありまして、そこで今お願いしておるわけでありまして、国立病院とか療養所におさわしい機能の充実を図ろうというので再編成をしよう、そして統廃合をやつてまとめて、あるいは経営譲渡を行うことによつて、生み出された要員についてきちつとした守るべきものを、医師等を初めとする医療スタッフを中心として再配置を

していただく、こう考えてやっておるわけでございます。

○三浦(久)委員 それはあなたの言い逃れですよ。看護婦の二・八勤務体制のときにもそういう答弁をした。自分たちが守つていけない。自分たちが守る意思がないから守つていけないのですよ。それをこの統廃合ができたやりやりますよ、統廃合と関係ないではないですか。では十年前に統廃合の問題が出ていたのですか、五年前に統廃合の問題が出ていたのですか。統廃合をやるまで医師は充足しないということ、あなたたちはこの十年間やつてきたのですか。そうではないでしょう。

そんなこと関係ないのですよ。少なくとも現在そういう法違反の状態が続いているのだから、厚生省としてはその法違反の状態をなくす、そのために最善の努力をするということをお答弁するのが当たり前ではありませんか。それをまだ国会で審議もしていないような統廃合問題とひっかけてやるなんというのは、私は大臣の答弁として納得できない。

○今井国務大臣 私は統廃合の問題にひっかけたわけでもないのですが……(三浦(久)委員)「そう言ったじゃないか」と呼ぶ) まず全部を聞いてください。

毎年毎年定員を要求するわけでございますが、なかなか要求が満たされない。それで私も、そういう状況を考えますと、今お願いをしております国立病院・療養所の統廃合の問題がちょうど焦眉の急として上がつておりますので、これを契機にしてなお一層促進をしたいという気持ちで申し上げただけでございます。

○三浦(久)委員 そうすると、統廃合ができなければこのまま法違反をずっと続ける、政府みずからが法律を守らないことを表明するということですか。

○今井国務大臣 定員増は毎年毎年要求して、そういうことのないように努めているわけでございます。

○三浦(久)委員 しかし、法律違反の事態が続いて

いるのだからね。そうするとあなたたちは、毎年この田川の問題について、充足したいから医師をよこせという要求を本当に出していませんか。

○木戸政府委員 田川病院からそのような要望が本省の方に来ているのは事実でございますが、定員の要求というものは、その性質上、田川病院に何人、こういう要求ではないわけでございます。私どもといたしましては医療スタッフの増の要求はしているわけでございますが、非常に残念でございますが、定員の事情が非常に厳しいということとで、相当数の施設についてそのような医療法上の標準数を満たしていないということがあるのは事実でございますが、我々もいたしまして、今大臣が申し上げたように、定員の要求につきましては、特に医療スタッフの要求につきましては今後とも努力をしてみたいと思っております。

○三浦(久)委員 現場のお医者さんたちがどんなに苦勞してやっておるのかということもよく考えてください。半分は満たないお医者さんの数でこれだけの患者さんをこなしていくというのは、夜も眠れない状態が何日も続いてやっておることなのです。それをあなたたちは、この二十年間ぐらゐ定数をほつたらかしのだから。そんなでたらめなことがありますか。人間の健康と命というものをどう考えておるのですか。医療事故が起つたらだれが責任を持ちますか。医療行政に携わっているのなら、もつと真剣に人間の命や健康の問題を考えてもらいたい。

これはまた機会があつたら私ほもつと追及したいと思つてますが、きょうは同僚議員の時間がなくなりまして、これでやめます。

○志賀委員長 柴田睦夫君。

○柴田(睦)委員 最初に、厚生大臣の所信を伺います。

厚生省は、政策医療として高度先駆的医療、特殊な疾病に対する医療など専門的に特化し、一般的医療は私的医療機関や自治体立などの公的医療機関にゆだねる、こうしておりますが、これは時代への逆行現象と私は考えます。今求められてお

りますのは総合的診療機能の発揮であります。民間の小規模診療所はむしろ今は淘汰されておりますし、民間の医療機関は挙げて特殊化の競争を始めております。あちらが心臓ならばこちらは呼吸器だ、こういううぐあいでありますが、その結果、厚生省医療施設調査によりまして、一九八一年で専門外来、入院実施病院は全病院の二七・二%にも達しております。

そういう意味で、医療の役割分担を言うならば、今国立医療機関に求められておりますところは、総合診療機能を強化することであり、その中で高度専門医療の充実を図つていくということではないか。そういう点から考えてみますと、今計画されております統廃合計画をやめなければならぬ、そして一般診療機能を強めなければならぬ、これが今日の要請だと思つておりますが、所見を伺います。

○今井国務大臣 地域におきます医療供給体制の中で、一般的な医療の提供というものは基本的にやはり私的医療機関及び地方の公共団体立等の公的医療機関にゆだねまして、国立病院あるいは療養所というものは、より広域を対象とし、高度な専門医療などの国立医療機関にふさわしい役割を果たすべきものであると私は考えております。

○柴田(睦)委員 それでは、結局現実の国民の要請にこたへることにならないということでありまして、政府は、国立病院・療養所の再編成につきまして、国民から期待されている国立医療機関にふさわしい機能を発揮するには、医療スタッフの増強と施設・設備の充実を図る必要がある、こう言いながら、この財源を国庫に求めるには限度がある、だから統廃合するのだ、こういう論理を展開しているわけですが、これは二重の意味で国民を欺いているというように考えます。

第一に、この憲法二十五条の規定、これを受け、厚生省設置法の第四条、「厚生省は、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進を図ることを任務」とする。また、第八条に国立病院の規定

があります。医療法にもやはり診療の整備を求め
る規定があります。これらは単純に罰則規定だ、
目標規定だ、こういう考え方であつてはならない
わけでありまして、まさに具体的に国がこれをや
らなければならぬという義務づけをしている規
定である。今日考えなければならぬ。これは裁
判所などの判例でもだんだん示されてきていて
ころであります。つまり予算の有無によつて決
められるというのではなく、むしろ予算の中で憲
法の要請を満たしていく、こういうふうにして
いかなるかならないと考えるわけでありませ
ぬ。

二番目には、国の財政状況が長期にわたつて
厳しい状態にあるというのですが、これは政府・自
民党の今までの、アメリカまた日本の財界、こ
うしたところを中心にした、そういう要求を實現
する政治の結果であつて、その責任を国民の方に
求めるというのが今回の措置でありまして、これ
は大問題であります。現に六十一年度予算を見
ても軍事費はふえておりますし、財界が要求し
ております海外援助資金を初め財界優遇の予算措置
は十分にとられていて、予算の指導原理になつて
いるのがこうした軍事費などであるわけですが、
これを改めれば、社会保障の問題、医療の問題も
前進していくことが可能であるわけです。そう
いう点から、この統廃合というものは甚だもつ
しからぬことであると思ひますが、もう一度お伺
いします。

○今井国務大臣 我が国の医療機関は、マクロ的
に見ますれば量的な確保はほぼ達成されつつあり
ますけれども、人口の高齢化とか疾病構造の
変化あるいは医学技術の進歩などによりまして、
医療内容は非常に高度化かつ多様化してきて
います。一方、先生おっしゃいますように、国立
病院・療養所につきましては、その機能とか病院
の現状、国家財政の極めて厳しい状況を踏ま
えてまいりますと、その果たすべき役割をこの
際明らかにして、国立医療機関としてふさわ
しい機能を果たすことが強く要請されておる
わけでございます。

そういう意味で、私どもは、この再編成とい
うことを今御提案をし御審議を願つておるわけ
でございます。現在の事情から見ますと、これは
避けて通れない道であると思ひます。ただ申し
上げておきます。

〔委員長退席、石川委員長代理着席〕

○柴田(陸)委員 私は、この統廃合計画は撤回す
べきであるという強い考えであります。

次に、国立国府台病院に関連してお伺いし
ます。予定では、国立国府台病院のナショナルセ
ンターへの統合は昭和六十二年以降となつてお
ります。統合する際に、国立武蔵療養所の機能
整備にあわせて、ナショナルセンターにおける臨
床フィールドとして特に時代の要請に即応してい
くことと目と病床数などいろいろことが縮小され
ることはないか。国府台の院長のお話によります
と、総合診療機能を持つこととはもうほぼ確
実である職員に説明されておられますが、こ
ういふ面については従来どおりであると思ひ
ます。かどうか、お伺いします。

○木戸政府委員 国府台病院は、昭和六十二年
以降国立精神・神経センターに統合すること
になっております。国府台病院の役割といたしま
しては、現在約七百床、半分が精神科、半分が
一般総合病院、こういうことになっておるわけ
でございますが、今後は、ナショナルセンター
の病院としてふさわしい機能ということになり
ます。新しい精神障害の形である心身症とか
神経症とか、そういう患者を対象にいたします。
そういう患者さんですと、どうしても従来の狭
い意味の精神科の治療だけでは不十分だとい
うことで、総合的機能が必要だ、こういうふう
に言つておるわけでございます。

具体的な構想につきましては、具体的に診療科
目をどうするかベッド数をどうするかとい
つたようなことにつきましては、現在、施設長を
初めその分野の専門家がいろいろ検討をして
おると思ひます。ただ申し上げておきた

いのは、十分経過期間は置きますけれども、現
在の診療科目が全くそのままであるということ
はならないんじゃないか。当然ナショナルセン
ターの新しい機能にふさわしい総合的機能とい
うことの洗い直しをするわけでございます。

○柴田(陸)委員 そうすると、ちよつと具体的に
聞きますが、今は風邪を引いても行ける、腹が痛
いということでも行けるわけですが、そうした
邪だとか腹痛だとかは診てくれるのですか、診
てくれないのですか。

○木戸政府委員 大変難しい質問でございます
が、一般的に申し上げますならば、先ほど申し
上げましたように国府台病院は精神・神経セン
ターの中の新しい機能づけということになるわけ
でございます。いわゆる一般的な医療を何でもか
んでもやるということにはならないかと思ひま
す。ただ、具体的には現在ある診療科目
を減らすという場合には十分な経過措置のよう
なものを要するわけでございます。その辺は十二
分に考えていかなければならないと思つてお
ります。

○柴田(陸)委員 この国府台病院が、精神科だけ
ではなくて、その一般診療において地域の最も
重要な役割を果たしている病院であるというこ
とを忘れないでいただきたいと思ひます。

次に、国立習志野病院の移譲計画の問題です
が、今国立病院・療養所の統廃合計画について
は、移譲対象となつておる病院で、三年ないし
五年で移譲先が決まらなければ統廃合の対象に
なるというこの前記がありました。その理由は、統
廃合と統合する部分があるからだ。その対象病
院を全国十カ所挙げましたが、千葉県の習志野
病院の名前もそこに入つておりました。習志野
の場合にどうなるのか、具体的に説明してもら
いたいと思ひます。また、どこを統合するとい
う計画があるのか、お伺いします。

りしておられる病院でございますので、移譲と
いうことを考えておるわけでございますが、この
統廃合というものは、移譲による統合にしろ、い
ずれにいたしましてもそれによつて生み出された
余力で国立医療機関全体の質を高めていくとい
うことでございます。

具体的には、実はここから約二十キロ離れた
ところに国立佐倉病院というのがあります。こ
れは現在、非常に少ない医療スタッフではござ
いませぬが、腎移植のセンターを目指して、腎
移植を希望する患者さんの登録等の仕事をや
つておるわけでございます。私どももいたしま
しては、この佐倉病院はぜひとも充実してい
かなければならないと思ひます。したが
いまして、これは具体的に見直しの時点の話
になるわけでございますが、私どももいたしま
しては、佐倉病院を充実するというのは非常に
重要な課題でございますので、習志野病院に
ついては、後述の医療をどうするかという千
葉県なり習志野市との具体的な話をつけば、
その移譲先がなくなつても、そしてしかも千
葉県なり習志野市と話をすれば、これは移譲
ではないけれども、後述の医療の見直しにつ
くというものがあれば、将来、佐倉病院と習
志野病院というものは統合の可能性もな
いわけではございません。そういう意味にお
きまして、先日ここで公表いたしました十カ所の施設のうちの一
カ所に習志野病院が入つていたわけございま
して、これはまだ現在は、計画上は移譲とい
うことになつておるわけでございますが、そ
ういふ二つの要件に該当すればそういう可
能性もあるということで、あえてコメント
をしたわけでございます。

○柴田(陸)委員 詳しくは言ひませんが、佐倉
と習志野周辺、これは生活圏が違つておる
わけでございます。そこで、統廃合の基準
となります立地条件、診療機能、こ
ういふ点から見ますと、国立習志野
病院というものは問題はないと思ひ
ます。この病院の病床数は三百六十一で、原則
対象の三百未満

ベッド数の病院ではないわけですが、それから経営効率にしても、いろいろな事例が赤字経営と言われますが、この病院は数年黒字が続いている病院です。いわば優等生の病院と厚生省から位置づけべきものであるわけですが、関東信越地方事務局に聞きますと、そもそも移譲の対象になるのさえなざるのかわからない、こう言っておられますし、習志野の病院長に直接お会いして聞いてみますと、今まで自分が納得のいくような説明もまだ受けていない、こういう御意見でありました。これは初めから国立病院として存続させないということが前提で、理由はどうかだいたい、こういう考え方に立っているんじゃないかと思えますので、あえてお尋ねいたします。

○木戸政府委員 最初にも申し上げましたように、習志野病院が地域の一般的、基本的な医療に役立っている公的医療機関だというのは、先生おっしゃるとおりでございます。ただ、習志野病院の周辺には、大学の附属病院あるいは自治体の病院あるいは社会保険病院等々かなりたくさん医療機関があるわけでございます。それから千葉には国立千葉病院というのもあるわけでございますが、その他国立のいろいろな専門医療機関として、下志津とか千葉東とかたくさん国立病院・療養所というのが千葉県内にあって、それぞれ国立としての機能を果たしているし、今後とも果たすということにしているわけでございます。やはり国と公、公と民間、その適切な役割分担ということからすれば、現在習志野病院のやっている医療というのは他の経営主体にゆだねて、それで病院として存続するのが望ましいということをお考えしておるわけでございます。習志野病院が病院として将来存続するのがおかしいかそういうことではないわけでございます。

○柴田(睦)委員 移譲対象ですが、移譲先について聞いてみますと、千葉県も習志野市も今の財政事情のもとではとても引き受け切れない、こう言っておりますが、民間を含めてどこか移譲先を今検討されておられるのかどうか。その場合に、民間であるということになりますと、患者や住民の人たちは、医療水準がどうなるのか、とりわけ医療費がどう変わっていくのか、非常に心配があるわけですが、民間に移ると新たに負担をしなければならぬ医療費はどれくらいになるのか、お伺いします。

○木戸政府委員 習志野病院につきまして、私どものところに直接正式に、ぜひ習志野病院を欲しいということをおっしゃっているところは、現在のところは聞いていません。

統合の場合に気をつけなければいけないのは、やはり地域医療に支障を生じさせない、こういうことでございます。そのために、私も、この国会に特別措置法というものを提出していただいているわけでございます。先生おっしゃったような民間病院云々の問題も含めまして、やはり地域の医療に支障が生じない、突然大きな変革があるというようなことがないように、地元と十分協議をしてみたいというふうにお考えしております。

○柴田(睦)委員 もし民間病院というふうなことになるならば、差額ベッドあるいは付添料、それから光熱費、暖房費、こうした国立病院では入院患者の負担にならなかつたものが民間では患者負担となります。どれくらい負担がふえるか、このこともやはり国民の前に明らかにすべきであると思えます。

○木戸政府委員 先ほども申し上げましたように、地域医療に支障が生じないようにということ、やはり全体としての医療水準が下がらないように、こういうことでございます。

○木戸政府委員 先ほども申し上げましたように、地域医療に支障が生じないようにということ、やはり全体としての医療水準が下がらないように、こういうことでございます。

○柴田(睦)委員 おっしゃいますように、ともかく地域の中核病院として、開業医の方も、スタッフがそろっていること相談しながら医療をやっていく、こういう方が多いわけです。それから地域の皆さんも、結局は習志野病院があるから、国立病院があるから安心だ、こういう期待を寄せておられます。ですから、これが移譲されるということについては大変な不安を持っておりまして、国立習志野病院を守る会が結成されました。そして移譲する、統合する、こういうことに対して反対運動が起きております。

○柴田(睦)委員 移譲とか統合とかいうことになりまして、結局、今地域の人たちが地域医療を守るという立場、よい医療を考える立場から、この計画に広範な反対があるわけです。私もそれ

市だけで見ますと人口は約十三万人ですから、十万人というのは大変な数字であるわけですが、ある老人会の代表の人は、この一月月足らずで、前に連合町会の会長をやっておられた関係があります。三十四町会の二千四百世帯、これは全世帯になるわけですが、ここから一万人の反対署名を集めております。また船橋、習志野、八千代の各市議会も反対決議を上げております。こうした地域住民の声をどういうように受けとめているのか、お伺いします。

○木戸政府委員 習志野病院の存続に関する要望や決議が寄せられていることは承知をしておりますし、私のところにも何回か代表の方もお見えになったわけでございます。何遍も申し上げているように、習志野病院が地元の役に立っていることは十分承知をしております。習志野病院以外の国立病院も、戦後四十年あるいは戦前から地元に基づいて、医療に役立っているということは私も十分承知をしております。しかしながら、これだけマクロ的に医療機関の整備が進んできた中で、今後国立は何をすべきかということを考える場合に、やはり国と公、公と民間の適切な役割分担というものが必要だ、そういう前提に立ちまして国立病院・療養所は、国立医療機関にふさわしい指導的役割を果たせるようその質的強化を図ることを目的として、あえてこの計画を出したわけでございます。

○柴田(睦)委員 移譲とか統合とかいうことになりまして、結局、今地域の人たちが地域医療を守るという立場、よい医療を考える立場から、この計画に広範な反対があるわけです。私もそれ

が正しいと考えておりますし、最初言いましたように、習志野病院の移譲というのが国の統廃合計画の基準から見ても理由にならないものであるというところから、この移譲計画、統廃合計画は撤回すべきであるということを強く主張いたします。

次に、国立療養所松戸病院と柏病院の統廃合計画についてお伺いします。昭和六十一年度着手ということになっておりますが、第三地点はもう決まったのかどうか。検討中であれば、その状況と決まる時期の見通しについてお伺いします。

○木戸政府委員 統廃合場所につきましては第三の地点ということで、現在鋭意検討を進めているところでございます。何せ六十一年度の予算も最近通過したばかりでございますので、今後地元の柏市、松戸市、千葉県と相談しながら具体的に検討を進めてまいりたいと思っております。

○柴田(陸)委員 まだ決まっていなくて、柏市内に建設することになりました、最近厚生省当局から友納代議士に相談があつてその上で決まった、こういう記事になっております。これは事実でありましょうか。

○木戸政府委員 まだ決まったということはないです。元県知事をしておられました友納議員とお話をしたことはございますが、まだ決まったということはないわけでございます。

○柴田(陸)委員 ところが「自由新報」の今月の四月十五日号ですが、これは友納衆議院議員の「国会だより」という中に、柏市の米軍基地跡地に国立第二がんセンターを建設することになりました、私は厚生省から相談を受けましたので地元自治体にあつせんとの労をとりましたとあります。また柏市長も、三月の議会で、米軍基地跡地に通信基地があつたのですが、米軍基地跡地に内々相談があつた、こう述べております。決まっていなかったらこの公党の機関紙が間違つたことを書いているのだから、これは訂正を求めなければならぬと思つていますが、いかがですか。

○木戸政府委員 柏の米軍の通信基地の跡に広い

国有地がある、こういうことでございます。私どもの方も、国有地と国有地というのは交換するというのがいろいろな面で便利なものでございまして、有力な候補としていろいろ例えれば関係の大蔵省財務局等と話をしているのは事実でございますが、まだ正式に決まったというようなことではございません。

○柴田(陸)委員 決まっていなければ、ちゃんとこういう記事に対して訂正の申し出をすべきであるというように考えます。というのは、松戸や柏の人たちが非常に関心を持っている問題で間違つたことが伝えられるというのは、非常に問題があるわけですね。

統廃合計画を見ますと、第二がんセンターをつつて松戸と柏の両病院を統合して、その結果柏が二百、松戸が四百、これを四百二十五床にするということになっております。当然一般診療や結核の方も機能が縮小されることになるわけですが、この統廃合の理由の一つとして医療機関の量的確保ができてくるからだということを言つておられますが、この地域についてはそれは当たらないと思つております。一つの資料として人口一万人当たりの必要病床数を見ても、松戸、柏両市とも大きく下回つております。しかも二つの市とも人口急増地帯で、松戸市は昭和六十年現在で四十二万二千人、十年前に比べますと八万人ふえております。柏市も同様に二十六万九千人の人口だつたのですが、六十年が六万六千人ふえております。そしてまた、この流れから言いますとますますふえ続けるというのがこの二つの市の特徴であるわけですね。

全医労の松戸支部が地域で行いました医療アンケートによりまして、回答者の八七・七%が地域医療の供給体制に不足を感じております。地域医療をもっと充実させなければならぬということをお考えますが、この地域の問題について特に地域医療という観点で人口急増地帯、そういう面から検討している問題があるかどうか、お伺いします。

○木戸政府委員 先生御指摘のように松戸も柏も大変人口急増地帯でございますので、病床不足地域でございます。医療法の面から見ても、病床不足地域については地方公共団体、それからこれに協力して国は配慮しなければならぬということになっております。

具体的には柏病院の跡をどういうふうにご利用するかあるいは松戸の病院の跡をどういうふうにご利用するか、これは松戸市、柏市の意見も十分に聞いてみなければならぬと思つておるわけでございます。再三申し上げておりますように、統廃合の後医療の確保というのは非常に重要な問題だと私も考えておりますし、そういう姿勢で地元と折衝をしてみたいと考えております。

○柴田(陸)委員 時間が来ましたから最後に一つ、統廃合後の跡地利用はどうするかという問題があります。柏の土地は四万六千平米、松戸は八万七千平米、合わせますと十三万平米になります。これは地域的には住宅地としてしか利用できない。工業団地だとかそういうものには不向きであるところでありまして、住宅地というふうなことになるかと、これだけの大きな土地ですから大手の企業が一括して買う。そうすると、今坪三・三平米当たり四十万円、これが一般的な時価と言われておりますけれども、これが半分くらいで買われるというふうな問題もあるわけですね。統廃合は跡地利用の問題も含めて一緒に検討すべきではないかと思つて、こういう点については考えておられるかどうか、お伺いいたします。

○木戸政府委員 先生御指摘のように松戸も柏も大変人口急増地帯でございますので、病床不足地域でございます。医療法の面から見ても、病床不足地域については地方公共団体、それからこれに協力して国は配慮しなければならぬということになっております。

具体的には柏病院の跡をどういうふうにご利用するかあるいは松戸の病院の跡をどういうふうにご利用するか、これは松戸市、柏市の意見も十分に聞いてみなければならぬと思つておるわけでございます。再三申し上げておりますように、統廃合の後医療の確保というのは非常に重要な問題だと私も考えておりますし、そういう姿勢で地元と折衝をしてみたいと考えております。

○柴田(陸)委員 時間が来ましたから最後に一つ、統廃合後の跡地利用はどうするかという問題があります。柏の土地は四万六千平米、松戸は八万七千平米、合わせますと十三万平米になります。これは地域的には住宅地としてしか利用できない。工業団地だとかそういうものには不向きであるところでありまして、住宅地というふうなことになるかと、これだけの大きな土地ですから大手の企業が一括して買う。そうすると、今坪三・三平米当たり四十万円、これが一般的な時価と言われておりますけれども、これが半分くらいで買われるというふうな問題もあるわけですね。統廃合は跡地利用の問題も含めて一緒に検討すべきではないかと思つて、こういう点については考えておられるかどうか、お伺いいたします。

○木戸政府委員 先ほど御答弁申し上げましたように、統廃合後の跡地利用、特に後医療という見地からの跡地利用というのは非常に重要な問題でございます。地元の柏市、松戸市、その他関係者とよく相談をしてみたいと思つております。

○柴田(陸)委員 要するに地域医療という観点にしっかりと立つたものでなければなりません、今度の計画がそうしたものを全く無視したものであり、住民の声も聞かないものであるわけで、医療

砂漠という状態に決してしてはならない、こういう立場から私は、この統廃合計画の撤回を求め、これを進める本法案に対して反対の意思を表明して、質問を終わります。

○石川委員長代理 上原康助君。○上原委員 大分時間がたちつておりますが、厚生大臣、お若いのだからあとしばらく頑張つて下さい。法案について一、二点お尋ねをさせていただきますが、提案理由なり趣旨説明を見ればわかることではあるのですが、「高度専門的医療の進展に果たすべき国立医療機関の役割にかんがみ、特定の疾患等に関し、診断、治療、調査研究等を行う国立の高度専門医療センターの設置等を機動的に行うため、当該センターの名称及び所掌事務を政令で定めること」とともに、関係法律について所要の規定の整備等を行うものだというところなのですが、機動的な医療を行うためになぜ所掌事務を政令で定めることにしなければいけないのか、納得できないので改めて、どうしてこういう法律改正をするのか、御見解を求めておきたいと思つております。

○木戸政府委員 このたびの改正は、六十一年度予算で認められました国立精神・神経センター(仮称)の設置を機会に、従来の国立がんセンターとか国立循環器病センターとあわせて高度専門医療センターというふうな類型化をいたしまして、これを法律の設置目的に書く、そして具体的に政令でがんセンター、循環器病センター、それから新しいセンターの名称と所掌事務を書く、こういうことになるわけでございます。

先ほどお答え申し上げたわけでございますが、実は昭和五十八年に国家行政組織法の改正があるにはそれに伴います各省の法律の改正があつたわけでございますが、実はその際にも、いわゆるサーピス機関である各省の附属機関等は政令で対処するという基本原則もあつたわけでございます。国立病院・療養所の再編成のために作業が手間どつて、その補充として、いわば五十八年の

○木戸政府委員 このたびの改正は、六十一年度予算で認められました国立精神・神経センター(仮称)の設置を機会に、従来の国立がんセンターとか国立循環器病センターとあわせて高度専門医療センターというふうな類型化をいたしまして、これを法律の設置目的に書く、そして具体的に政令でがんセンター、循環器病センター、それから新しいセンターの名称と所掌事務を書く、こういうことになるわけでございます。

先ほどお答え申し上げたわけでございますが、実は昭和五十八年に国家行政組織法の改正があるにはそれに伴います各省の法律の改正があつたわけでございますが、実はその際にも、いわゆるサーピス機関である各省の附属機関等は政令で対処するという基本原則もあつたわけでございます。国立病院・療養所の再編成のために作業が手間どつて、その補充として、いわば五十八年の

○木戸政府委員 このたびの改正は、六十一年度予算で認められました国立精神・神経センター(仮称)の設置を機会に、従来の国立がんセンターとか国立循環器病センターとあわせて高度専門医療センターというふうな類型化をいたしまして、これを法律の設置目的に書く、そして具体的に政令でがんセンター、循環器病センター、それから新しいセンターの名称と所掌事務を書く、こういうことになるわけでございます。

先ほどお答え申し上げたわけでございますが、実は昭和五十八年に国家行政組織法の改正があるにはそれに伴います各省の法律の改正があつたわけでございますが、実はその際にも、いわゆるサーピス機関である各省の附属機関等は政令で対処するという基本原則もあつたわけでございます。国立病院・療養所の再編成のために作業が手間どつて、その補充として、いわば五十八年の

○木戸政府委員 このたびの改正は、六十一年度予算で認められました国立精神・神経センター(仮称)の設置を機会に、従来の国立がんセンターとか国立循環器病センターとあわせて高度専門医療センターというふうな類型化をいたしまして、これを法律の設置目的に書く、そして具体的に政令でがんセンター、循環器病センター、それから新しいセンターの名称と所掌事務を書く、こういうことになるわけでございます。

改正にはおくれたわけでございますが、このたび、私どももいたしまして、今後、国立病院・療養所としては、高度専門医療として伸ばすべきものは伸ばすという観点から、国立高度専門医療センターの設置目的を法律で書いて、個々の設置につきましては機動的に政令で対処をさせていただく、こういうことにはしたわけでございます。

○上原委員 聞くほどでもないと思うのだが、そうしますと、五十八年の国家行政組織法の改正の段階でむしろ、私はそれに賛成ではないのですが、処理すべきものだったということにも受け取れるわけですね。そこが問題なんです。しかしこれは余り議論しようとは思いません、皆さんそうするとうし、法の根拠が残念ながらそうなっております。

そこで、従来、国立がんセンターであるとか、国立循環器病センターであるとか、あるいは国立精神・神経センター等々というふうな、すべて独立の法律で規定をされておつたのが、ナショナルセンターというふうにくくられてしまうと、厚生省のお考えいかんによつては、勝手とは言いませんが、何でも統廃合ができて、ナショナルセンターの方にくくればいいということになつてしまふのですが、そういう弊害は起こらないのかどうか。また、これからはどういふものが今度の法律改正によつて政令事項として出てくる可能性があるのか。見通しを含めて説明をいただきたいと思ひます。

○木戸政府委員 国立高度専門医療センターについては、先ほども申し上げました設置目的で、はつきり「特定の疾患その他の事項に關し、診断及び治療、調査研究並びに技術者の研修を行う」ということで、きちつと枠をはめるわけでございますので、厚生省が恣意的にということとは、私はそういうことがあつてはならないと考えております。

なお、先生御存じでございますが、これにつきましてはやはり政令事項ということで、国会へは御報告をさせていただくということでございます。

す。

それから、今後ナショナルセンターでどんなものを考えているかということでございますが、私も近く考えておりますのは、母性・小児に關するナショナルセンターということで、現在世田谷に小児病院というのがございまして、これと非常に母子医療で実績のあります大蔵病院、これを連携いたしました一つのナショナルセンターにしたい。それから、今国際医療協力が非常に重要でございます。いまして、これは戸山町にございまして国立医療センターとそれから中野にございまして国立中野療養所というのを連結をいたしまして、新しい国際医療協力に關するセンターをつくりたいというふうな、近く考えておりますのはそのようなものでございます。

○上原委員 いずれにしましても、私も国家行政組織法の改正のときにも強く主張をいたしました。政令事項にしていく、あるいは省令にしていくということでは国会の審議権の問題とも関連します。またやはり、いろいろな法律改正があればこそ厚生行政なり各省庁のそういう行政運営に国会がより多く関与できるという立場からしまして、この種の法律改正には納得いきがたいということを指摘しておきたいと思ひます。

そのほか、いろいろこの政策医療ということ等についてもお尋ねしたいのですが、時間があれば、また関連する案件と関連をさせて、もう少しお尋ねしたいと思ひます。

そこで、きょうはせつかく厚生大臣もお見えです。若干地域医療の問題等合せてお尋ねをさせていただきます。

最初にハンセン氏病問題、ハンセン療養所の件についてお尋ねをさせていただきます。存じます。

なされたのか。あるいはまた担当局長はこれをこらんになられたか。ごらんになられたとすると、それに対する所感をまず伺いたいと思ひます。

○仲村政府委員 ハンセン病の患者さんの団体の方々と私も数回お会いしております、そのうち一回のときにそういうふうな書類が出たものかと思ひますが、私だけでなくて担当課長も何回もお会いいたしまして、予算の増額等についての御要望をお聞きしてるところでございます。

○上原委員 これは予算の問題もさることながら、今私が引用しました六十年九月の、日付はちよつと空白になっておりますが、これはハンセン氏病に対する我が国の政府なりあるいは社会環境がどうであつたかということをお説く、改めて指摘をされていることなんです。これは厚生大臣にできればお目通しいただきたいと思ひます。

そこで私も、沖繩にも二箇の療養所がありますから、時々お訪ねをしたり、いろいろの要請を受ければ、予算問題を含めて厚生省の方にも御要望をしてきたわけなんです。

一つは、基本的な見解についてお尋ねをするわけですが、ハンセン氏病の過去における歴史を顧みるとき、国策による犠牲と、ある面では人権弾圧という面が、そういう面が多かつたということ。厚生省としても、特に行政改革というところが叫ばれている昨今において、ややもすると、先ほどの国立病院とか国立療養所の統廃合問題も含めて言えるかと思ひますが、最近のいろいろ医療保険制度の改正改悪等の問題もそうでしょうが、要するに弱者の立場というものがだんだん、ますます行政なりそういう政治の恩典から見放されていくという面が、実態としてはやはり弱い立場にある人々がより犠牲を受けていく、あるいは負担を強いられるという厚生行政という状況になりつつあることはこれは否定できないと思ひますが、このハンセン氏病の問題について

もいろいろありまして、八二年の十二月、当時の森下厚生大臣が全患協の皆さんに語っておられるわけですが、「過去の過ちは社会の罪であり、国の罪でもあります。その誤つたハンセン病行政に対して償う気持ちで予算等の面あるいは施設改善等についても頑張る」、こういうことをいろいろ言っておられるわけですね。今の今井大臣もそういうお気持ちにはよもや変わらぬと思ひますが、基本的なこの対策なりあるいはこのハンセン氏病対策という、全般的な厚生行政に位置づける基本姿勢としてはどのようにお考えなのか、改めて聞いておきたいと思ひます。

○今井国務大臣 私も実は、このら問題につきましては、政務次官をいたしておりましたときにも、長島愛生園、邑久光明園にも私自身が足を運びまして、患者の皆様や医師あるいは看護婦さんとも一日ゆつくり懇談をいたしましたことがございまして、この問題については私は私なりの十分な認識を持ち、またこれに対する対策も極めて大事であり、我々としてはどうしてもやつていかなきゃならぬ、そういうふうな気持ちでおるものでございます。

問題は、入院患者がだんだんと年を召してまいります。そういうことで、成人病などの合併症患者というものが非常にふえてくるわけでございます。また、体の障害というものがだんだんと進行してまいりますので、これからは、医療の充実というものが、同時に患者の処遇の改善、施設の整備というものを重点に、これが充実を圖つてまいらねばならぬというふうには私は基本的に考えているものでございます。

○上原委員 ぜひそういう御認識を持たれて、さらに御努力をいただきたいと思ひます。

そこで、何か現在、厚生省でハンセン病予防対策基礎調査検討委員会が設置をされておるのか、いろいろやつて、答申を急ぐべく作業が進められておるということですが、その概要、またこれをどういう方向でおまとめにならうと思ひます。

○仲村政府委員 御承知の藤楓協会へ委託をいたしまして、今先生がおっしゃったようなことを含めましていろいろ検討をいたしておるところでございます。まだ具体的なスケジュールについては確定しておりませんが、各般の対策についての御検討をいただくといいと思います。

○上原委員 先ほどもございましたが、この療養所の皆さんの平均年齢が六十三歳になっておる。そういう面では、新たな角度というか現時点における新たな対策というのか、そういう施策が必要だと思ふのです。そういうものを取り入れて、ひとつ十分御検討をいただきたいと思います。

それと、医療の充実についても、年々予算時期になりますと我々もある程度のお手伝いをしていくわけですが、また現に改善をされてきているし、その点は敬意も表しておきたいと思ふ。しかし、先ほど大臣の方も御答弁がありました。高齢になるにつれて成人病あるいは他の病気の合併症というのがある傾向にある。また身体の不自由度も非常に増してきている。全国の十三の療養所の現状がそういう状況だと聞かされております。したがって、この合併症に対処できるように医療の充実、つまり成人病対策とかあるいは眼科、整形外科等の面を含む専門医師の確保というものが、大変関係者から要望が強いわけですね。確かに医療法で言う、どういふ病院にしても医療機関にしても、その基準を十分に充足するといふのは今の状況で難しい面はわかりませんが、しかし、わかりますけれども、十分な努力はやらなければいかぬと思ふのです。そういう面でも、こういふハンセン病療養所の今言う医療確保の問題、医療の充実化についてどのようにお考えなのか。六十一年度予算でもいろいろ検討をされ改善措置がとられるようでありますが、改めて方針をお聞かせ願いたいと思ふ。

○仲村政府委員 御指摘ございましたように、いろいろのものにつきましては非常に見通しも明るい方向になってまいりましたけれども、私も、国

立療養所にお入りになっておられます七千五百人の患者さんが、先ほども先生がおっしゃいましたように六十三・二歳という平均年齢で非常に高齢化をされているわけでございまして、先ほど大臣からもお答えいただきましたように成人病その他の一般障害が非常にふえてきたということで、私ももちろんの面に力を入れなくては行けないわけでございまして、その点にしましては、御承知かと思ふますが、医薬品等購入費などにつきましては対前年度比九・二%の増、あるいは入院の委託治療費等につきまして対前年度比一八・八%ということ増額をさせていただいたところでございます。

さらに、お尋ねの医師の確保でございますが、確かに医療機関全般につきましても問題がある。同時に、特にらい療養所につきましては、その位置的な関係でございまして専門性の問題ということで、私もとしましては非常に確保したいのが現状でございます。しかしながら、医療の対象がそういう方向へだんだん移ってきたということもございまして、何らかの方法で定員を確保してまいりたいと思ふところでございます。現在私どもが持っておりますお医者さんの定員で申し上げますと、私も百四十一人の定員を持っておりますが、現員が百十八名ということで、充足率が八三・七%、やや足りないわけでございまして、できるだけ今後増員を図ってまいりたいと思ふところでございます。

同時に、先ほどもちょっと再編成のところでも出てまいりましたけれども、国立病院同士のネットワークをうまく活用いたしますということで、例えば愛楽園の場合、御承知だと思いますが、沖繩療養所からお医者さんが行ったり、患者さんに移したりというふうなこともやっております。あるいは地元の名護病院との機能提携もやっております。医療の確保という点ではそういう工夫もさらに進めてまいりたい、このように考えております。

○上原委員 ですから、医師、医療従事者の確保

という面は、国立だから国が確保して配置すれば一番ベストなんです。これは無理言つて、法律でどうなっているからこうしなさい、建前はそうでしょうが、なかなか現状としてはそうはいかない。そうであれば、地域医療とのタイアップをどうするかということも工夫せなければいかないでしょうし、あるいは一方は非常に窮迫しているが一方においては割とゆとりがあるという場合もあるかもしれない。ですから、そういう面の融通性、弾力性の運用というのは、これはもちろんその機関連係者、職員等の理解と協力が前提ではあります。今局長から御答弁あつたようなそういう面もぜひ御配慮をいただきたいと思います。

もう一点は、年々の要請書を見ましても、職員、医師の確保の問題、医療従事者の問題、医師、看護婦、医療施設等々は言うに及ばず、職員、医師も職員のうちに入るわけですが、増員をしても足りないというのが非常にあります。特に身体不自由者棟の配置の看護婦の増員とかあるいは賃金職員、これは臨時職員ということでしょうが、賃金職員の全員即時定員化の問題、これはもう年々同じように要求されてきています。なぜこの賃金職員というのがこんなにまで定着しているのかというの疑問なんです。これもなかなか一概にはいえないと思ふのですが、やはり必要度に依りて定員化を図るとか、いろいろな工夫が足りないのか、どうしても不可能なのか、ここいらももう少し前向きで、かつ、改善をする努力というのが必要じゃないかということですが、こういふ医療従事者だけじゃなくして、今申し上げた看護婦等、職員等の確保の問題は、現状はどうで、これからの見通しはどのようにお立てになっておられるのか、ひとつお聞かせをいただきたいと思ふ。

○仲村政府委員 定員全体につきましては、十三園で……

○上原委員 今、私は全般的なことを申し上げて

○仲村政府委員 国立病院全体ということ……

○上原委員 そうです。

○仲村政府委員 私ども、先ほどもちょっと統廃合のところでお出しておりましたが、一律に定員削減というのがかかっておりました。それは一般的にすべての国家公務員法の総定員の枠でかかってきておりました。それはもちろんそれなりに私どもとしては引き受けなくては行けないのですけれども、それを上回る医療需要の増その他の、今おっしゃったような要員も含めた増員の因子を含めまして、差し引きで毎年何十人という形での定員はちようだいしております。ただ、二百五十余りになります国立病院・療養所でございますので、一カ所当たりということになりますと非常に厳しいわけでございまして、らいだけについて申し上げさせていただきますと、六十一年度の定員増は差し引きで十一人の増員ということで私も確保できなければなりません。

○上原委員 それは厳しくても、声を大きくして言わないと余計厳しくなりますからね。

そこで、この賃金職員というのはハンセン病療養所全体でどのくらいいるのか。おわかりですか、今の賃金職員というのは。

○仲村政府委員 たいだいま資料を調べまして御答弁させていただきます。

○上原委員 お調べになって、お聞かせをいただきたいと思ふ。

ですから、全体的に見てまだまだ改善すべきところが多いということ、冒頭申し上げましたように、ややもすると非常に旧態依然というのか、そういった偏見によつて、こういふ療養所をしておられる方々が、特にいろいろな面で医療部門で後退をしていくようなことがあつてはならない、この点を強く要望しておきたいと思ふ。

そこで、具体的に沖繩の二園、愛楽園と南静園のことでお尋ねします。

これは、全患協から出されるいろいろな年々の要望書を見ましても、必ずといっていいほど「沖

繩二園を総ての面で本土なみに引き上げる対策を促進して下さい。」最近はこのように非常にやさしい文章で要請書も出していらつしやるのですが、そういうことは、まだ本土並みに達していない面が多いということも逆を言えば意味していると思ふのです。しかし、これも相当改善されてきたことは間違いありませんで、私は記憶に残っているのですが、たしかあれは昭和五十二年か五十三年でしたが、今の通産大臣渡辺さんが厚生大臣をしていて、施設が余りにも悪いということを取り上げて、年次計画でやりますということ、両園とも相当改善されてきたことは評価をしております。だが、医師数の定員が満たない状況であるということ、愛楽園の方は、現在お医者さんの数は定員十一に対して現員六名ですね、マイナス五。南静園が四に対してお二人しかいない、マイナス二。半分ですね。南静園は、医師二人のうち一人は外国なんか留学中で、現在はお一人だけという。医介輔でカバーをしているということ、看護婦の定員増も非常に強い要望が出されておる。

こういう問題も一挙にはいかないかもしれませんが、引き続きひとつ御配慮を願いたいということ、もう一つは、去年でしたか、夏場が長いもので、去年から冷房施設を早目にできるように施設の改善を要望しましたところ、昨年の九月から改善されたようで、一部については冷房設備がなされたようです。しかし、不自由者棟の第一C、これは建物の番号でしようね、第一C、第二C、第三C、第五C、第六C、第七Cの管理センターには冷房設備がまだなされていない、早目にやってもらいたい。恐らくこの六十一年度でそういうことはやるのじゃないかという期待をいたしますが、ここらはどうなっているのか。

それと、公会堂の更新案をしてもらいたい。これは愛楽園の方ですが、何か四十二年に建築されたもので年数的にはさほどたつていないが、雨漏りもしている、塩害による損傷が著しいので、園内の諸行事や慰問講演のときなど非常な支障を来しておる、したがって六十一年度において更新案を願いたいという、六十一年度予算執行に当たつてのいろいろの要望書が出ています。

今二、三の例を挙げましたが、これに列挙されている要望についてはどの程度見通しが立つのか、あるいはまた六十一年度でもし可能でないとするならば引き続きおやりになると思ふのですが、そういった面の御計画はどうなのか、ひとつ御説明を賜りたいと思ひます。

○仲村政府委員 沖繩の格差是正ということ、私も、沖繩二園の整備拡充について私もかなり一生懸命努力してまいつたつもりでございますが、なかなか厳しい、定員などは特に厳しい状況でございますが、先ほど申し上げました差し引き十一人の増員のうち、沖繩に六名を振り向けるという予定にさせていたでございまして、看護婦一名、看護助手二名、医師二名、不自由者棟の看護強化ということ、こういうことで一応の予定が立っているところでございます。

それから、いろいろ御要望なさつておられる中で、先ほどおっしゃいました不自由者棟につきましては昨年度全部冷房が入りましたけれども、御指摘のとおり管理センターには入っておりません。これは今年度の予算でやる予定にしております。私は聞いております。ただ、愛楽園の公会堂につきましては、初めての御要望でもございまして、よく実情を調べて、ことし着工というお約束にはならないかもしれませんが、実情を調べさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○上原委員 この冷房関係、今の施設改善の問題は、南静園の方も並行してやっておりますね。○仲村政府委員 両園、並行してやらせていただいております。

○上原委員 それともう一つは、これは全協協の方から出されているもので、厚生省の御計画の中には、国立らば療養所、こういうものは統廃合の対象外ということになっているかのように思ふのですが、関係者は大変心配をしております。今度の十年計画の中あるいはこれからいろいろやろうとする中で、こういう面はどうなるのか。

○木戸政府委員 国立らば療養所につきましては、その歴史的な沿革、それから患者さんが今置かれていた状態等を考えまして、再編成計画の計画当初の対象には、らばの療養所は含めておりません。

○上原委員 そこらもよく関係者にも御説明をして、不安のないように、十分期待にこたえるように御努力を賜りたいと思ひます。次に、高齢者対策についてお尋ねをさせていた。高齡化社会だ、そういう面で、人生八十年時代だとかいろいろ言われておるわけですが、結構なようで、果たしてどうなるかなあという不安もある。昭和五十九年度の厚生白書、これは六十年の十一月に公表されたものの表紙ですが、サブタイトルは「長寿社会に向かつて選択する」、わざわざこう銘打っているわけですね。また、今回の厚生大臣の社会労働委員会における所信表明でも、「とりわけ、世界最高水準の長寿国となりました我が国におきましては、活力とぬくもりのある福祉社会を目指して、」云々、「社会保障制度を確立することが強く要請されております。」と述べておるわけで、その理念と意欲はそのとおりかと思ふのです。

指摘をするまでもなく、十五年後の西暦二〇〇〇年の日本の人口構造というのは、六十五歳以上が全人口の約一六％、一五・六％程度に達する。四十歳以上は五割を超す。こうなりますと、だれしも年だけは同じようにとりますから、厚生大臣。これだけは平等なんだ、金持ちも貧乏者も、健康者も障害者も、強い人も弱い人も。したがって、高齢者対策というものはこれからの国民的課題だと私は思うのです。厚生行政だけでなくして、まさに政治の根幹にかかわる重要な問題と云つていいと思ふのです。

そこで、政府全体としては、既に長寿社会対策関係閣僚会議も六十年七月に設置をなさつて、何かことしの六月をめどに「長寿社会対策大綱」を策定しようとしておられると聞いておるわけですが、どういう方向なのかということ、やはりポイントというのは、お年寄りがふえるから結構ということでもなく、厚生大臣おっしゃるような「活力とぬくもりのある福祉社会」というもの、そういう中でしか生きがいがなりました長生きの味わいというのを出てこないと思ふのです。しかし残念ながら、冒頭ちよつと苦言を申し上げましたように、老人保健法の改正問題にしましてもあるいは最近のいろいろな福祉後退の問題、そういうもの等を考えみると、人生八十年といつても、一体後がどうなるかという不安は国民全体としてますます大きくなるかと思ふ。特に年金とか社会保障面でもまだまだ後追いの立場にある国民の多くの層は、国民年金などという面では私はそういう不安や懸念は大きいと思ふのです。だが、実際問題としてそういう傾向にあるとするならば、今後の高齢者対策というものを、医療行政の面においても社会保障関係においてもあるいは雇用の面においても、総合的に着実に手がけていかなければいかなる立場に今あると思ふのですが、とりわけ医療あるいは社会保障、そういう立場で、厚生省としてはどう御見解を持ち、またこれからどう具体化をしていかれようとするのか、ひとつお聞かせをいただきたいと思います。

○今井国務大臣 今のお尋ねの件は私も全く同感でございます。私が厚生大臣になりましたときにも真つ先に申し上げたのは、先生がちよつと御引用になりました「活力とぬくもりのある福祉社会」をつくりたい、これは本当に私は前からそう考えておりました。厚生大臣に就任以来、一つでもいいからあるいはその中の何かできるものがあるだろう、ひとつ私の在任中にでもその糸口を引きたいというふうなことで申し上げたことを御引用いただいたのだと思つております。

そこで、お説のとおりこれから高齡化がどんどん進むわけでございます。医療にしても保健にしてもあるいはまた福祉の問題にいたしまして

も、これらがお互いに連携をとりながら、高齢者に対します施策の総合的な推進を図る必要性というのにはますます高まってくると思っております。こうした観点に立ちまわして、昨年長寿社会の対策関係閣僚会議が設置されたわけでありまして、先生お説のとおり、本年半ばを目途に「長寿社会の対策大綱」を策定することとなっているわけでございます。

厚生省といたしましても、総合的でもしも整合性のある高齢者対策の推進を図るために、先般省内にくりくりしました高齢者対策企画推進本部というものの報告を取りまとめまして、皆様にござんをいただいているところでございまして、この報告は全般的に精粗まちまちでございまして必ずしも完璧なものではございませんが、これをたたき台にいたしまして一つ一つできるものからやってみてほしい、そういうふうな基本的な考えをしております。

○上原委員　そこで、それはいろいろ御検討というが立案なさっていくでしょうが、ただ、今の我が国における長寿と高齢社会に関する研究体制というのは全くないと言っても過言でないようですね。ほとんどない。民間には一応あるのですがね。そういう意味で、これからの高齢者対策というかそういう面では、もつと国立の高齢対策研究機関というものをやらなければいかないと、科学的にそれをいろいろな面でやっていくということが必要だと思っております。そういう面はどういうふうにお考えなのか。

そこで、これは私も前々からいろいろの方々の意向なども聞いて、沖縄振興開発計画にも、そういう沖縄の亜熱帯性、気候温暖を生かしたものをもつと活用すべきでないかという提言なりいろいろなものが出ていたわけですが、たまたまこの四月十七日の朝日の「論壇」に、琉大教授の崎原先生が一つの提言をしておられるのですね。これはごらんになりましたか。局長はどなたがこれの担当かな。

○北郷政府委員　朝日の「論壇」に載りました崎

原教授の御提言は拝見いたしました。非常にいろいろ三点にわたって御提言になっているというところを拝見いたしました。

○上原委員　今一番の問題、課題と言え長寿対策という面では、私は何も、地域がそうだからというだけのことでないですが、厚生省で高齢者対策企画推進本部の報告も出ておられますね。「長寿に関する研究の推進」という項を設けて、「長寿科学研究組織の設置」というものも掲げておられる。そういう面からしますと、時間の都合もあり申上げますが、沖縄県は連続十三年全国一の長寿県でしょう。これは間違いありません。

○北郷政府委員　連続十三年と申しますのは崎原教授の御提言の中に書いてあるのでもございまして、これは百歳以上の長寿の方が十万人に対して何人ぐらいいるかという数字があるのでございませぬ。そういうことについては間違いございません。それからまた、平均余命全体をとりましても、県別にいいますと沖縄は全国一ということになっております。

○上原委員　そこで、なぜそういう長寿県であるのか。あるいは年齢別に見てもそうだが、これも間違いのないと思うのですよ。しかし、これは温暖、暖かいからだという人もいます。沖縄はどっちかというところのんびりしてユックリリズムだ。私は余りのんびりしているつもりじゃないんだが、そういう言い方もある。それと、変な言い方だが、沖縄料理というか、そういう面では塩分が少肉をうまく調合してとる、そういう面では塩分が少肉をうまく調合してとる、そういう面では塩分が少

ないからだという見方もある。しかし、これを科学的に立証している面はないと関係者は言っているわけですね。そういうこと、高齢化社会に向けての国民の健康管理、ただ長生きすればいいわけじゃないから、やはり健康で精神的にも肉体的にも健全であるという、こういうことを立証していく国としての一つの確実なファクターによる、人間の寿命というか頭の細胞も含めて総合的に研究をする施設というものが私は必要だと思つてお

すね。そういうものをもつとやれば大いにいえるな面でもよくなつていくのでありましようし、どうも今までは余りにもそういうソフトの面が取り残されておつたのじゃないかというところで、この崎原教授も非常に強調しておられますが、ある面では沖縄は全国の縮図だと言え。また離島県であるということ等から、国レベルの問題を解明することにおいても役立つのじゃないか。

さつき審議官もおっしゃっておいりましたように、示唆に富んだ提言をなさっているわけですね。きょうここで結論めいたことまでは求めませんが、だが、どうしても実態がそうであるとするならば、それに学問的メスをいれるあるいは医療行政の面からも科学的にメスをいれていくという研究対象地域であることは間違いのないので、その面ではもう少し具体化して、皆さんが今進めておられるそういう長寿社会に向けての研究課題の中に、地域指定なりあるいは人口構造や食生活や日常生活のリズムとかいろいろな面がもちろんこれは勘案されると思うので、そういう面ではひとつよく御検討をなさつてみたということな

んですが、どんな御見解をお持ちですか。

○北郷政府委員　崎原教授も言つていらつしやいます。天皇陛下の御長寿の御在位六十一年の記念事業といたしまして、長寿科学の研究組織にしまして検討の予算がついておるわけにございまして、崎原先生もそのことを御承知の上で沖縄につくつたらどうか、こういうお話をしていらつしやいます。この研究機関の組織をどうするかというのにはまだ決まっておられません。これはいろいろなやり方が考えられるわけにございまして、一つ中心の機関をどこかにつくるといふようなやり方、それから、そういう中心機関を設けませんで研究助成を中心にして、あと情報センターみたいなものを設けるというようなやり方もあるわけにございまして。ソ連はウクライナのキエフにあるのでございまして、これはどちらかと申しますと中心機関を設けるやり方でございます。アメリカにはワシントンの近郊にございまして、これは

一つの組織を持つておるのでございまして、研究助成費全体のほぼ七〇%がほかの機関の研究助成に充てられるというようなやり方をいたしておるわけにございまして。そんないろいろなやり方がございまして、研究内容が老化のメカニズムというようなどころが一つの中心になりますので、ほかの研究機関との共同とかというふうなことも重要でございまして、そういうふうな研究を進めるのが一番効果的かというふうな観点から、少し時間をかけて研究の進め方を検討したいと思つておるわけにございまして。

崎原先生の御提言も非常に興味深く拝見いたしましたのでございまして、そういうことも含めまして、全体の研究の進め方がどうやったら一番有効か、効果的かという観点から、場所の設定、どこに置くかということも決まってくるかと考えておるわけにございまして。

○上原委員　ですから、確約めいたことをここですぐ期待はいたしておりませぬし、そう簡単な問題でなかつたと思うのですが、しかし、ややもすると、情報化社会ですから研究機関が隣接している面がいいということ、日本のあらゆる研究機関というのは今東京中心なんです。もつと地方文化というものを取り入れたらどうですか。これだけマスコミが奔達すると、情報関係においては、沖縄であるのが四国であるのが北海道であるのがさほど変わりませぬよ、やりようによつては、もつと地方分散をした形で、地方のそういう大事な社会の営み、人間生活の、ある面では原点から研究をしていくということが私は大事であると思つて、これは研究機関の地方分散を図る意味でも考慮に値するということ。

もう一つは、復帰がおくれたということもあるし、戦前戦後を通して差別と犠牲を強いられたという、これは国策による面も大きいと思つて、沖繩には今国立の研究機関は皆無です。厚生大臣、琉大以外はないのです。まあ最近ようやく交流センターができましたが、しかしこれはむしろ第三国との関係におけるセンターであつて、

また、今のこういった高齢化研究の機関を設ければそれともリンクはできるわけですから、そういう面からしても、これからの高齢化社会に向けての研究材料にはやはり事欠かないと私は思う。そういう意味で、今審議官から、いろいろ崎原教授の御提言もあるので検討はしてみたいという御発言でしたが、厚生大臣、これまでのやりとりを聞いていて、どうですか。私はぜひそういう方向で進めてもらいたいという要望を含めて御見解を求めておきたいと思えます。

○今井国務大臣 今度の長寿の問題は、天皇陛下の御長寿をお祝いしてお金がついたわけですが、これをどうするかという問題についてはいろいろ考えておりますけれども、委託費でやったりあるいは科学研究の経費でやったり、また本省におきましても、各界の有識者から成ります委員会を設けて、研究体制の整備とか研究内容をどうするかというようなことを相談しようということでございまして、研究所のようなものを大きくおんとついで、それでどうしようかというふうなものをまだきちんと決めたわけでもないわけでございます。今の先生のそういう御意見も、これからのいろいろなるもの考える上で貴重な御意見の一つとしてメンションをいたしておきたいと思えます。

○上原委員 さつきは審議官が言っておったからあえてそこはそつとおきたかったんだが、大臣までそうおっしゃるから触れざるを得ません。僕は天皇の在位六十年記念事業の問題と関連させて言っているわけじゃないですからね。こんなものと絡ませてあんなものを持つてきたら、またこれはしち面倒になってしまふんだ。その点は全く別の問題であるということ、冒頭申し上げましたように、どうしても高齢者対策というものをこれから二十一世紀に向けてやっていかなければいかぬわけでしょう。その場合の国としての、政府としての研究機関のあり方とか、あるいは実際に国民の生命というか寿命というか高齢構造という

ものが、なぜ長寿であるのか、どうしてそうなのかっていうことは科学的に研究をしないでやれないから、そのものを中期、長期にこれから考えていく一つの地域として考えてもらいたいというのが私のきょうの取り上げた趣旨であつて、こんなものと関連させて取り上げることじゃないということ強く申し上げておきたいと思えます。

大臣、これは御検討してみますね。

○今井国務大臣 今の先生のお話、よくわかりましたので、いろいろまた検討させていただきますと思えます。

○上原委員 ぜひひとつ、関係者の皆さんも御留意をしておいていただきたいと思えます。

次に進みます。次は、せつかく大臣おいでですか、新国民年金の格差の問題について。これもでも吉原年金局長を初め再三お尋ねをするなり御要望をしまいましたが、新国民年金の適用施行によつて沖繩の格差が生ずるであろう問題については、復帰特別措置法を政令で改正して十分な是正をするということ、沖特などでもあるいは分科会でしたかでも一応御答弁があつたわけですが、是正措置の具体的内容がどうなつてくるのか。もちろん仮に適用になる対象者が出てくるにしても五年くらい先のことだという御説明もあつたわけですが、やはり該当者にとつては若干不安は残るわけですね。したがつて、改正の时期的めどというかそういうのはどうなつてくるのか。これはぜひ厚生大臣の方から御見解を聞いておきたいと思えます。

○吉原政府委員 御指摘の問題につきましては、現在、解決のための具体的な方策につきましても、だ政府部内で行う検討中のございまして、いましばらく時間をおかけいただきたいと思えます。

○上原委員 これは大臣ももちろん御理解いただいておられると思うのですが、格差がないように正しいと思えます。

○今井国務大臣 御要望のとおり努力いたしま

す。

○上原委員 ぜひ早目に結論が出るように特段の御努力を賜りたいと思えます。

次に移らせていただきます。次は、医療問題です。お尋ねをさせていただきます。次は、医療問題でればこの種の案件というのは、こういう公式の場で取り上げるよりも、行政指導なりあるいは地域で解決をした方がいいのじゃないかという気持ちで私は持つわけですが、しかし、事医療行政と深くかかわつていられるという面と、私が調査をしたりいろいろ聞いた範囲においては、どうもこのまま放置をしておくわけにはいかな問題でありますので、要望を含めてお尋ねをいたしますが、沖繩県名護市にあります福寿草という病院は御存じですか。

○竹中政府委員 沖繩県の福寿草病院で、労使紛争等いろいろの問題が起つておるということ、は、沖繩県からの報告を受けております。

○上原委員 沖繩県からどういう御要望というかあるいは報告を受けておられるのか、ひとつ説明できる範囲でよろしいですからお聞かせください。

○竹中政府委員 沖繩県からの報告でございますが、一つは、労使紛争が五十九年の六月ごろからいろいろ問題を生じておる、昨年の十月、十一月には五人の解雇者が出たということ、そういう労使の紛争があるということが一点でございます。それから二点目といたしまして、この五名の職員の解雇につきまして組合側から、解雇者の地位保全及び給与の支払いを求めらるる仮処分申請が、昨年の十一月二十一日に那覇地裁に提訴されておる。それからもう一つは、入院患者数名による北部地区労務所に対する襲撃事件というのがあつたという点でございます。それからさらに、医療そのものの問題といたしまして、医療従事者が医療法の標準数に足りない、これは医師も看護婦も両方でございますが、医療法の標準数に足らない、また収容患者数が定床に比べて超過収容をしておるといふような点が医療法上の問題であると

いうことを聞いておりました、特にこの医療関係につきましても、県の環境保健部から文書、口頭等によりまして、医療関係者の充足、それからまた超過収容の解消ということにつきまして、県から指導をしておるということ報告を受けております。

〔石川委員長代理退席、委員長着席〕

○上原委員 そうしますと、あらまし報告は受けて問題の所在もおわかりかと思つてますが、これは医療法の面からあるいは医療行政のあり方から、相当改善をしなければいけない病院であるということも、相対改善をしようと思つておる。しかも精神病院ですね。そういう報告を受けて厚生省としては、どういふ行政指導なりあるいは対策を講ずる御努力をされたのか、もしあればお答えください。

○竹中政府委員 先ほど申し上げましたように、労働争議それから医療従事者の不確保の問題があるわけでございますが、つい先日、この十七日でございますが、沖繩県におきまして院長、それから事務長を呼びまして、その二点につきまして指導をいただいたところでございますが、今後とも、沖繩県に逐次改善状況等につきまして報告を求めまして、必要な指導を行つてまいらるる所存でございます。

○上原委員 ちょっと消極的な感じがして、どの程度問題をとらえておられるかを知るために、県がどういふ報告をし、皆さんがそれにどうこたえようとなつたのか聞いたわけですが、事実関係は、今おっしゃつたことを含めて、一つは労使関係が非常にまずいということ。これは労使の問題だと言つてしまえばそれまでかもしれない。しかし、労使が対立をする、関係がよくないというの、そこに何か原因があるからそういう結果が生まれるわけですね。それが一つ、もう一つは医療法、医療行政の面からしまして、あなたは今おっしゃいませんでしたが、薬剤師が不在でしょう。しかも八四年、五十九年の十二月には調剤ミスの事故も発生しておりますね。これ

は事実ですか、薬剤師が不在でそういう事故があったという事は。

○竹中政府委員 県の調査によりますと、五十九年十二月に、処方せんの読み違い等の調剤ミスがあったことが確認をされております。県では、そのようなことが二度と起らないように調剤行為には厳重を期するよう、病院に対して指導をしたという報告を受けております。

それから薬剤師の不在の問題でございますが、例えば五十九年十二月から六十年二月まで一カ月ばかり不在であった、それから六十年に入りまして一度確保したわけでございますが、六十年三月以降八カ月間余りやはり不在の期間があった、それから六十年の十二月の二十日から六十年三月三十一日まで薬剤師が確保できた、こういう状況でございます。

○上原委員 それでいいのですか。それじゃよくないでしょう、どうなんでしょうか。しかも無資格者が調剤をやっているわけですか。

○竹中政府委員 これも医療法の医療従事者の標準数の規定でございますが、その規定によれば薬剤師は一人置かなければならないというのが標準でございます。

○上原委員 それと、もう一つ病床の問題ですが、もちろんこれも、定床問題というのはなかなか微妙な面もありますが、定床は幾らですか。

○竹中政府委員 定床は、精神病床で百二十四床でございます。

○上原委員 現在入院している療養者は何名ですか。

○竹中政府委員 本年三月二十六日現在で入院患者数は百四十四名でございますので、二十名超過患者があるということでございます。

○上原委員 一時期はそれ以上の場合もあつたわけですが、あえてそこは言いませんけれども、したがって、こういう実態の病院だということですか。

それと、ではなぜこういうことが起きているかという、病院管理者、経営者にも相当問題があると私は思います。それはいろいろ改善措置を要

望しなければいけないと思うのですが、警察庁、おいでだと思います。

さつき答弁がありました。北部地区劣、労働組合への襲撃事件があつたとかいろいろな劣使対立があることなどは、富村氏という人が入院患者としてこの病院に入院されているわけです。実際問題としてこの人がそういった暴力事件を起しておられるわけですか。この富村という方はどういふ経歴の持ち主か恐らくわかると思うのですが、どうなんでしょうか。

○安達説明員 お答えいたします。ただいま委員のお挙げになりました人は確かにあります、私ども一応捜査の対象として捜査いたしました。現在公判中のものでございますので、詳細申し上げることは差し控えたいと思っております。御了承願いたいと思っております。

○上原委員 差し控えるというのはどういうわけですか。

○安達説明員 御承知のとおり本人はその病院に入院を繰り返しております、それから公判廷でのいろいろな証拠関係もございまして、ここで申し上げることは差し控えたいと思っております。

○上原委員 じゃ、どういふ事件を起したかは説明できるでしょう。

○安達説明員 現在、本人は、五件の事件を起しまして、その五件の事件で公訴されてござい

○上原委員 厚生大臣も厚生省の皆さんも聞いていたわけですが、私は冒頭に申し上げましたように、この種のことには余り取り上げられるかと思つたりしたんですが、本日は警察とか法の裁きで十分対策をとればいいことだと思つて

います。しかし、そういった精神病院に入院をしていて一患者が、明らかに組合を敵対視した行為をやつておられるわけですか。しかも入院患者の何名かと共謀というか謀議をして、協議をした上でやつておられるわけですか。

ことしの二月一日に、名護市北部地区労務事務所を襲撃している。委員長、私はここに写真を持つ

てきてありますが、これをぜひ見ていただきたいと思つたのです。ちよつとこれを大臣と担当者

に。これは一枚しかないのですが、これはこの富村という人がある建物のドアをぶち壊して侵入しているところなんだ。それから、これは事務所に入り込んでいて暴力行為を振るつておられるところなんです。これはその病院の近くで汚物を組合員にぶつけておられるところ。もう一つ、これは棒切れを振り回して今にも襲いかかろうとしておられるところ。これはもうそじゃない、みんな立派な証拠なんです。これは凶器を袋に包んで、これから一発やつておられるところ。

なぜこういう行為をやつておられるのか。私は、これは背後にいろいろ問題があると思つた。実際、よく見てください。これはもう何でもありません。いやいや、大臣にもお見せください。二月一日にどのように器物損壊で侵入しているというところ。それで、その直後に組合員二名に負傷を負わせておられるのです。流血事件になつておられるのです。それが告訴されたのです。そして約一カ月——これはあれですか。警察庁の方、来ておられるか。どのくらい勾留されたのかをまず聞いてみましよう。

○安達説明員 お答え申し上げます。警察は、この事件につきましても厳正な捜査を遂げておられて、先ほど挙げられました被疑者はその現場で逮捕しております、二十日間の勾留をつけておられます。

○上原委員 保釈はいつやって、だれが身元引受人になつたのですか。保釈金は幾ら払つたのか。

○安達説明員 これは警察の所管事項ではございませんので私が答えするのはどうかと思つた。けれども、参考までに申し上げますと、私どもは、この身元引受人は当該福寿草病院の院長でございます。保釈金は百万円というふう聞いてお

○上原委員 こういう状態なんです、大臣。あれだけの暴力行為を振るつて、逮捕され勾留されたのです。今二十日とおっしゃるが、私が聞いた

のは一カ月くらいだったというのだが、差し支えがあつても困るのであえてきょうは病院の名前は言いませんが、今答弁があつたように、病院の院長が身元引受人になつておられるわけですか。しかも百万円の保釈金を出しているわけですか。これに疑問を持たない人がいますか、皆さん。しかも精神病院なんです。こういう運営のあり方というのは常識では考えられない。しかも保釈後と同じ行為をまだやつておられるのですよ。

どうやつておられるかという、ワゴンを宣伝カーみたいにつけて、盛んに街頭宣伝をやつておられる。本人が演説をぶつて、その患者五、六名と運転をさせて一緒にやつておられるわけですか。入院患者と一緒にやつておられる。こんな病院経営ってありますかね。冗談じゃないですよ、本当に。だから、私は、こういうことがなせまかり通るのか。もし労働組合とか私なんかそんなことをしたら、とてもじゃないが全く保釈どころじゃないよ。この警察の扱い方というか経過というものが、常識で考えて非常に疑問がある。したがって私は、きょうはここでこの問題を明らかにいたしました。ぜひ十分な捜査をして、早目に平常な病院の労働関係に戻るよう、またこの病院が健全な方向にいくように、特段の行政指導なり関係者とお話をすべきだと思つたのですが、この点

どうお考えかということ。しかもこの人は、組合事務所を殴りかつただけじゃないのですよ。名護市の市議会の議場にも乱入しているのですよ。事件の後、三月二十四日に、ほかの二人と一緒に名護市市議会に乱入して議事を妨害しているのですよ。警察、なぜこういう人が大手を振つて歩かなければいかぬのですか。ちよつと考えられないのですよ。警察は捜査中だと言つたのだが、こういうことをやつてもなお釈放されたり自由に行動ができるものだから、労使の関係もうまくいかないということに結果的になつておられるわけだ。

そこで、時間が来ましたので、あのこともあるりますから結びますが、厚生大臣、これは医療法

第一類第一号 内閣委員会議録第十三号 昭和六十一年四月二十四日

の面からしても病院経営の面からしても問題がある。また、法秩序の面からしても問題があるという。労働省も来ていると思うのですが、これは労働省はどういう対策をとっているのか。不当労働行為とか何とかでやっていると聞かれています。今提出されているのでしよう。

○廣見説明員 この件につきましては、先ほどお話しがございましたように、解雇をめぐるしまして仮処分申請が出されているというふうな承知いたしておりますが、労働委員会の方への不当労働行為という形での申し立ては、現段階ではなされておらないようでございます。

○上原委員 やはりその前段のことがあるからでしょうが、要するに厚生大臣、しかも精神病院で、薬剤師も置かないで勝手に調剤をやって事故を起こし、トラブルを起こしている。そして暴力行為は絶え間ないわけですよ。この人は私が聞いていた範囲では前科九犯か十犯ですよ。かつては大問題を起した経歴の持ち主なんです。そういう人をわざわざこういう精神病院に入院をさせて、そして患者と一緒に生活して、組合があると医療費がたかさんつくから、あなた方もっと医療費を取られるから、組合をつぶさぬとだめだということを感じに教唆しておいて、暴力行為を振るっているわけですよ。これが許されるというなら、世の中、法も何も要らないじゃありませんか。

したがって重ねて申し上げますが、医療法の面からしても、医療行政の面からしても、法秩序の面からしてもこれは問題である。また、こういう人が入院患者として病院を利用する限りにおいては、労使関係がうまくいくはずがないですよ、一種の暴力行為だから。そういう面でも、厚生省としても警察庁としてもよく協議をなされて、一日も早く健全な方向に持っていく最大の努力をやるべきだと私は思う。これを野放しにしておくいはない。ぜひそういう方向に強い姿勢で臨んでいただきたいと思うのですが、これまでのやりとりを聞いての大臣の所見と、どういう対処をなさろうとするのかをお聞かせいただきたいと思いま

す。

○今井國務大臣 医療機関に關します大変大事な問題でございますから、労働担当部局とも十分連絡をとりまして、まず医療に支障が生じないように強力な指導をしたいと思ひます。

それから暴力の問題でございますが、これはお話しやるとおり、暴力の行使なんということとは断じて許されるべきものではありません。その調査を今警察当局がなすつておられるようでございますから、その調査は警察当局にゆだねるべきものであろうと考えておりますが、その警察当局の調査の結果、医療法であるとかあるいは医師法等に照らしまして問題となるべき事柄があるならば、しかるべき措置を講じてまいらるべきでございます。

○上原委員 これで終わりますが、警察も起訴中なんですよということでしたが、僕はきょうは余り詳しいことは言いませんでした、どういふ人でも人権の問題があるし。またあえて病院長の名前を言わなかったが、あなたが御答弁なされたように身元引受人になって、しかも百万円の保釈金を払った。これも、どう考えてもおかしいですよ。そういう面を含めて、もう少し迅速にこの種のことはいつと対処をしていただきたいと思うのですが、いいですね。もう一度これは御見解を聞いておきましょう。

○安達説明員 お答えします。警察は、いかなる事案においても不偏不党、厳正公平な態度で臨んでおりまして、本件に關しても違法行為については厳格な措置を講じております。今後もしそういう違法状態があれば、これは直ちに厳正な捜査を遂げるということでございます。

○上原委員 きょうのところはこの程度にとめておきます。厚生大臣も強い決意を申し述べていましたし、また警察もそれなりの対処をなさるといふことですから、いまま少し見届けますが、放置できる問題じゃないのです。早目にひとつ、労使関係もうまくいき、病院経営も健全化の方向に持っていくように、薬剤師の確保の問題とか、医療法の面からの十分な行政指導を強く要望して、こ

れで終わります。

○志賀委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○志賀委員長 これより討論に入ります。討論の申し出がありますので、順次これを許します。小川仁一君。

○小川(仁)委員 私は、ただいま質疑を結局いたしましたところの厚生省設置法の一部を改正する法律案に対し、日本社会党・護憲共同を代表して、反対の討論を行います。

本法案は、高度専門的医療の発展を受けて、国立精神・神経センターを設置する内容であり、その設置そのものは極めて適切であると考へます。しかしながら、これら高度医療はその対象が極めて限定されており、大多数の国民はその恩恵に浴することはできません。これら高度医療があまねく国民に対して施されるべきであり、地方分院等の整備について、今後の課題として要求をいたしておきます。

さて、本法案の背後には、厚生省が進めようとしている国立病院・療養所の再編計画があることは、先般来のこの委員会における審議によって明らかになりました。すなわち、厚生省が今国会に提出いたしました国立病院等の再編成に伴う特別措置に關する法律案がそれであり、この再編成は、国による地域医療の水準維持を望む当該地元市町村の熱望を裏切つて、国立病院・療養所を統合し、廃止し、移譲して、地域医療を放棄するものにほかなりません。

今般の厚生省設置法改正では、国の一方的な再編の強行によつて、従来法律事項であつた高度医療機関を政令事項に落とし、国民の意思を反映すべき国会の審議を省き、厚生省の都合のみによつて、国民の医療を奪うことに道を開くことにほかなりません。

私どもは、さしたる理由もないこの厚生省設置法に反対するものであることを申し上げ、反対討論を終わります。(拍手)

○志賀委員長 三浦久君。

○三浦(久)委員 私は、日本共産党・革新共同を代表して、厚生省設置法の一部を改正する法律案に對して反対の討論を行います。

反対の第一の理由は、本法案が、中曾根内閣が標榜する戦後政治の総決算、すなわち軍備拡大、国民犠牲の臨調路線の強行による福祉・教育の切り捨ての一環として、国立病院・療養所の縮小・再編成計画を行政組織の面から推進しようとするものであるからであります。国立病院・療養所の統廃合は、日本の総ベッド数を百六十五万床から百万床に減らすという計画の一環であり、地域医療からの撤退による国民医療の切り捨てであります。

反対の第二の理由は、ナショナルセンター設置について総称だけを法律事項として、これまで疾病ごとの名称にしてきたセンターを政令事項としたこととあります。厚生省は疾病構造の変化等に機動的に対応するためと称していますが、その意図は、国会の審議を抜きにして勝手に国立病院・療養所を統廃合できるようにしようということにほかなりません。行政組織の統廃合は国民の権利義務にかかわる重要問題であります。だからこそ現憲法で、行政組織法定主義が明確に實かれているのであり、それを政令にするということは、行政組織法定主義に逆行するものであります。

第三は、本法案の附則による児童福祉法等四法律の改正についてであります。これらはいずれも統廃合促進の障害を除去する措置であり、筋ジストロフィー患者を、指定された国立病院などでも收容できるようにしたことは、この病気が長期間の治療を必要とするために、これまで、敷地も広く治療環境もよい療養所で治療効果を上げてきたことを無視して、ただ統廃合の理由だけで、患者を敷

地も狭いビル型の病院に押し込めようとする措置
であります。患者と治療効果を無視した附則の改
正にも反対であります。

最後に、審議の中で明らかになりましたよう
に、統廃合の全体計画では、移譲といいながら、
既に内部では、移譲対象施設についても統廃合す
ることを決めている、でたためな選定基準のもと
に作成された全体計画でありまして、これはまさ
に国民を愚弄するものであり、私はこの全体計画
の撤回を強く要求したいと思ひます。

全国の地方自治体のほぼ九割に当たる二千九百
五十九自治体から、国立病院・療養所の縮小・再
編計画に反対する意見書や決議が提出をされてい
ます。これらの意見書や決議のほとんどが、自民
党、社会党、公明党、民社党、新自由クラブ、そし
て我が党による全会一致によつて採択されたもの
であります。私は、広範な国民の医療に対する切
実な要求に反して、国立病院・療養所を縮小・再
編成し、国民医療の切り捨てを促進する本法案
に、断固反対することを表明して、反対討論を終
わります。(拍手)

○志賀委員長 これにて討論は終局いたしまし
た。

○志賀委員長 これより採決に入ります。
厚生省設置法の一部を改正する法律案について
採決いたします。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)
○志賀委員長 起立多数。よつて、本案は原案の
とお可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。
ただいま議決いたしました法律案に関する委
員会報告書の作成につきましては、委員長に御
一任願いたいと存じますが、御異議ありません
か。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○志賀委員長 御異議なしと認めます。よつて、

さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○志賀委員長 次回は、来る五月六日火曜日、午
前九時四十分理事會、午前九時五十分委員會を開
會することとし、本日は、これにて散會いたしま
す。

午後六時五十九分散會

第一類第一号

内閣委員会議録第十三号

昭和六十一年四月二十四日

昭和六十一年五月十日印刷

昭和六十一年五月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K